

R 7 宮繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気

図 面 リ ス ト											
通し番号	図 番	図 面 名 称	縮 尺	通し番号	図 番	図 面 名 称	縮 尺	通し番号	図 番	図 面 名 称	縮 尺
01		表紙、図面リスト	—	21	E-14	教室棟（東） 電灯設備 3階平面詳細図	1/50	41	E-34	北校舎 コンセント設備 2階平面詳細図	1/50
02	共-01,02	宮繕工事共通仕様書（1）（2）	—	22	E-15	福祉実習棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	42	E-35	宿泊訓練棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50
03	共-03,04	宮繕工事共通仕様書（3）（4）	—	23	E-16	特別教室棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	43	E-36	宿泊訓練棟 コンセント設備 2階平面詳細図	1/50
04	共-05,06	宮繕工事共通仕様書（5）（6）	—	24	E-17	特別教室棟 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	44	E-37	管理・教室棟 改修後 1階展開図	1/50
05	電特-01,02	電気設備工事特記仕様書（1）（2）	—	25	E-18	特別教室棟 電灯設備 3階平面詳細図	1/50	45	E-38	管理・教室棟 改修後 2階展開図	1/50
06	電特-03,04	電気設備工事特記仕様書（3）（4）	—	26	E-19	屋外北トイレ 電灯設備 平面詳細図	1/50	46	E-39	管理・教室棟 改修後 3階展開図	1/50
07	電特-05	電気設備工事特記仕様書（5）		27	E-20	北校舎 電灯設備 1・3階平面詳細図	1/50	47	E-40	教室棟（東） 改修後 1階展開図	1/50
08	E-01	付近見取図・配置図	1/800	28	E-21	北校舎 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	48	E-41	教室棟（東） 改修後 2階展開図	1/50
09	E-02	盤結線図・照明器具姿図	—	29	E-22	宿泊訓練棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	49	E-42	教室棟（東） 改修後 3階展開図	1/50
10	E-03	管理・教室棟 1・2階平面図	1/200	30	E-23	宿泊訓練棟 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	50	E-43	福祉実習棟 改修後 1階展開図	1/50
11	E-04	管理・教室棟 3階平面図	1/200	31	E-24	管理・教室棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	51	E-44	特別教室棟 改修後 1階展開図	1/50
12	E-05	福祉実習棟 1階平面図	1/100	32	E-25	管理・教室棟 コンセント設備 2階平面詳細図	1/50	52	E-45	特別教室棟 改修後 3階展開図	1/50
13	E-06	特別教室棟 1・3階平面図	1/200	33	E-26	管理・教室棟 コンセント設備 3階平面詳細図	1/50	53	E-46	北校舎 改修後 2階展開図	1/50
14	E-07	北校舎 1・2階平面図	1/200	34	E-27	教室棟（東） コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	54	E-47	宿泊訓練棟 改修後 1・2階展開図	1/50
15	E-08	宿泊訓練棟 1・2階平面図	1/100	35	E-28	教室棟（東） コンセント設備 2階平面詳細図	1/50	55	E-48	宿泊訓練棟 改修後 2階展開図	1/50
16	E-09	管理・教室棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	36	E-29	教室棟（東） コンセント設備 3階平面詳細図	1/50	56	E-49	留意事項・参考工程表（1）	—
17	E-10	管理・教室棟 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	37	E-30	福祉実習棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	57	E-50	留意事項・参考工程表（2）	—
18	E-11	管理・教室棟 電灯設備 3階平面詳細図	1/50	38	E-31	特別教室棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	58	E-51	留意事項・参考工程表（3）	—
19	E-12	教室棟（東） 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	39	E-32	特別教室棟 コンセント設備 3階平面詳細図	1/50	59	E-52	全体仮設計画図（ステップ図）	1/800, 1500
20	E-13	教室棟（東） 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	40	E-33	屋外北トイレ コンセント設備 平面詳細図	1/50				

課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

				工事名	R 7 宮繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	 株式 宮 建 築 設 計 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 629-5505 (代)	
				設計	竣工	図面名		通し番号
				R6.6		表紙、図面リスト	縮尺 A2=— A3=71%	01

- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落れた工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

- ③ 提出書類
- ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・工事写真(電子データ2部)
 - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負順に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書
1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ①

本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。

官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。

・ 自家用電気工作物の保安規程(本工事に關し定める

・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)

・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。

・ 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事

・ 別途
- ②

官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③

官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件

施工条件は次による。

- ①

工事計画においては事前に学校、監督者と調整の上決定すること。
- ②

施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。

また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③

工事車両等の配置及び経路は、日時により制限があるので事前に打合せを行うものとする。

※工事車両の搬入搬出は、8:40以降に行うこと。15:40～17:00の間の下校時の搬入は、生徒の往来が多いため、極力控えること。

なお、通行することが予想される場合は、事前に学校と協議をすること。
- ④

工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡をして適切な処理をすること。
- ⑤

本工事に支障のある植栽は場外移植として仮撤去をし、工事完了後元に移植する。
- ⑥

その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

① 廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	旭鉱石(株) (中間処分)	○	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4 徳島市飯谷町枇杷の久保17-3、20	7	1,600	t
コンクリート(有筋)	旭鉱石(株) (中間処分)	○	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4 徳島市飯谷町枇杷の久保17-3、20	7	2,000	t
アスファルト	㈱エース (中間処分)		徳島市論田町新開66-100 徳島市論田町新開66-100	4.3	1,900	t
金属(処分)	(有)荒木商店	○	徳島市渋野町楠木野旗9番地 徳島市方上町鶴島22-1,23-1	4.3	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	19.7	5,640	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	19.7	35,000	t

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・

コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

- ・

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。

- ・

上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等

- ①

本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

6. 機材の品質等

- ①

本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ②

下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。

1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。

2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。
- | 品 名 | 機 材 名 ・ 注 記 |
|-----------|--|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形) |
| 高圧機器 | 高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 |
| 蓄電池 | ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 |
| 交流無停電電源装置 | 常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型) |
| 太陽光発電装置 | パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。 |
| 監視カメラ装置 | |
| 中央監視制御装置 | 簡易形監視制御装置、監視制御装置 |
- ③

機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④

機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
7. 施工調査
- ①

工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。

②

工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。
- 設計者情報：株式会社宮建築設計
管理建築士
清水
康代
番号
3 3 3 7 0 7
- 電特-01
電気設備工事特記仕様書(1)
- 設計者情報：株式会社宮建築設計
管理建築士
清水
康代
番号
3 3 3 7 0 7
- 電特-02
電気設備工事特記仕様書(2)

2章 共通工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））
① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に動くものとする。
 - 施設の分類、地域係数
施設の分類(

特定の施設

 ・ 一般の施設) 地域係数(

1.0

 ・ 0.9)
 - 重要機器
(

配電盤

 ・

防災用発電装置

 ・

直流電源装置

 ・

交流無停電電源装置

 ・

交換機

火災報知受信機

 ・

中央監視制御装置

 ・

構内情報通信網装置

 ・)
 - 設計用標準水平震度

		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー
あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
(

試験方法

 ・

試験箇所数

)
 - 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。

③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査
① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 試験
① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
 - 照度測定

 ・

絶縁抵抗測定

5. 接地工事
接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法mm）
・ 共同接地（A・C・D種）	EA・C・D	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 共同接地（A・B・C・D種）	EA・B・C・D	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ A種	EA	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ B種	EB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×2連－2組
・ C種	EC	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ D種	ED	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ ELCB用	EELCB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 雷保護用	ELA	Ω以下	・ EP－0.6×2 ・ EB(D=14又はW=40) × 連－組
・ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 交換機機極用	Et	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－1組
・ 本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 拡声増幅器用	Edt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 各種通信機器用	Eda	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 保安器用	ELt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 測定用補助	E0	－	EB（D=14又はW=30）×1

(備考) EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

6. その他共通事項
① 配管工事
 - 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠べい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
 - 屋外の防水形プルボックスは、(

ステンレス製

 ・ 鋼板製 ・ 樹脂製)とし、(

メラミン焼付塗装

 ・

溶融亜鉛めっき

 ・

無塗装

)とする。
② 配線工事
 - 高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。
③ 塗装工事
 - 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
④ 配線器具
 - 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。
⑤ 支持金物等
 - 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
⑥ 用途別表示
 - 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。（標仕<2>2.2.10、<2>2.12.5）
 - なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
⑦ その他
 - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 関連工事

1. 仮設工事
① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 既存電力利用(

出来る

 ・ 出来ない)、電力料金(

有償

 ・ 無償)
 - 既存用水利用(

出来る

 ・ 出来ない)、用水料金(

有償

 ・ 無償)
② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 同用地は、(

図示の場所に

 ・ 用意していないので業者にて)設けること。
③ 足場その他
足場及び作業構台の類を(

本工事で設置する

 ・

関連工事が定置するものを無償で利用できる

)。
・ 外部足場(図示の通り)
足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

・ 内部足場(図示の通り)

4章 電灯設備

1. 照明器具
LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。
2. 非常用照明器具の照度測定
設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。
3. 照明制御の照度測定
明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。
照度測定時期 100%点灯時(

夜間

 ・ 昼間) 調光制御点灯時(

夜間

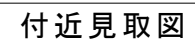
 ・ 昼間)

5章 その他

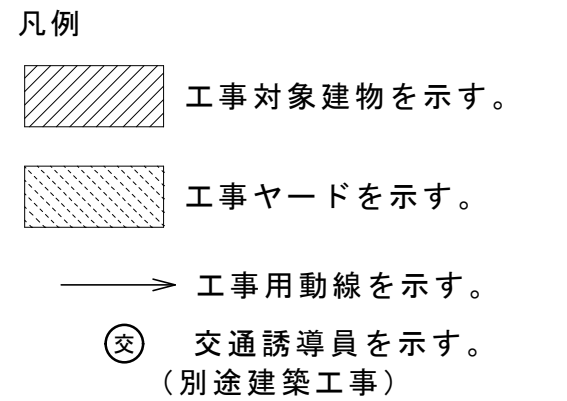
1. 機器取付高さ
次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測 点	取付高 (mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
〃（台上）	台上～中心	150	
〃（土間）	床上～中心	800～1,300	
〃（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
〃（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
〃（外部受付）	床上～中心	標準図による	
〃（モニタ付）	床上～中心	1,400	
〃（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900 (400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器（都市ガス）	天井下～下端	300	
〃（LPガス）	床上～下端	300	

2. 配線記号等
- ① EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- ② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
- (G16) (G22) … 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- (16) (22) … PF管 (単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
- (19) (25) … ねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- ③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。



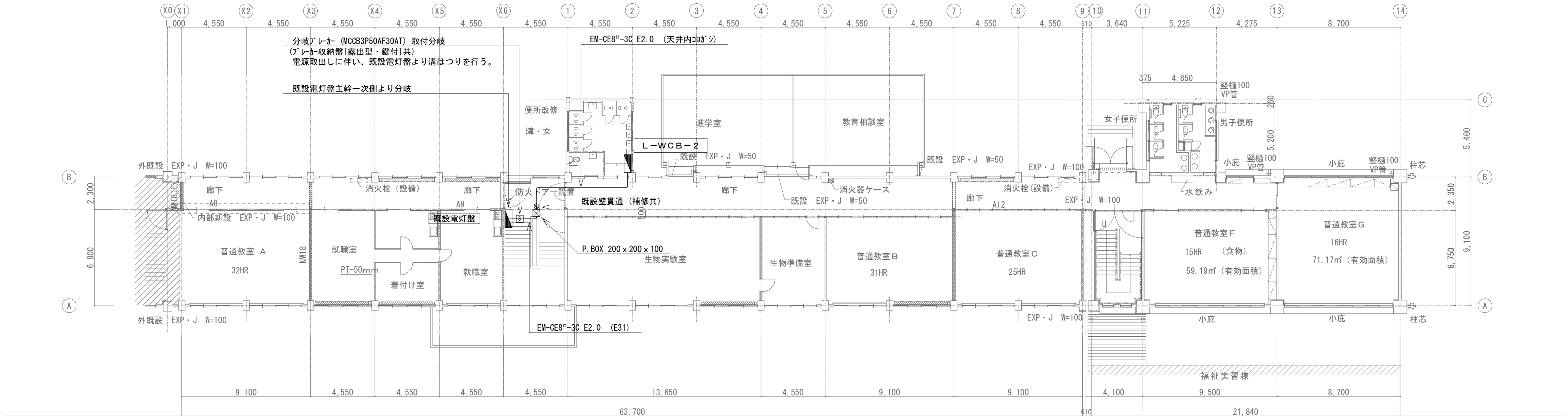
A diagram of a circle with a vertical line segment drawn from the top point to the bottom point. The letter 'N' is placed above the top point of the line segment.



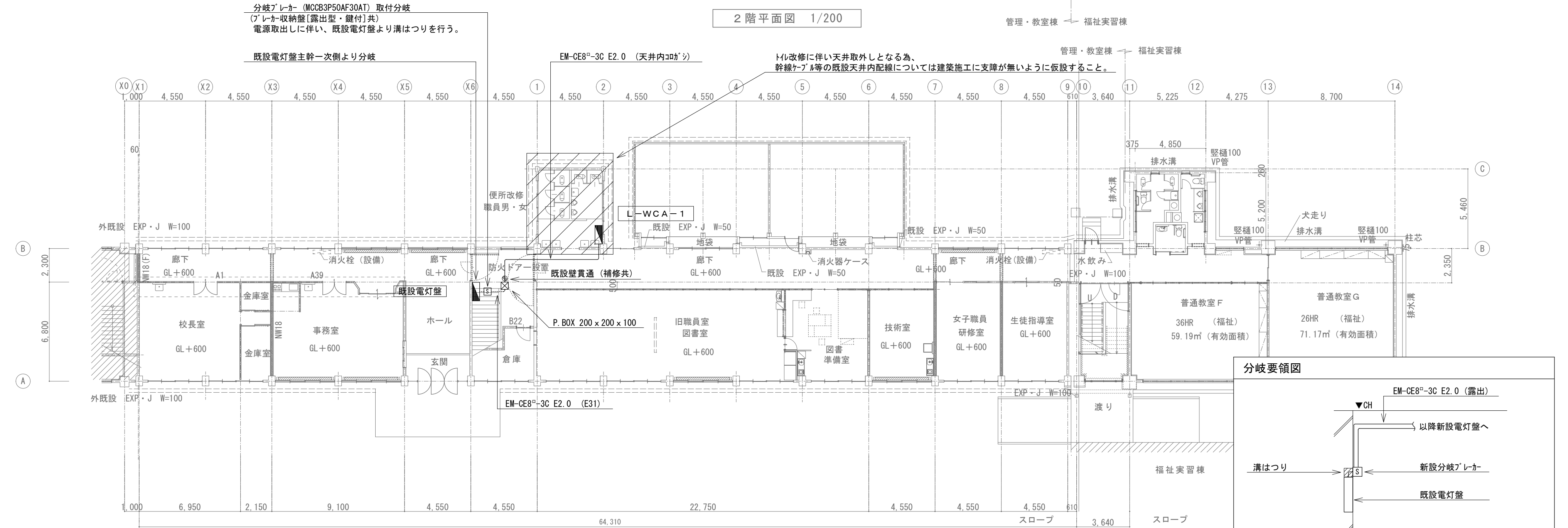
配置图 1/800

支障物件の確認	
◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。	
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。	
◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線を調査すること。 また、穴明け量出し位置や既存筋状防汚マーキング（必要に応じて電線管等の位置含む）を行い、監督員の確認を受けて施工すること。	

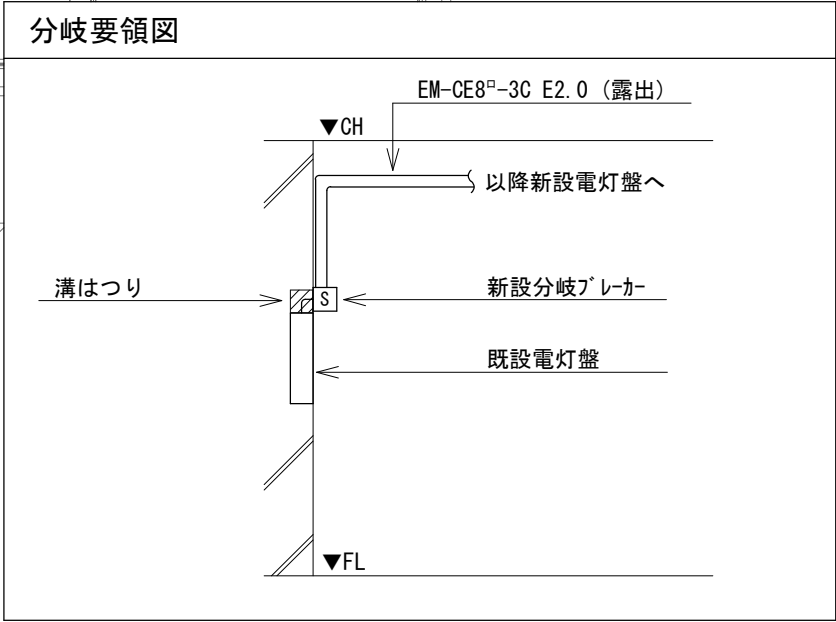
		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-01	 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	
設計	竣工	図面名	付近見取図、配置図	縮尺	A2=1/800 A3=71%		通し番号



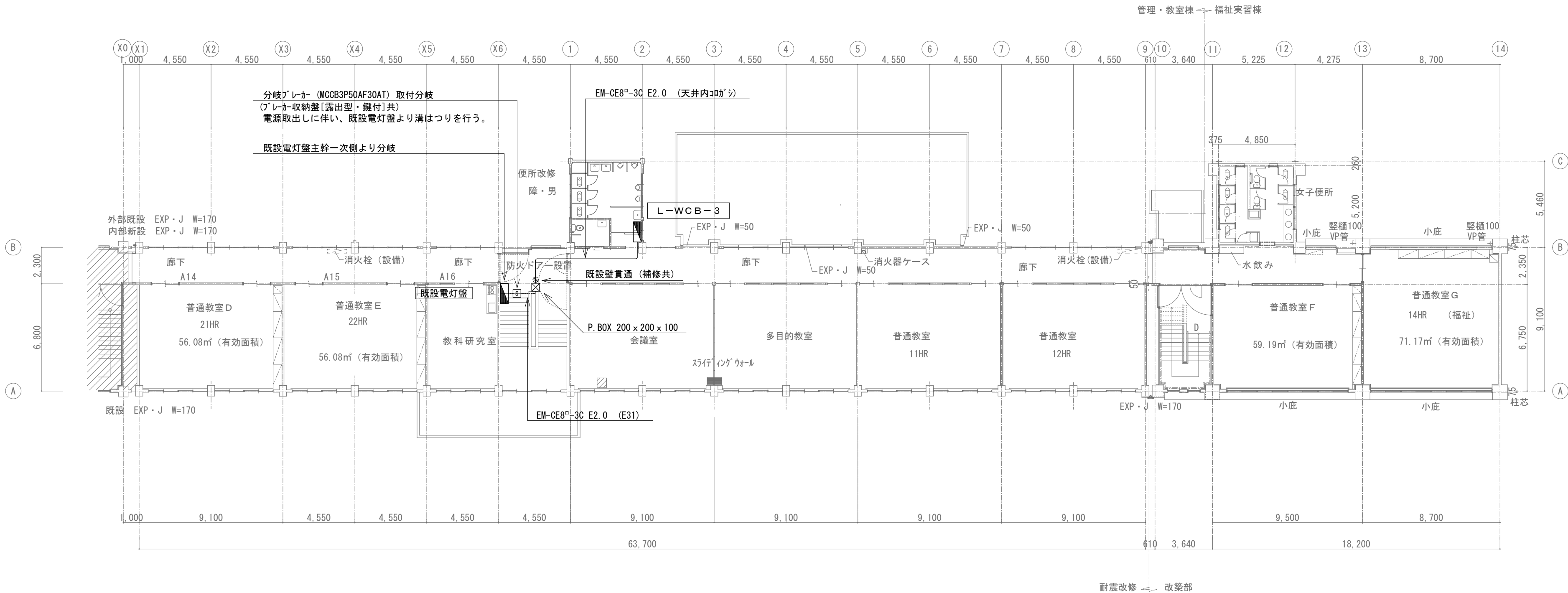
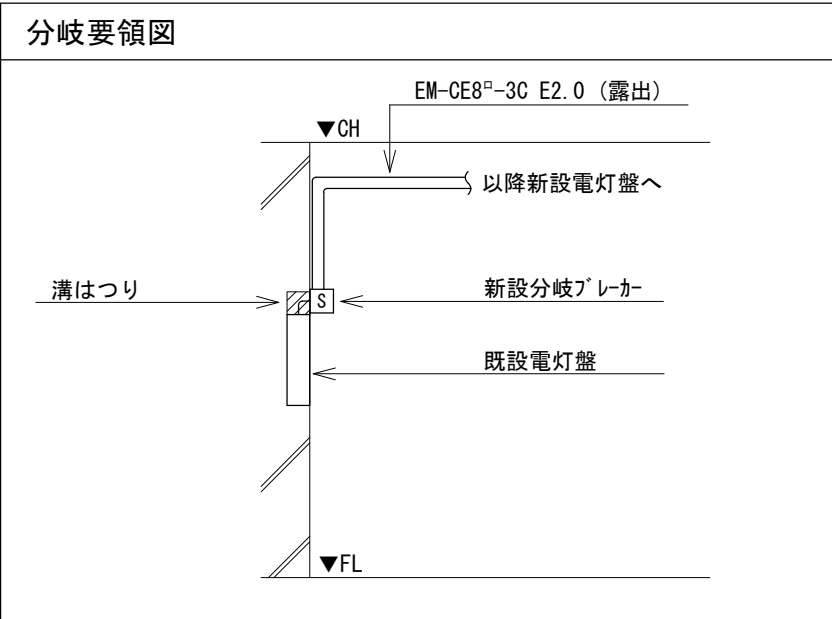
2 階平面図 1/200



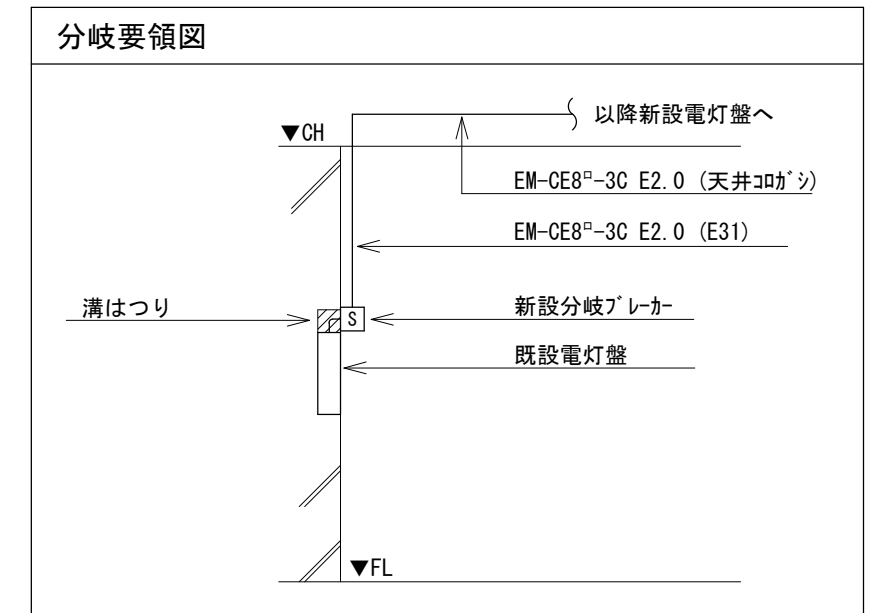
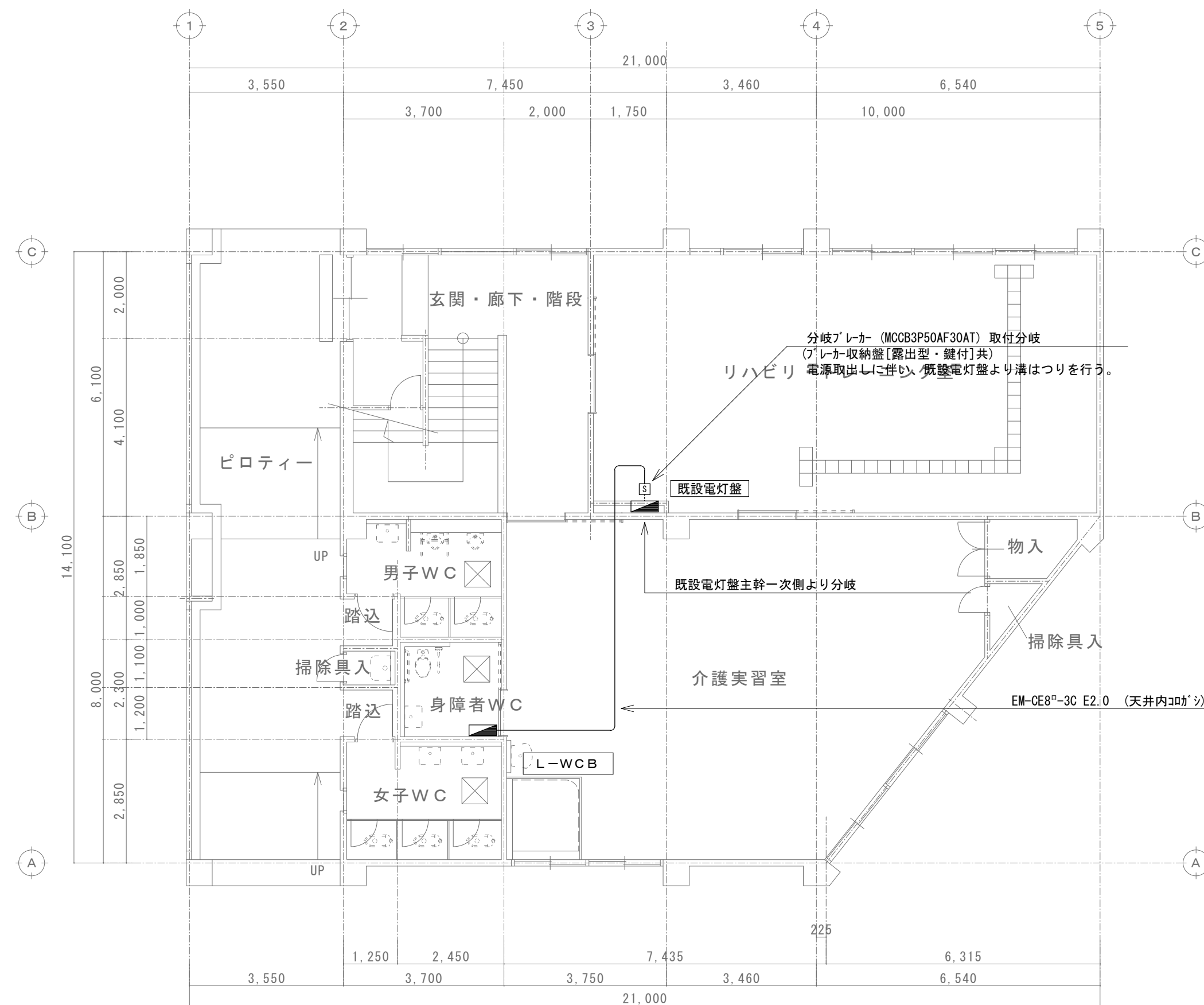
1 階平面図 1/200



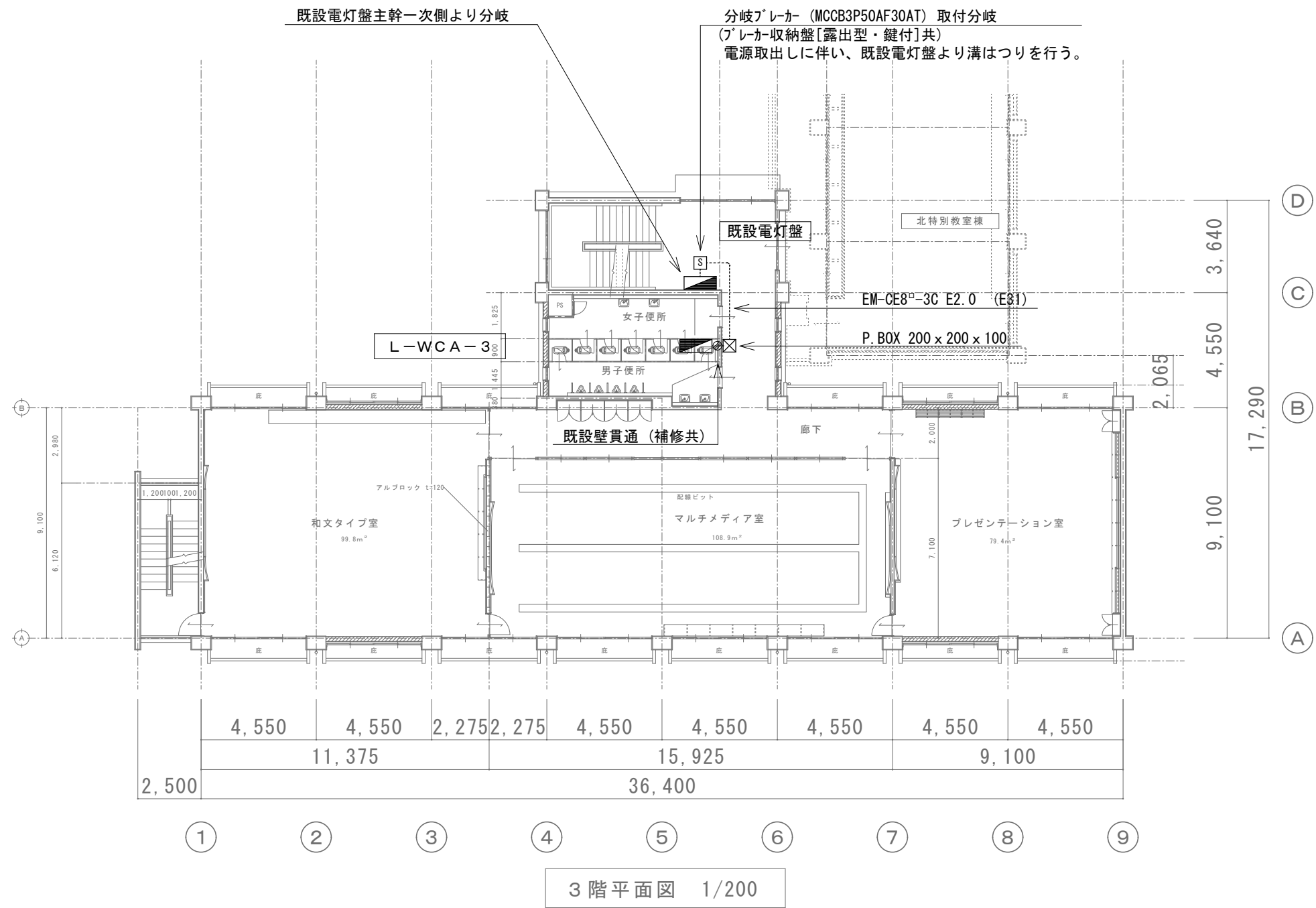
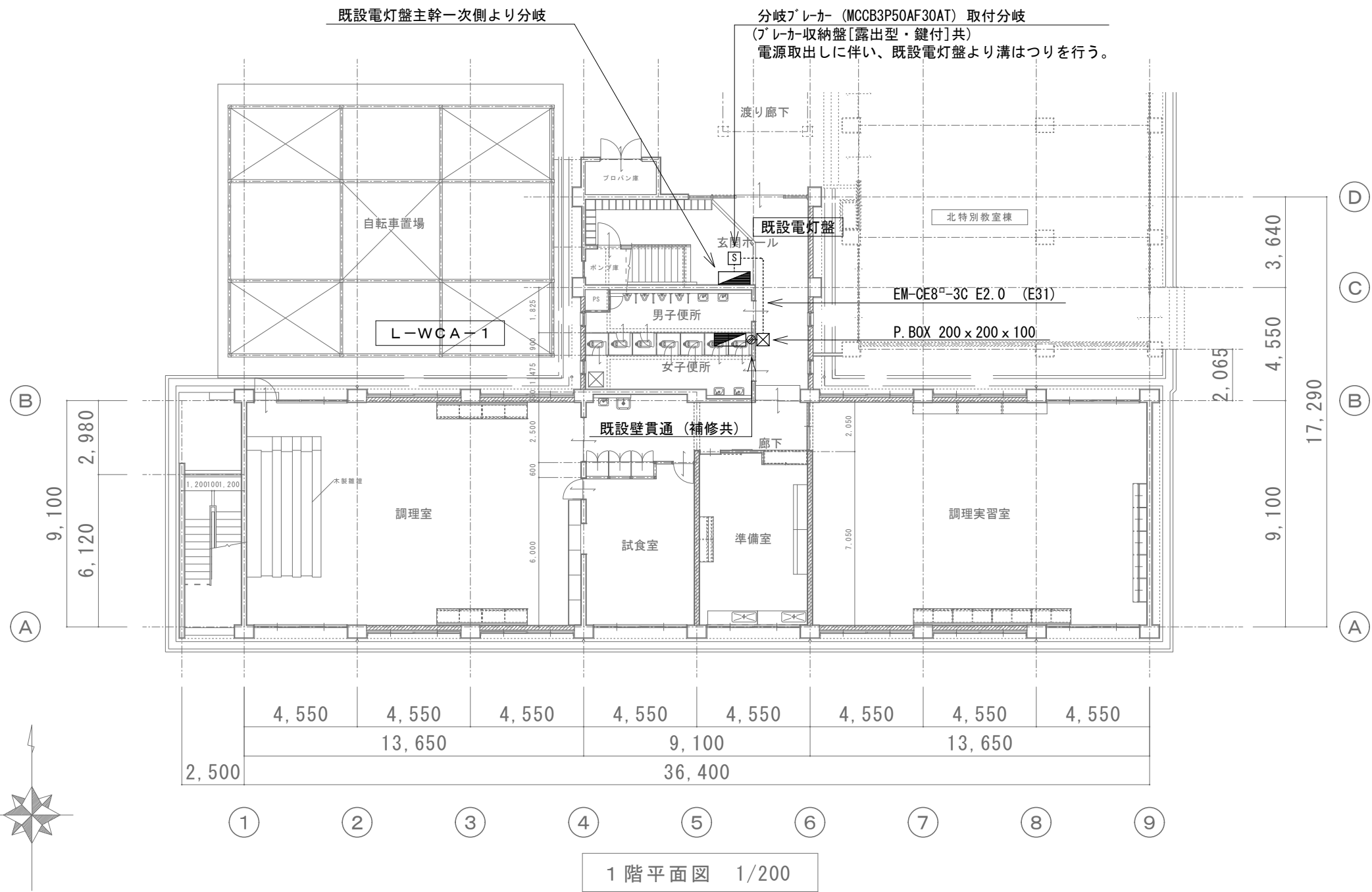
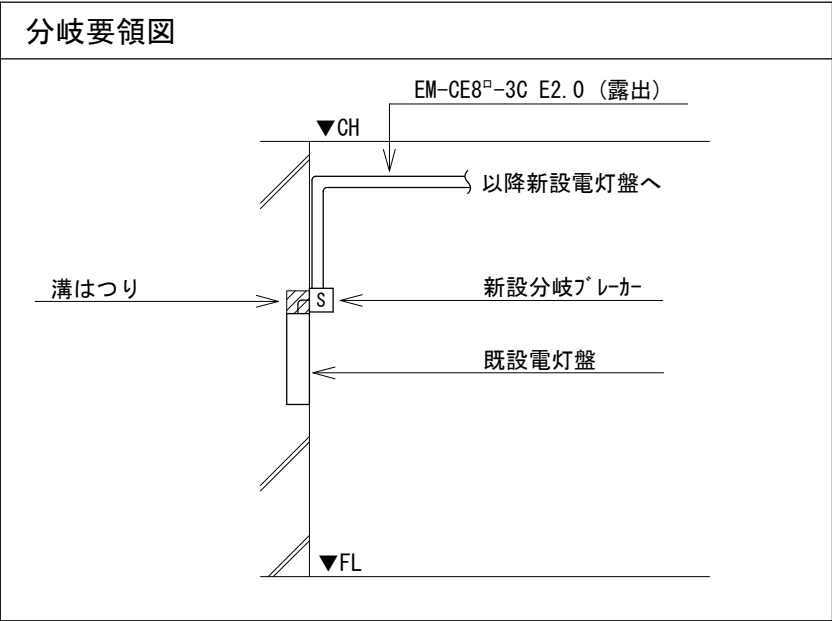
		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気		図面番号	E-03		 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIYA	管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号
		設計	竣工	図面名	管理・教室棟 1・2 階平面図		縮尺	A2=1/200 A3=71%				
		R6.6									10	

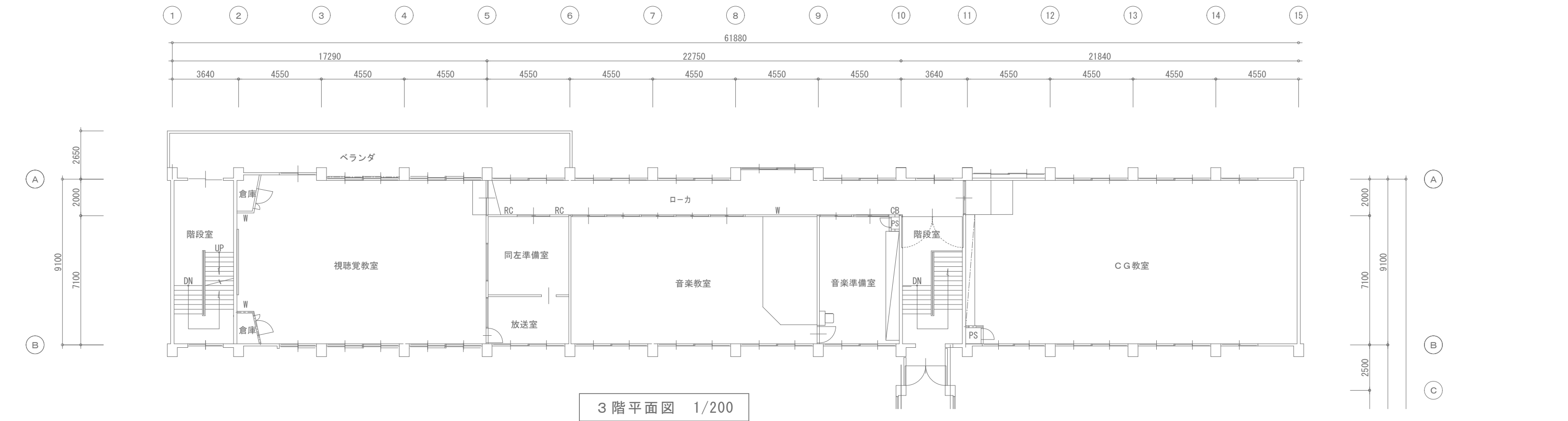


3 階平面図 1/200

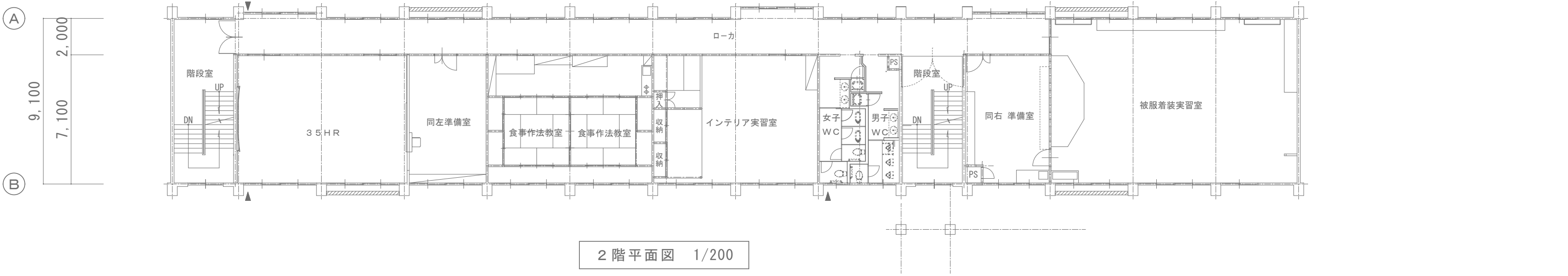


		工事名 R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気		図面番号 E-05		 株式会社 宮 建築設計		
		図面名 福祉実習棟 1 階平面図		縮尺 A2=1/100 A3=71%		管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)		通し番号 12

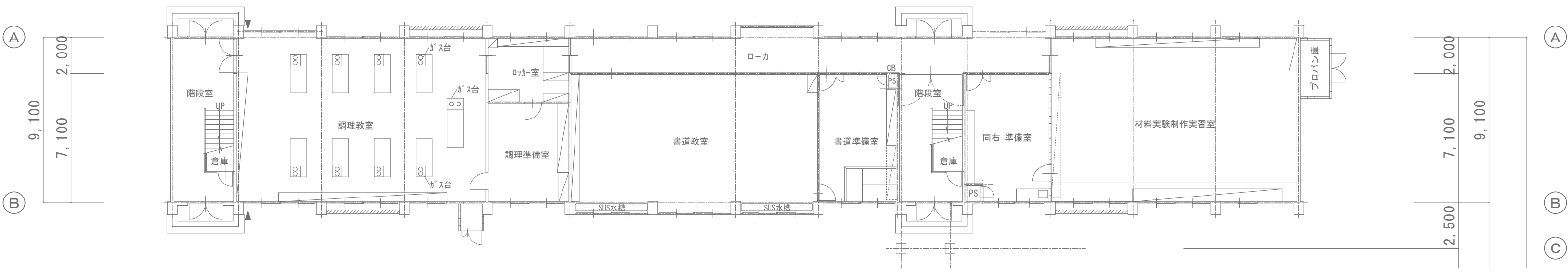




3 階平面図 1/200



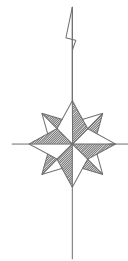
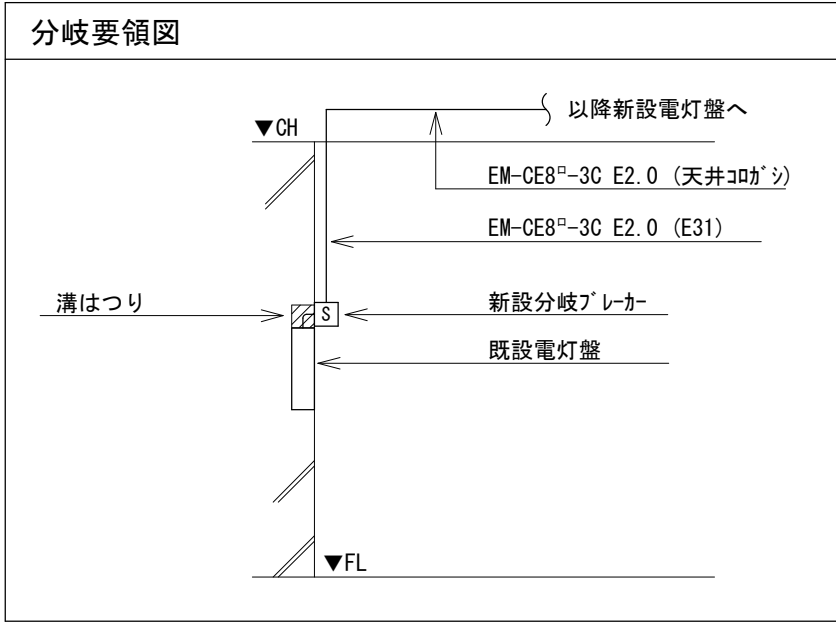
2 階平面図 1/200

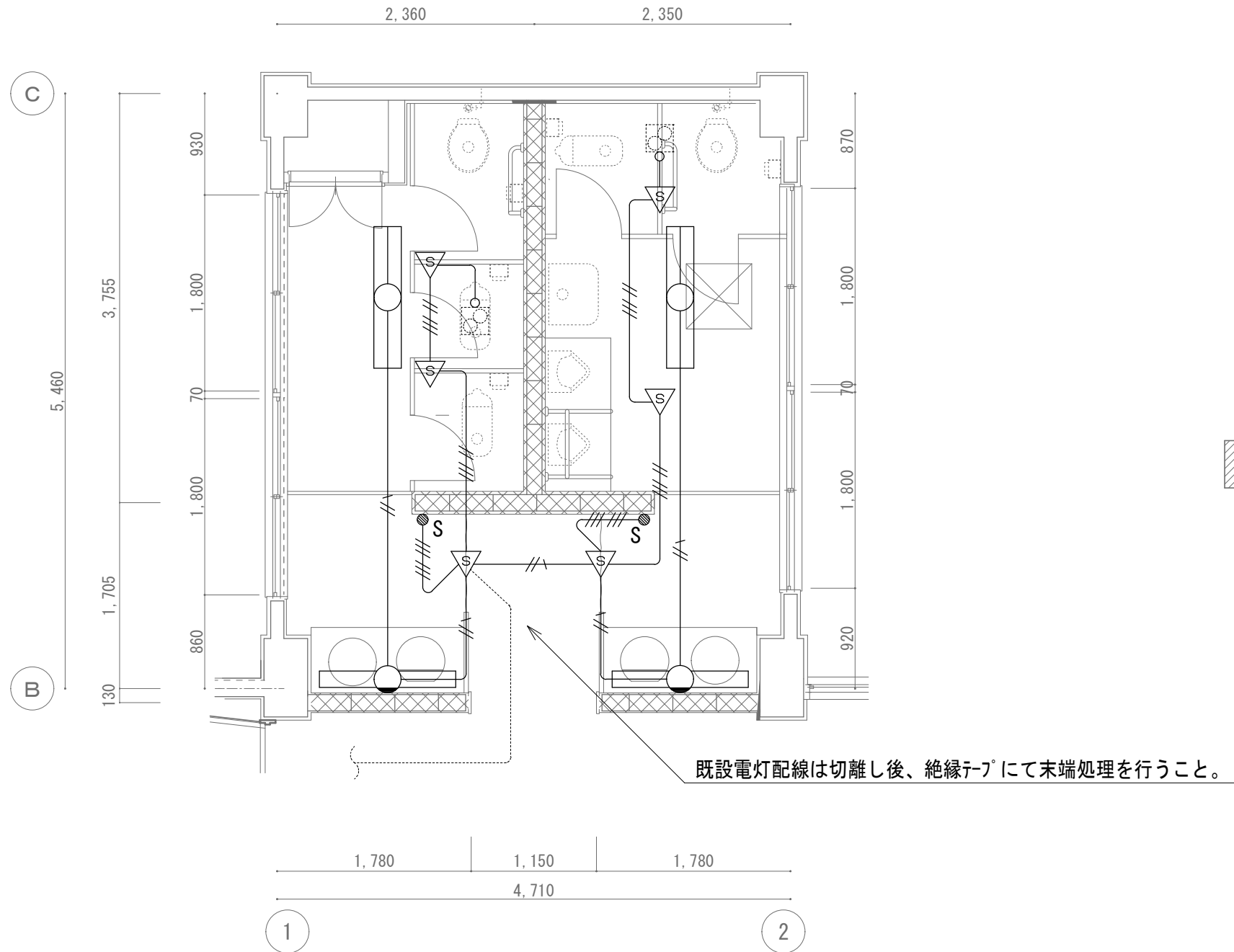


1 階平面図 1/200

2 階平面図 1/100

1 階平面図 1/100





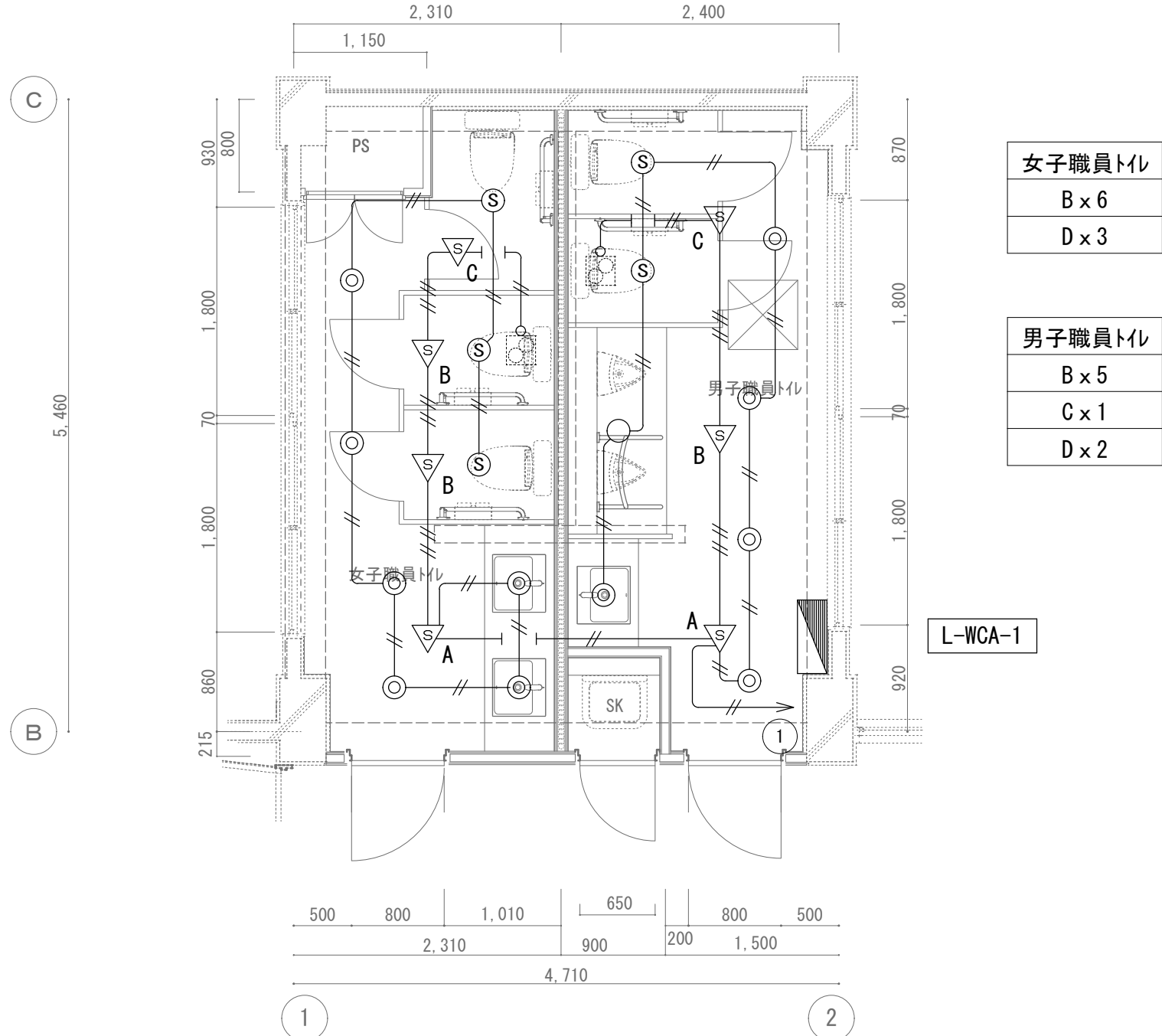
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1. 6-2C	
		VVF1. 6-3C	
		VVF1. 6-3C (1Cアース)	
		VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W×1 埋込型
	照明器具 FL40W×2 埋込型
	照明器具 FL40W×1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

- (注記)
- 図中明記なき実線 で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。

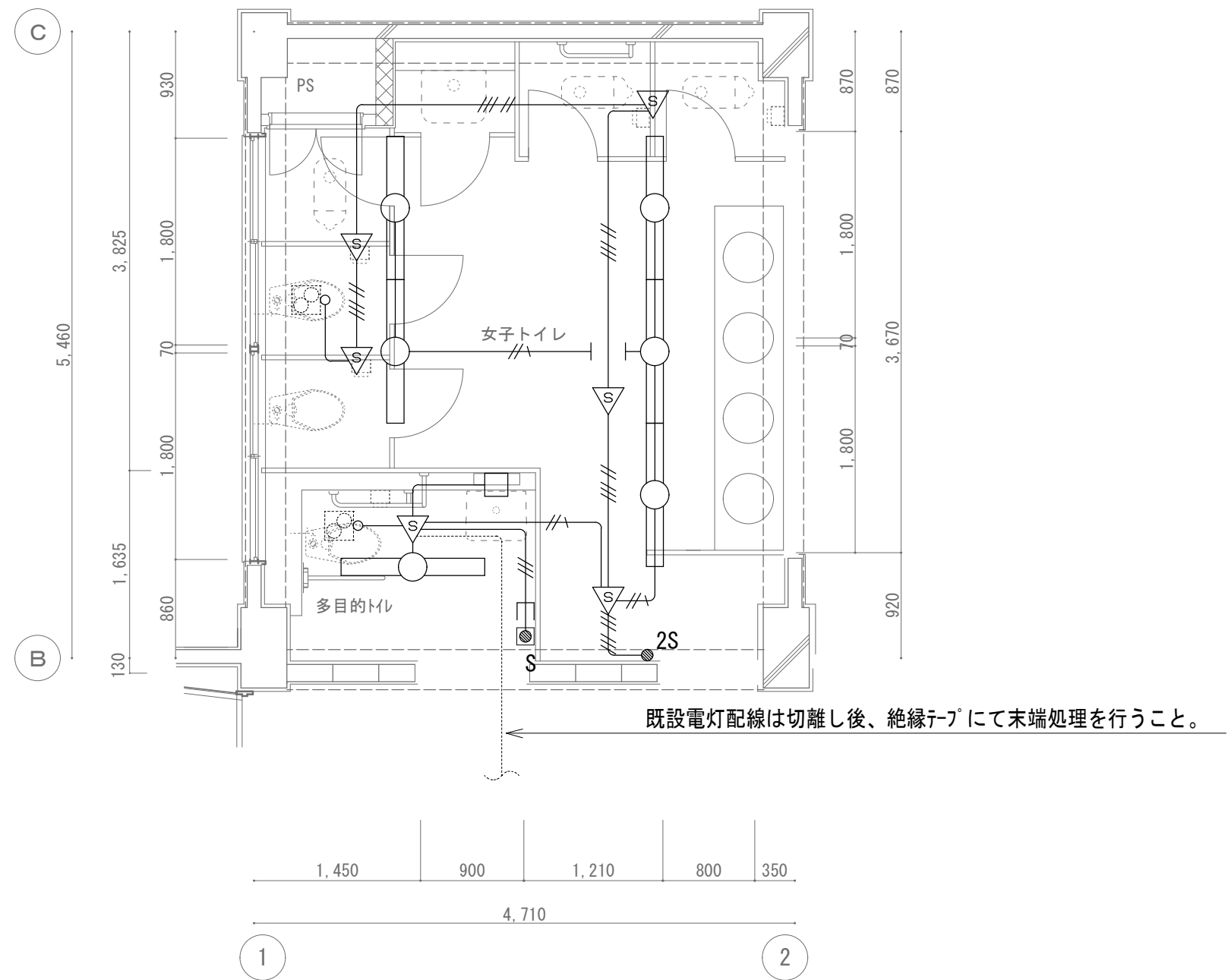


図中明記なき配管・配線は下記とする。

電灯回路		EM-EEF1. 6-2C
		EM-EEF1. 6-3C
		EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	



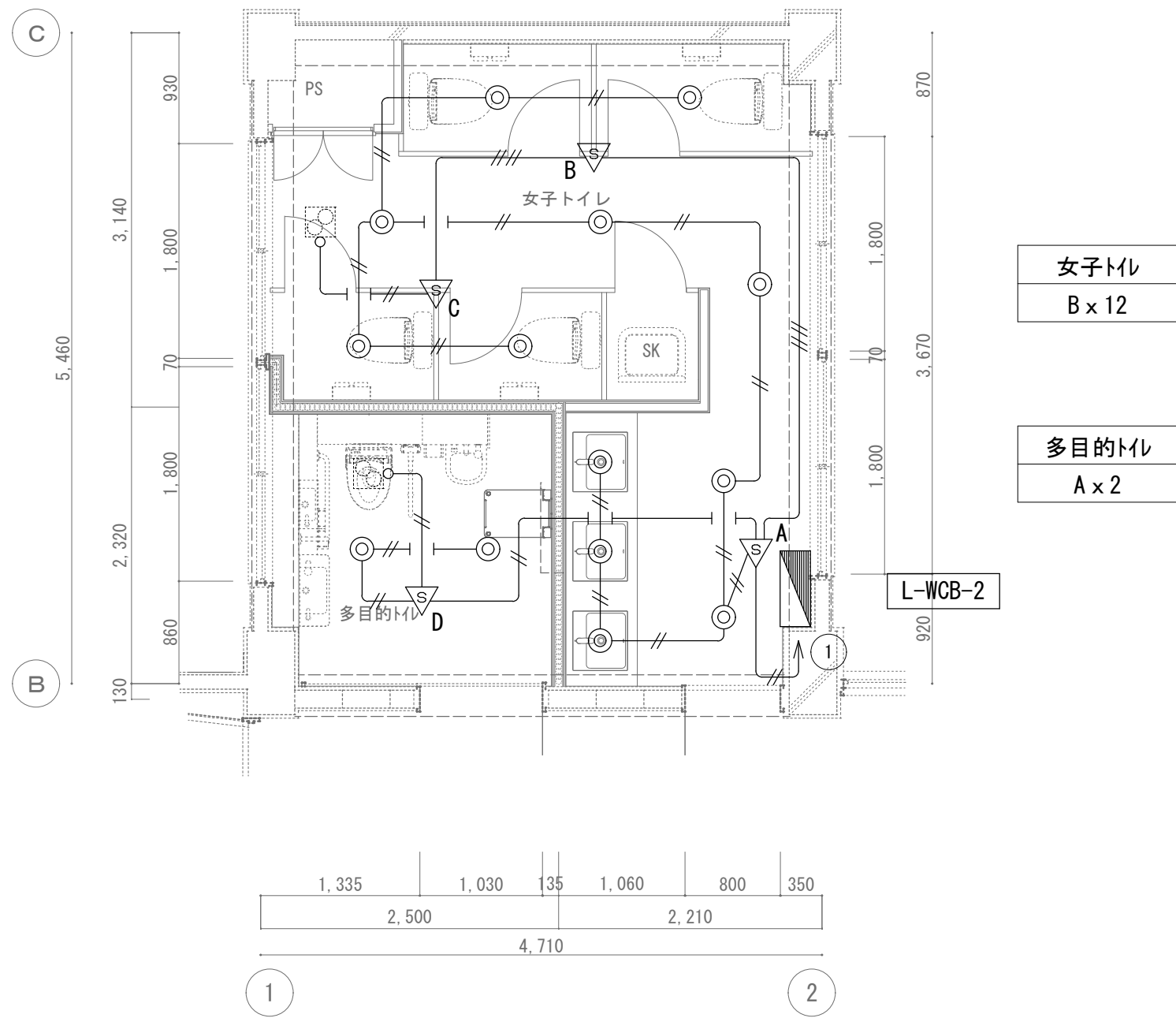
既設電灯配線は切離し後、絶縁テープにて末端処理を行うこと。

(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1.6-2C	
		VVF1.6-3C	
		VVF1.6-3C (1Cアース)	
		VVF2.0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 埋込型
	照明器具 FL40W x 2 埋込型
	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



女子トイレ
B x 12

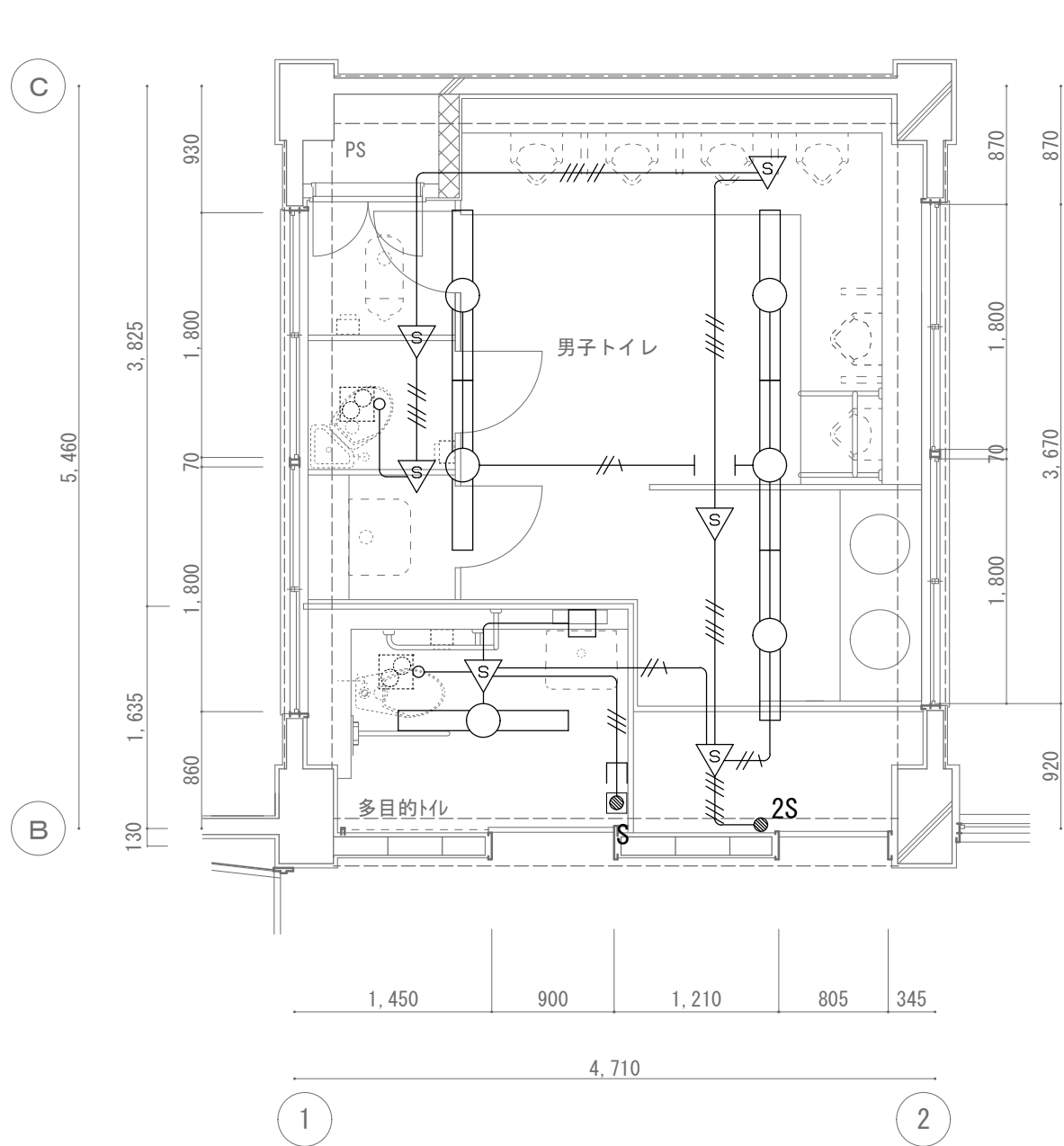
多目的トイレ
A x 2

図中明記なき配管・配線は下記とする。

電灯回路		EM-EEF1.6-2C
		EM-EEF1.6-3C
		EM-EEF2.0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

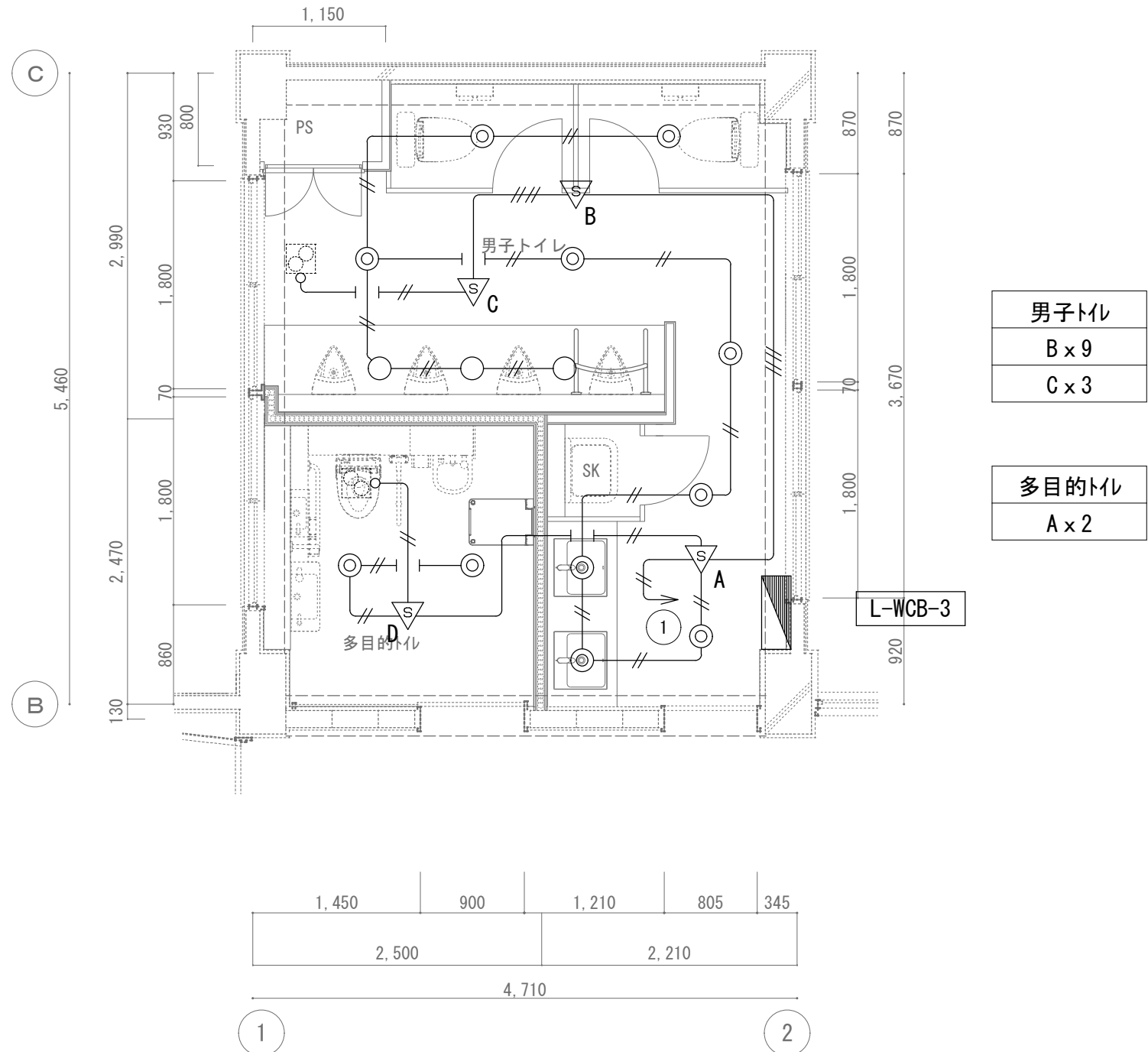


(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路		VVF1.6-2C
		VVF1.6-3C
		VVF1.6-3C (1Cアース)
		VVF2.0-3C (1Cアース)

凡 例

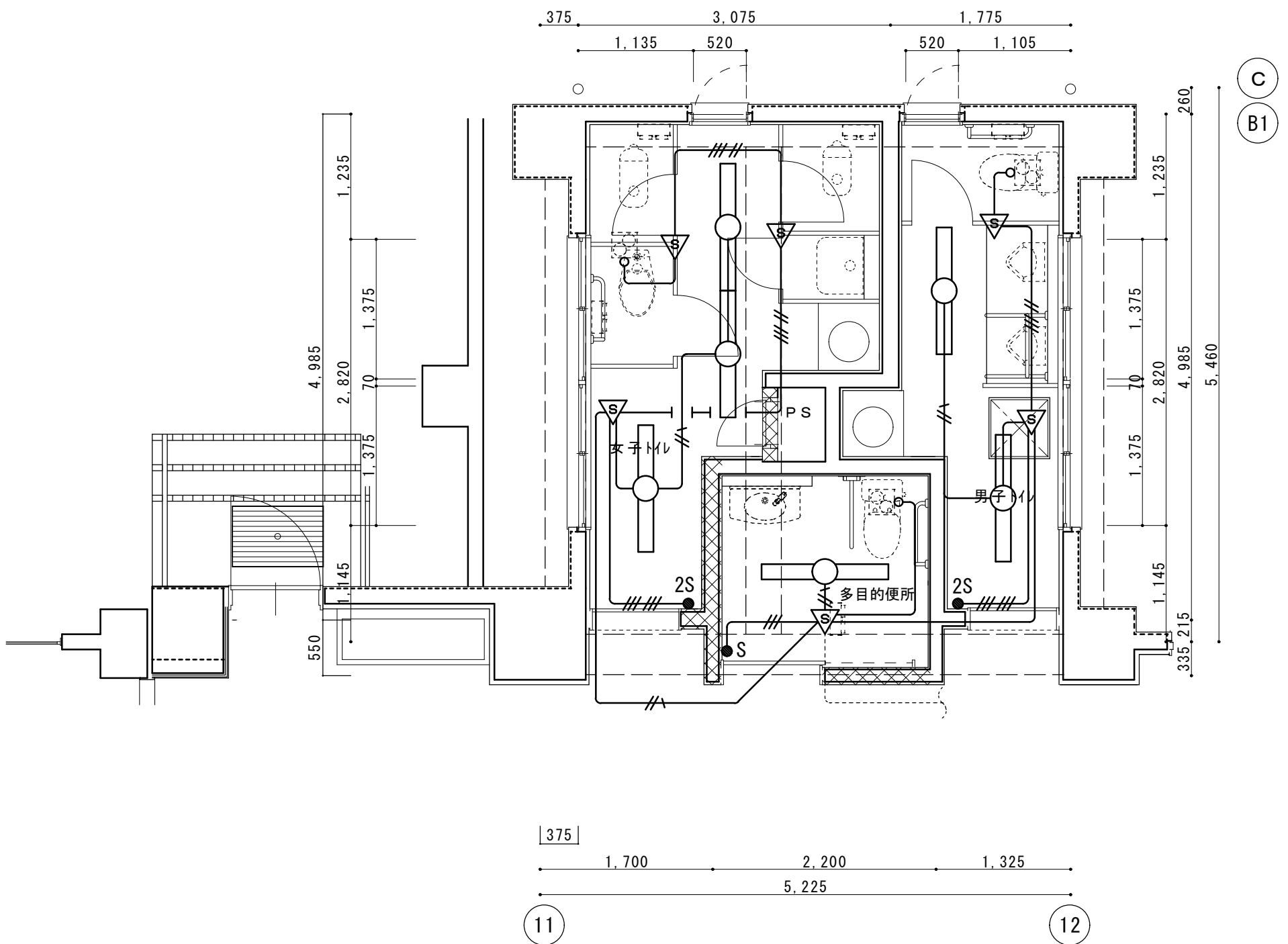
記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 埋込型
	照明器具 FL40W x 2 埋込型
	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路		EM-EEF1.6-2C
		EM-EEF1.6-3C
		EM-EEF2.0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころしが配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するPF管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	



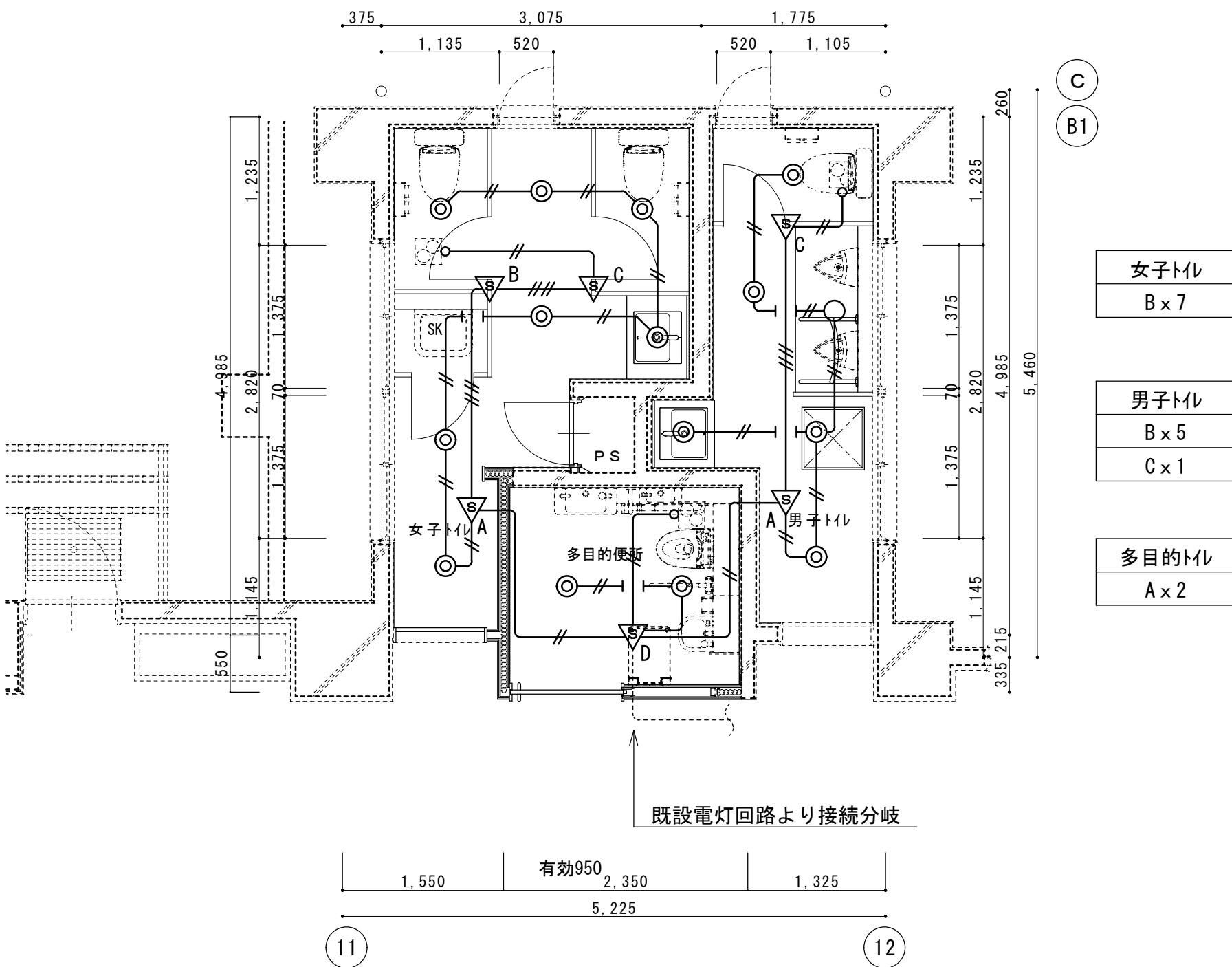
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路		VVF1. 6-2C
		VVF1. 6-3C
		VVF1. 6-3C (1Cアース)
		VVF2. 0-3C (1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 埋込型
	照明器具 FL40W x 2 埋込型
	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

- (注記)
- 図中明記なき実線 〓 で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 - - - - - で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

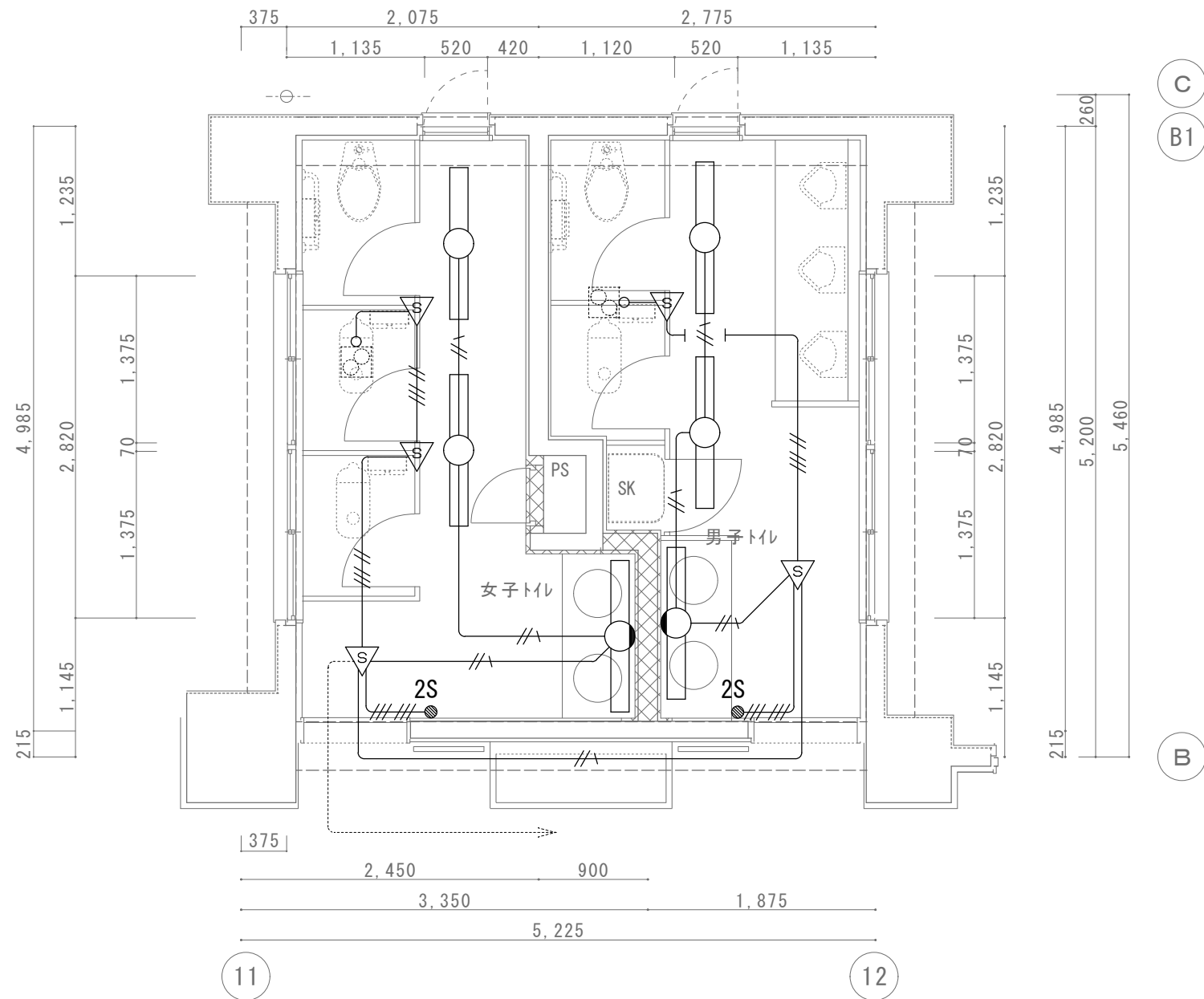


既設電灯回路より接続分岐

- (注記)
- 図中明記なき実線 〓 で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 - - - - - で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

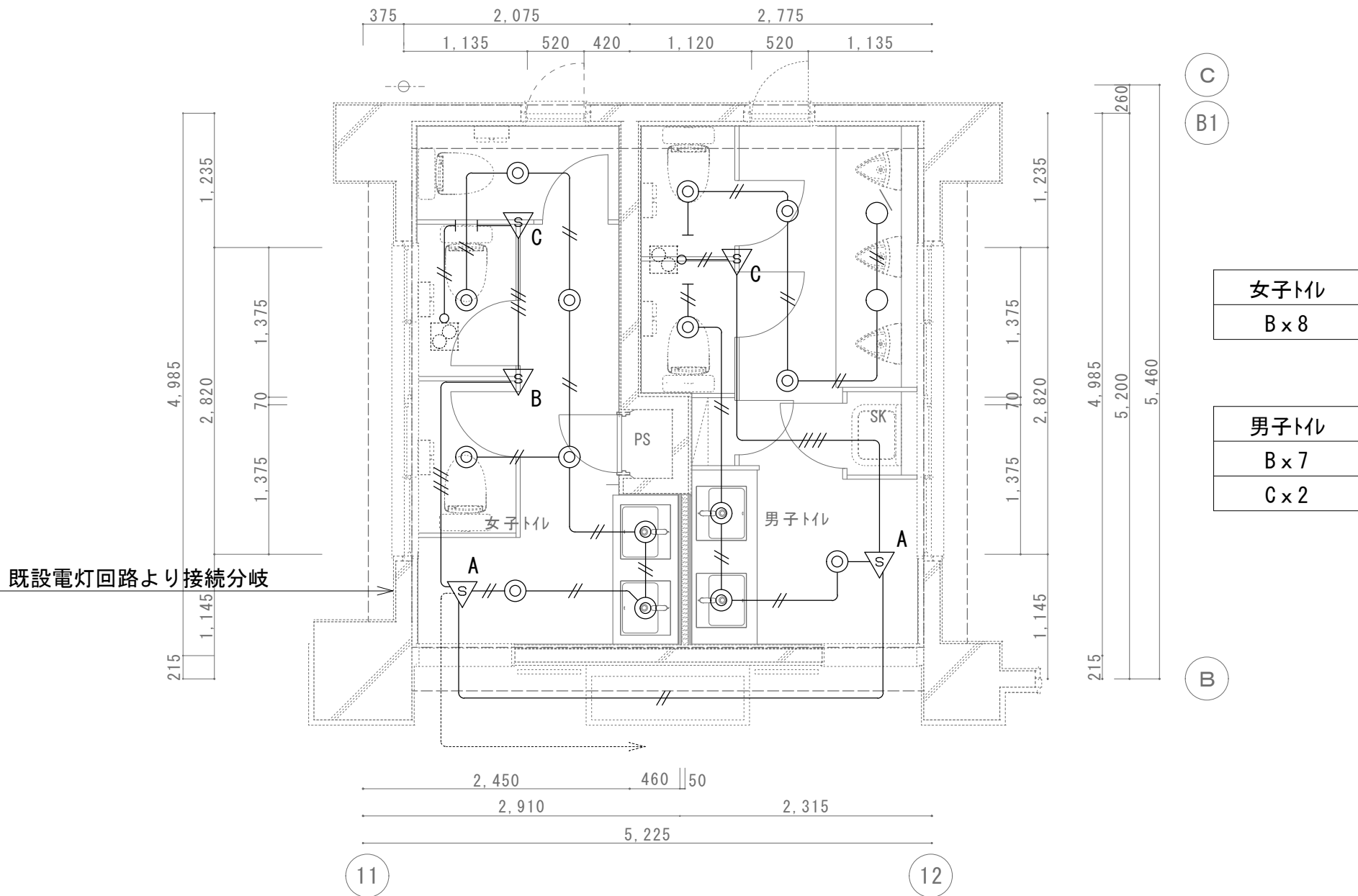


(注記)  既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1. 6-2C	
		VVF1. 6-3C	
		VVF1. 6-3C (1Cアース)	
		VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W×1 埋込型
	照明器具 FL40W×2 埋込型
	照明器具 FL40W×1 直付型 (ミラ-ライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

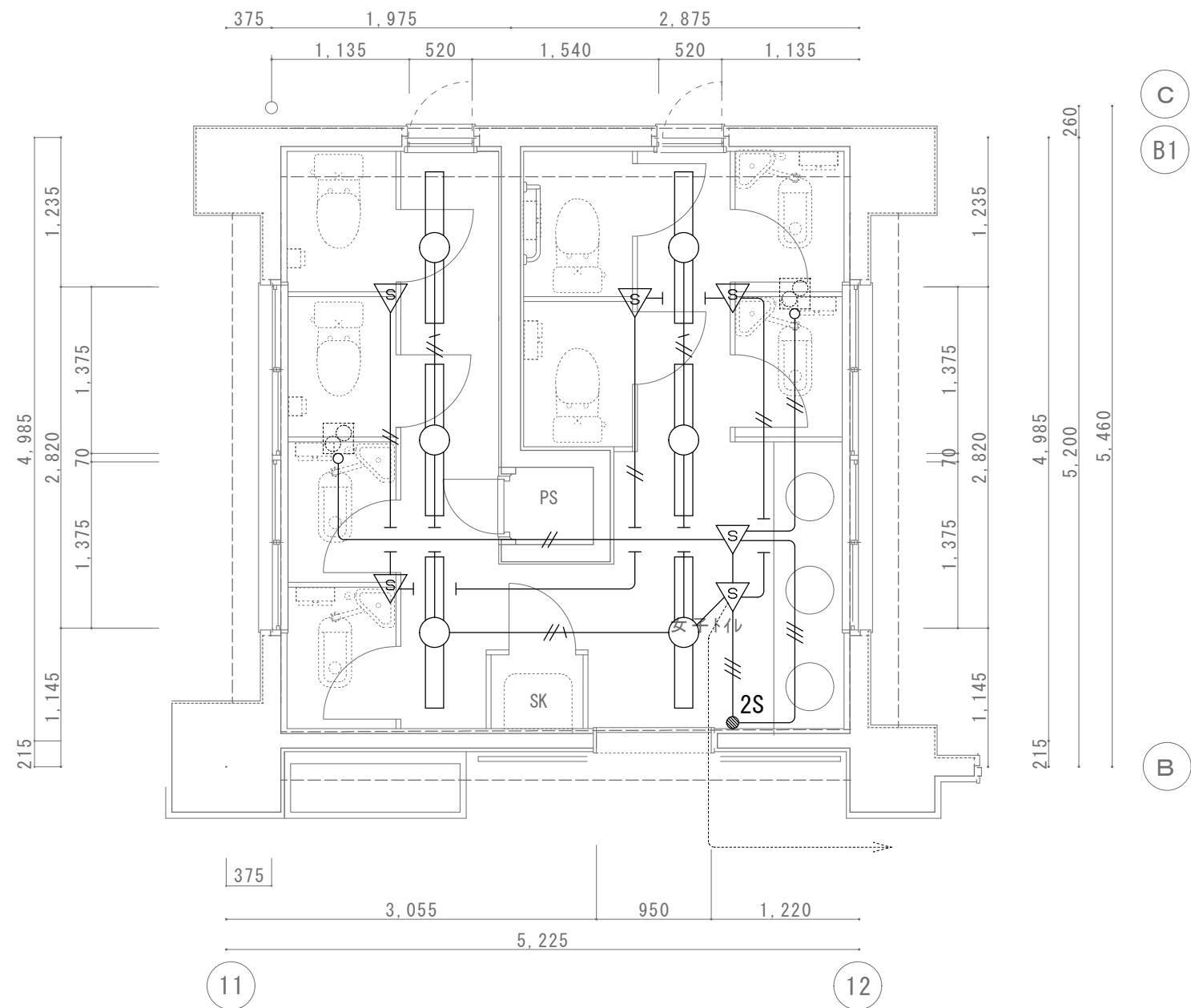


既設電灯回路より接続分岐

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		EM-EEF1. 6-2C	
		EM-EEF1. 6-3C	
		EM-EEF2. 0-2C	
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。			
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。			
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。			
★印は既設機器再取付を示す。			

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

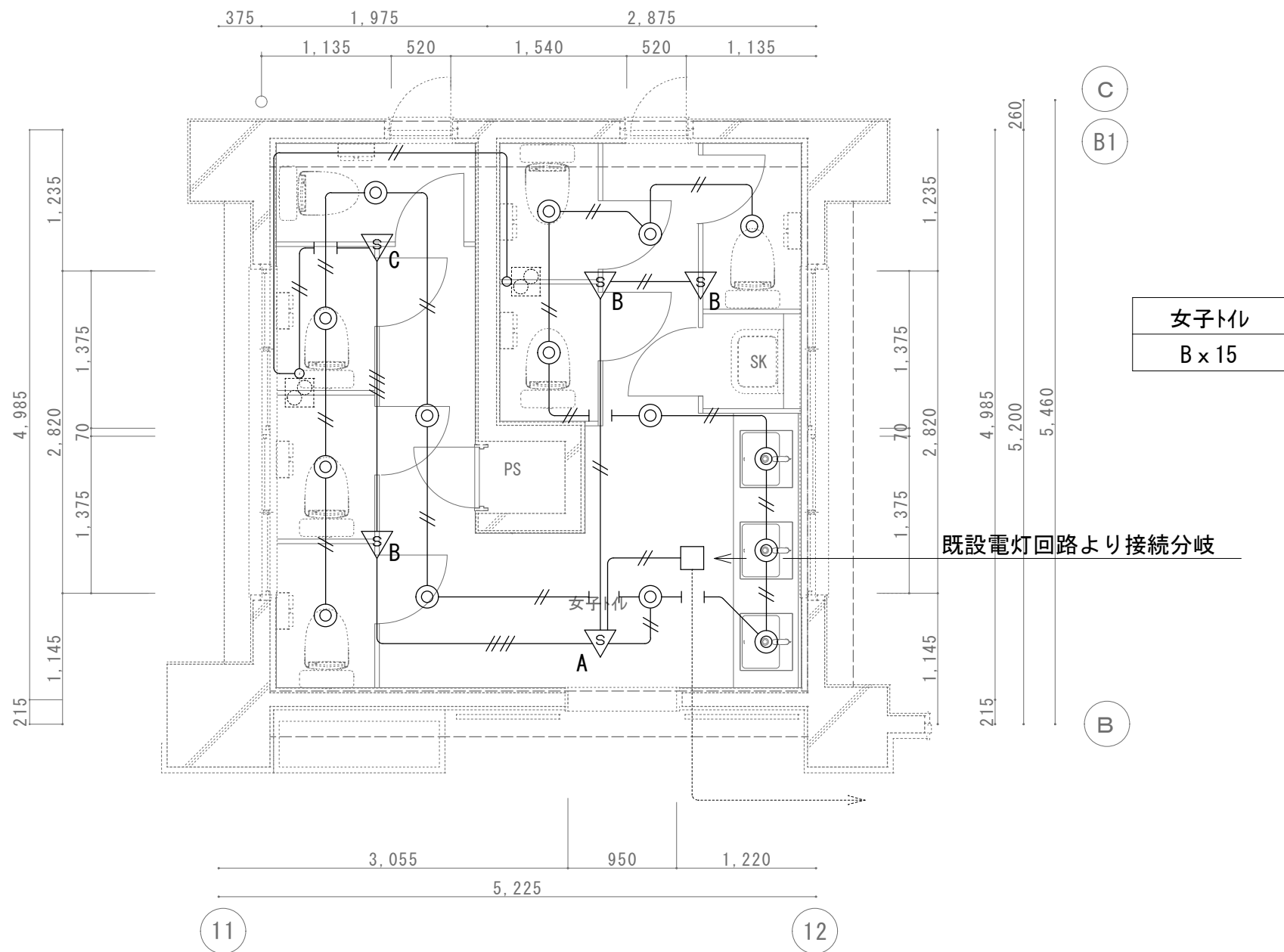


(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路	—— //	VVF1. 6-2C	
	—— ///	VVF1. 6-3C	
	—— //	VVF1. 6-3C (1Cアース)	
	—— // 2.0	VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 埋込型
	照明器具 FL40W x 2 埋込型
	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

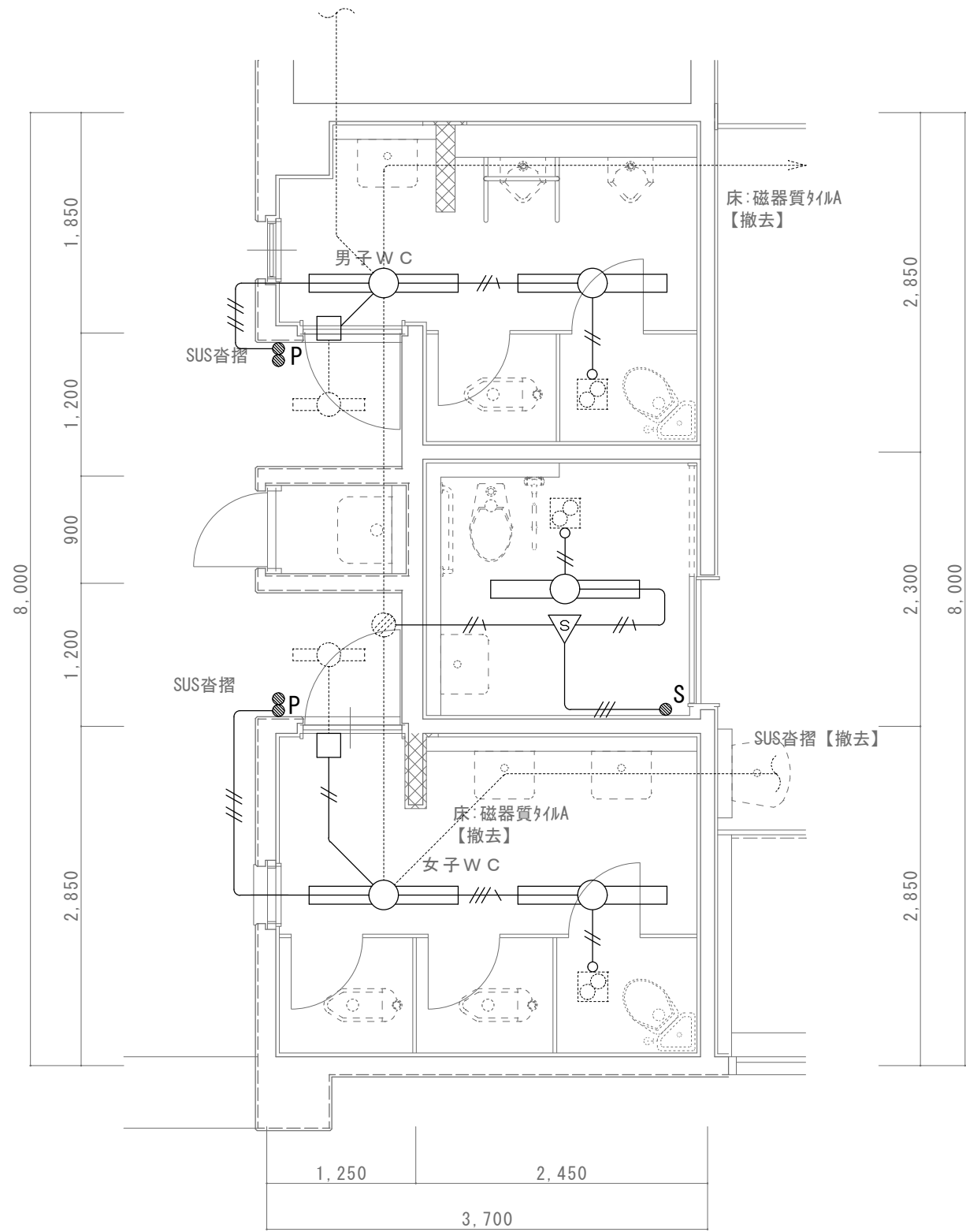


既設電灯回路より接続分岐

図中明記なき配管・配線は下記とする。	
電灯回路	—— // EM-EEF1. 6-2C
	—— // EM-EEF1. 6-3C
	—— // 2.0 EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。	
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。	
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。	
★印は既設機器再取付を示す。	

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	



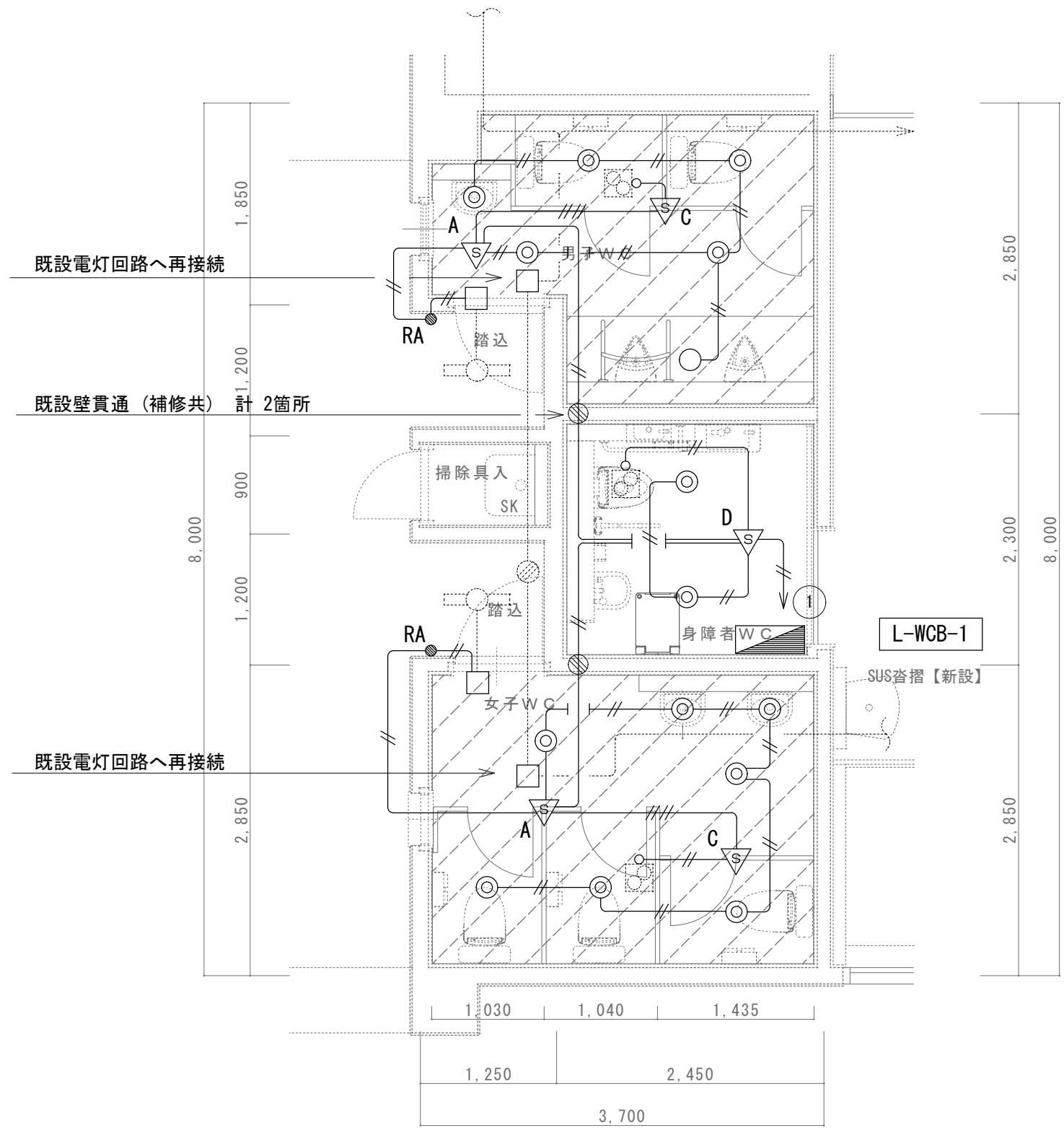
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	〃	VVF1.6-2C
	〃	VVF1.6-3C
	〃	VVF1.6-3C(1Cアース)
	〃2.0	VVF2.0-3C(1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
○	照明器具 FL40W x 1 直付型
●	埋込スイッチ 1P15Ax1
▽	人感センサー
●S	センサー用操作スイッチ 1回路
●2S	センサー用操作スイッチ 2回路
⊙	換気扇

- (注記)
- 図中明記なき実線 〃 で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



男子トイレ
B x 5
C x 1

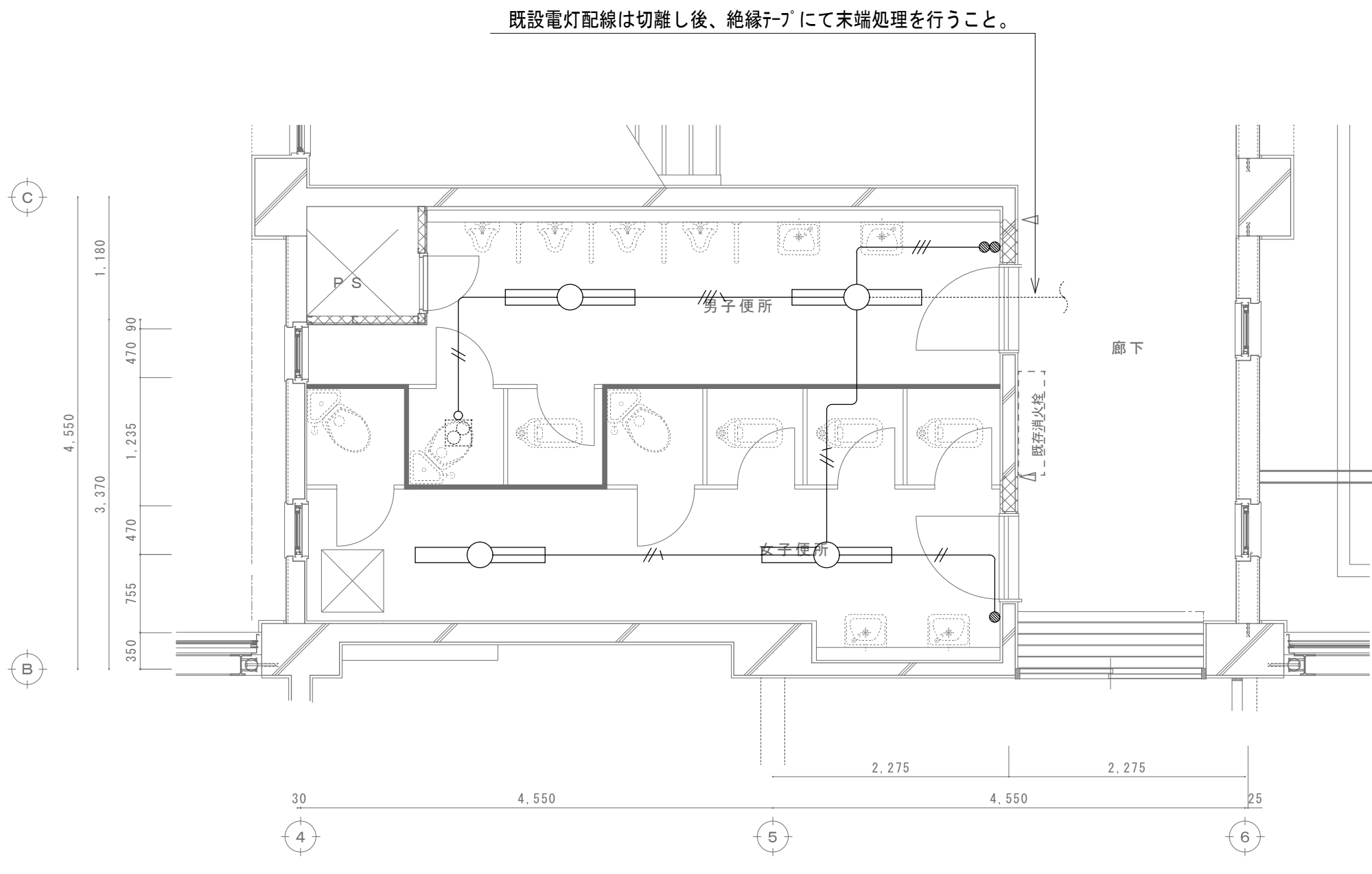
多目的トイレ
A x 2

女子トイレ
B x 7

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	〃	EM-EEF1.6-2C
	〃	EM-EEF1.6-3C
	〃2.0	EM-EEF2.0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルところがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
▲	電灯分電盤	盤結線図参照
▽A	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
▽B	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
▽C	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
▽D	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	
●RA	熱線センサー付自動スイッチ(親器) 壁付型	



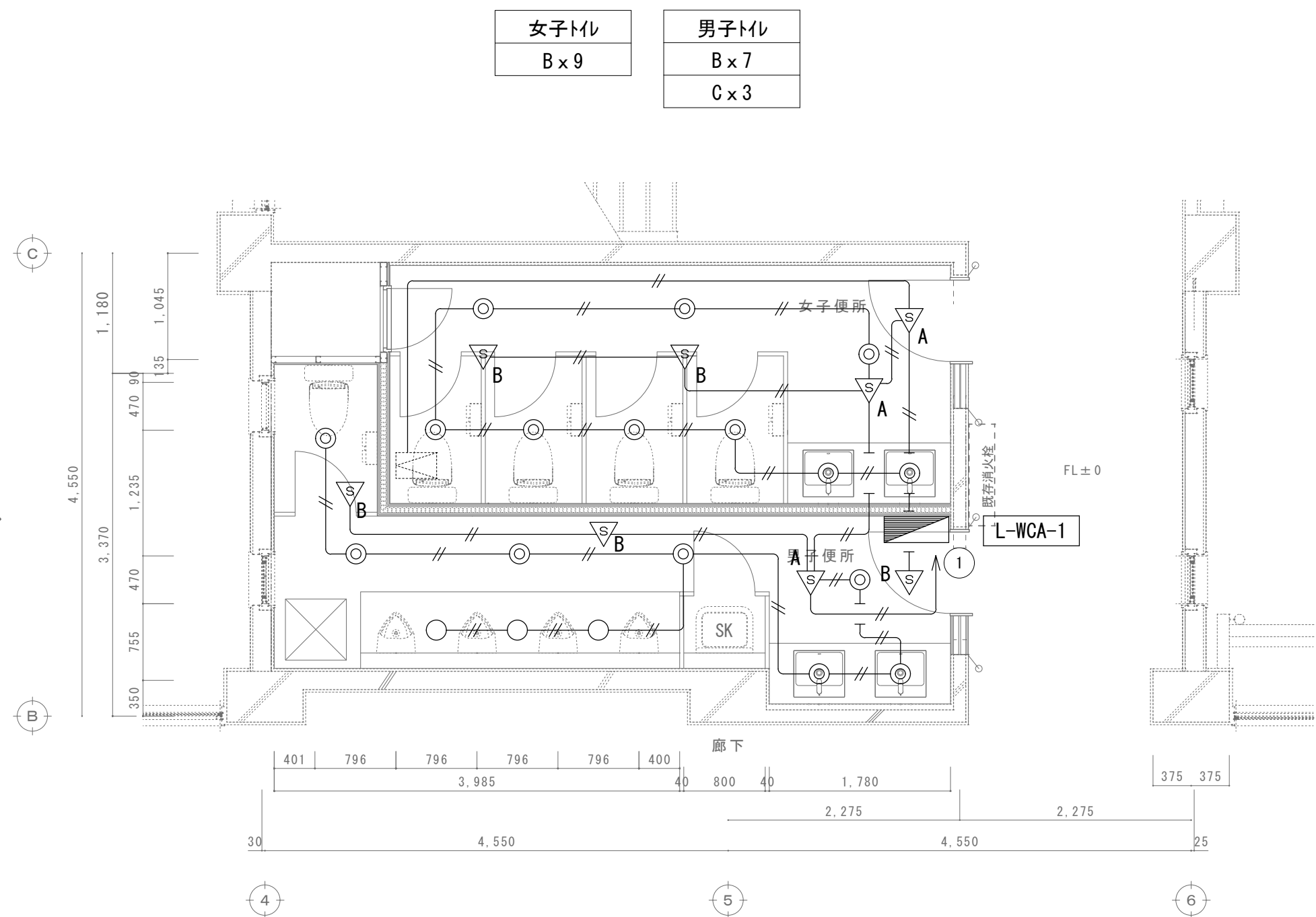
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1.6-2C	
		VVF1.6-3C	
		VVF1.6-3C (1Cアース)	
		VVF2.0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 直付型
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

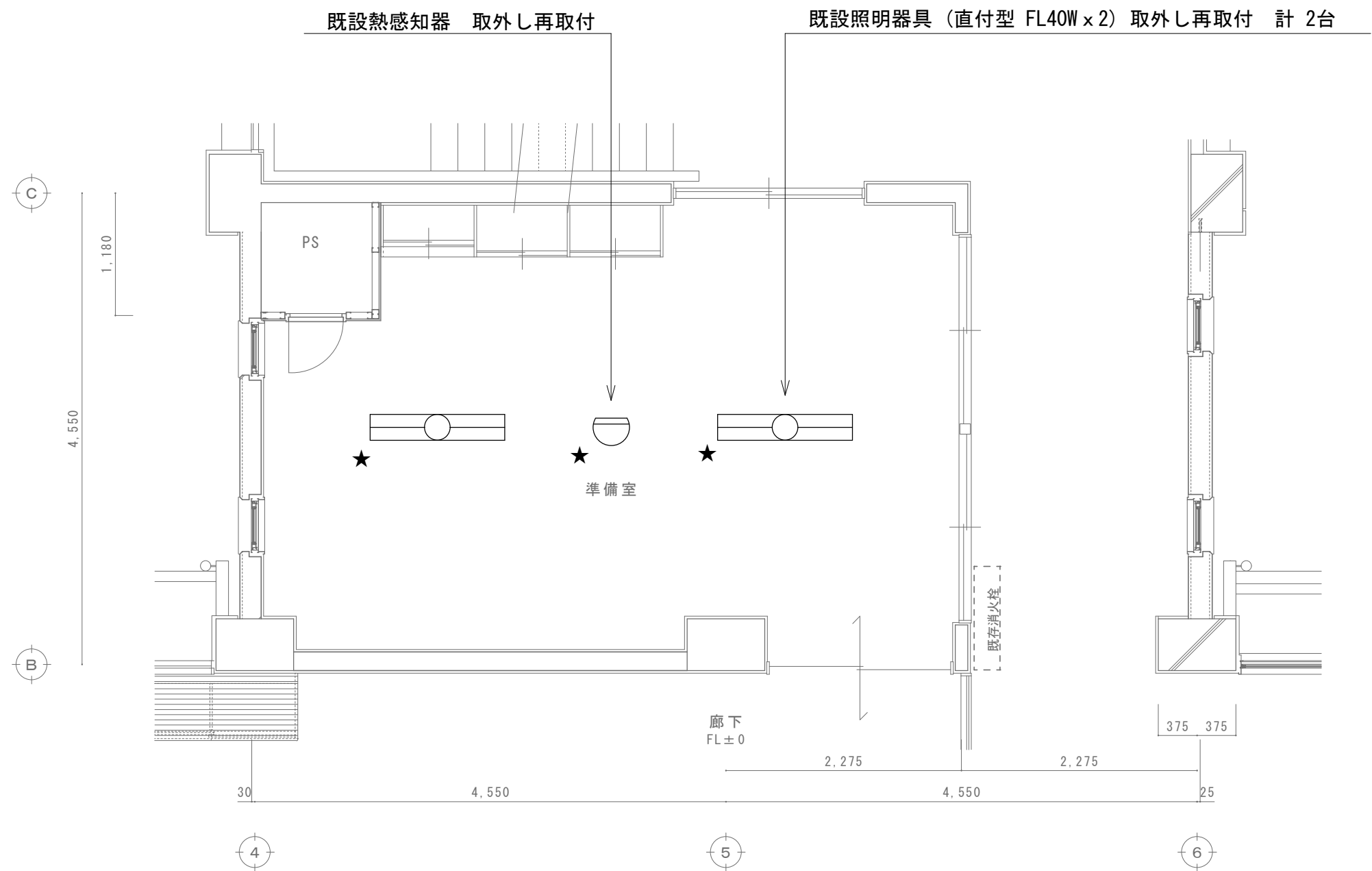
- (注記)
- 図中明記なき実線 で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		EM-EEF1.6-2C	
		EM-EEF1.6-3C	
		EM-EEF2.0-2C	
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。			
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。			
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。			
★印は既設機器再取付を示す。			

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線むす付自動スイッチ(親器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線むす付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

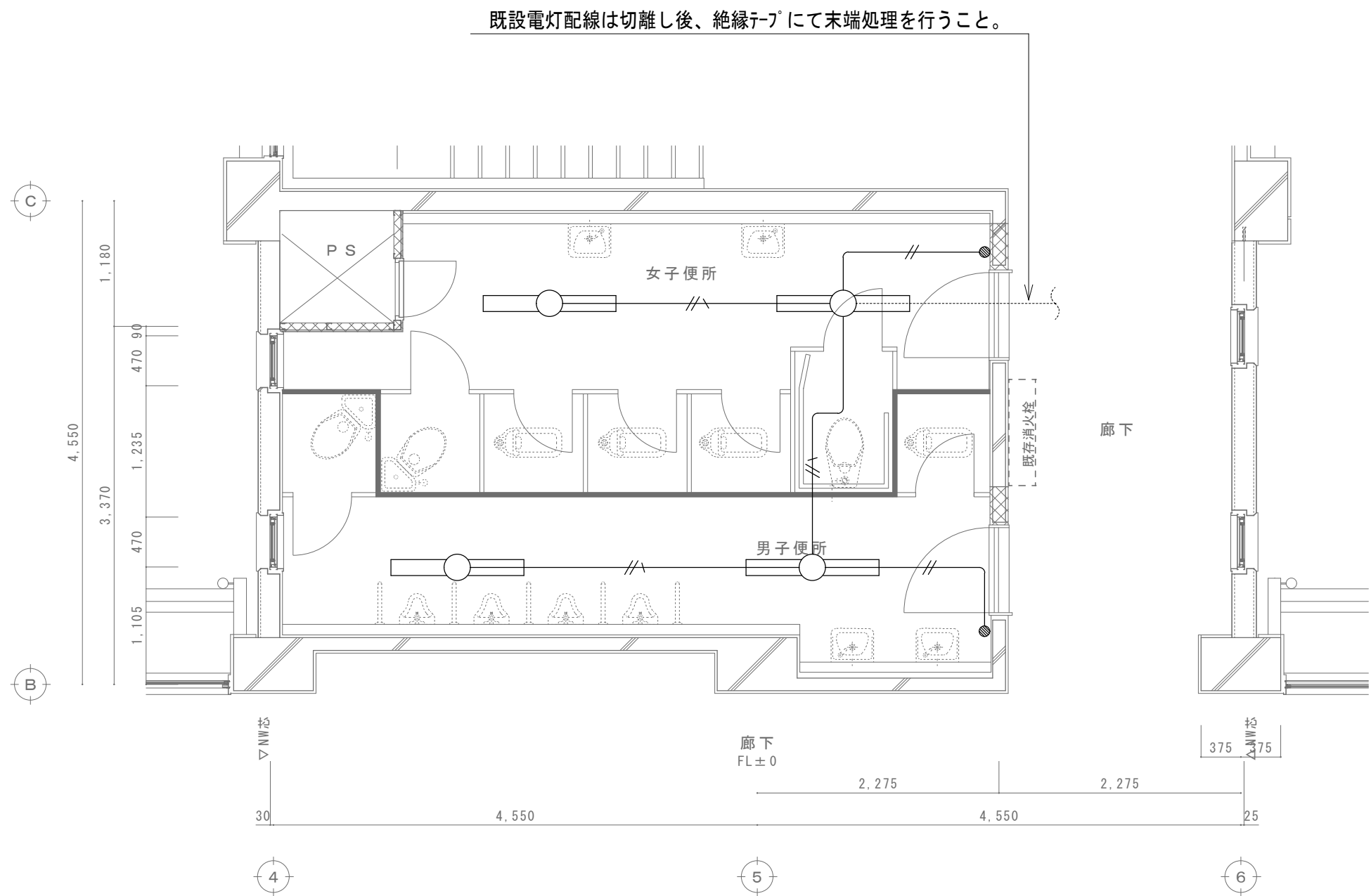


特別教室棟 2階準備室平面詳細図 1/50

(注記)

1. 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
2. ★印は既設機器取外し再取付を示す。
3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-17	 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIY A 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 24
設計	竣工	図面名	特別教室棟 電灯設備 2 階平面詳細図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		



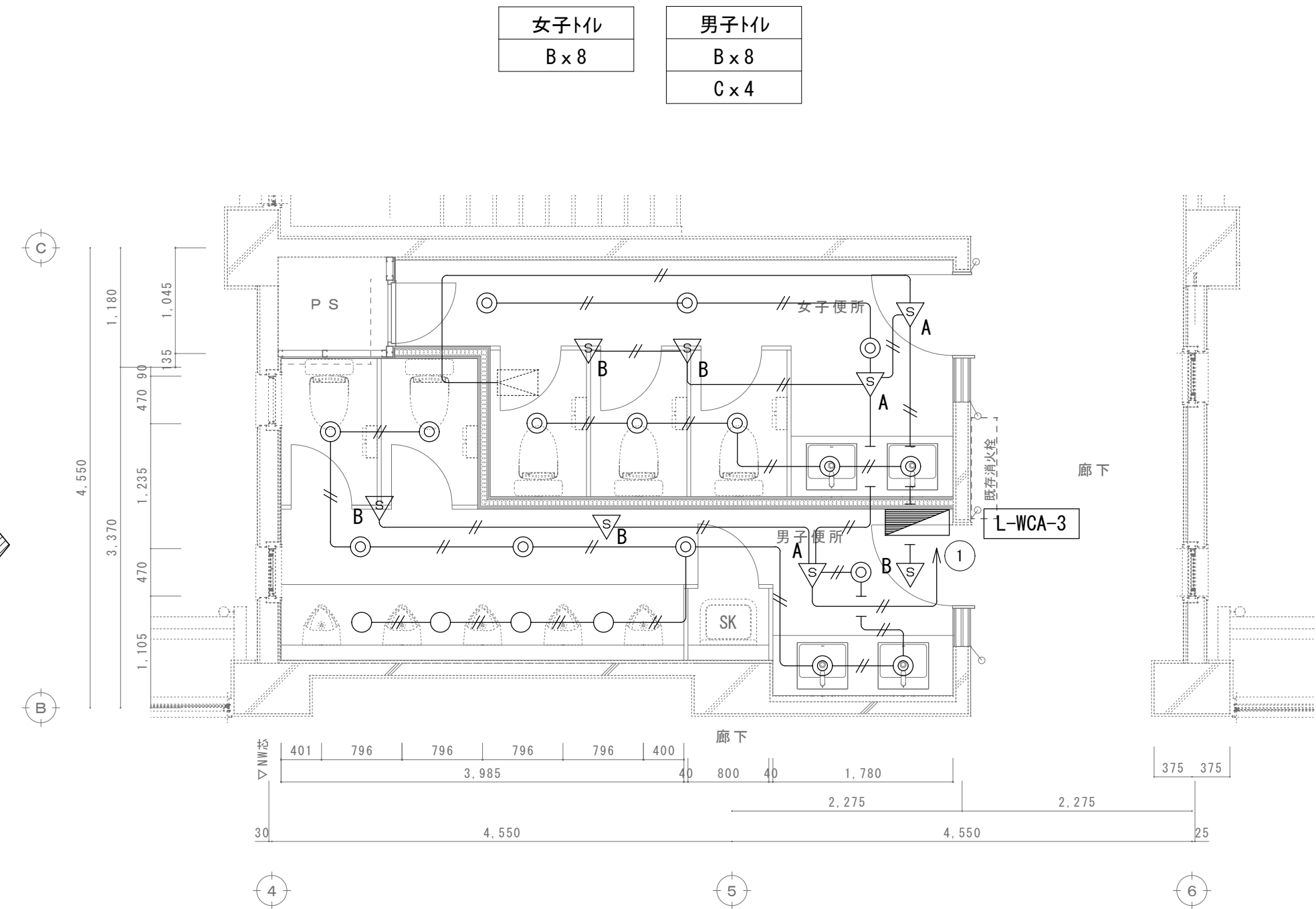
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	—— //	VVF1. 6-2C
	—— ///	VVF1. 6-3C
	—— //	VVF1. 6-3C (1Cアース)
	—— //2.0	VVF2. 0-3C (1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W×1 直付型
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

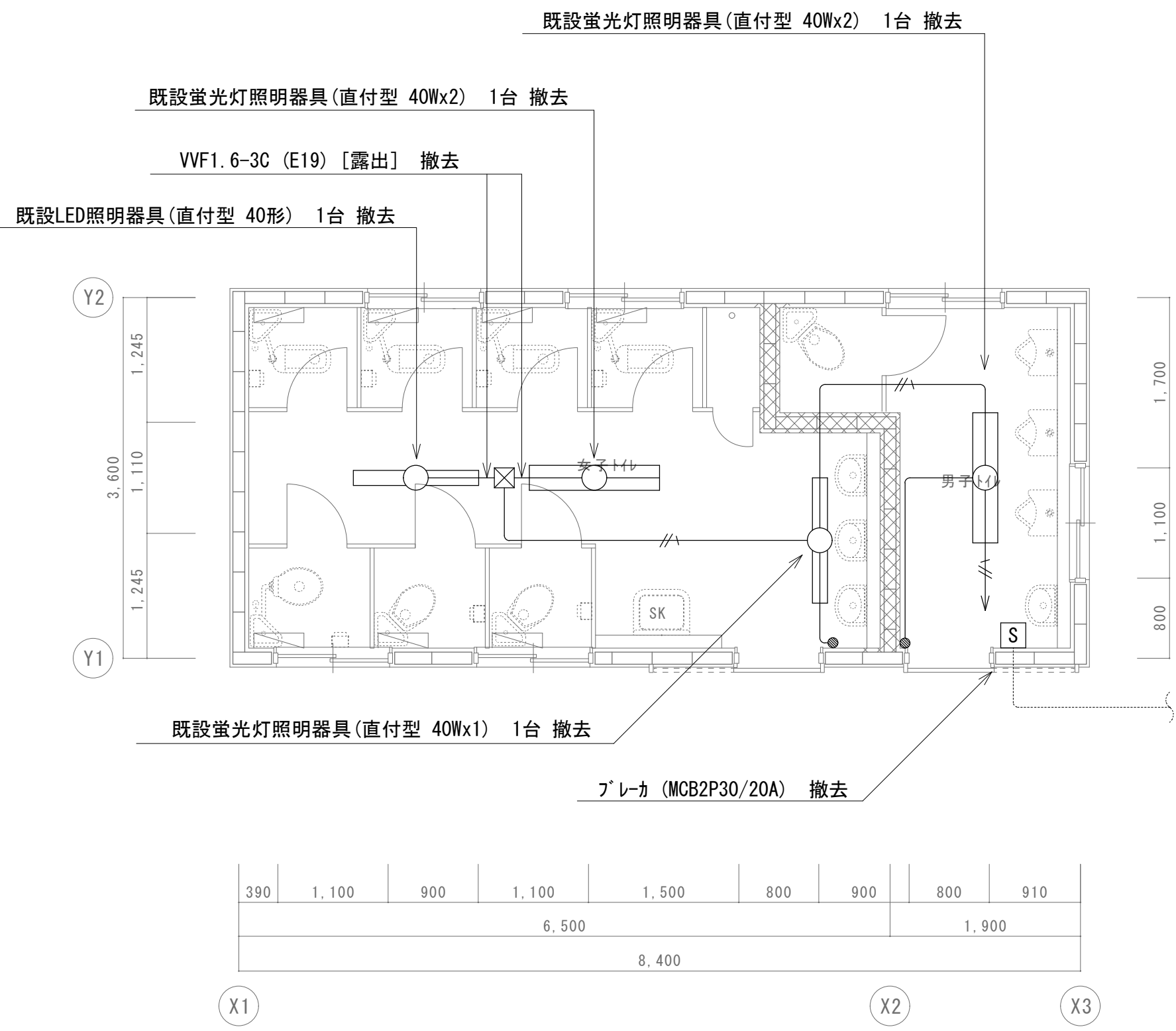
- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をすること。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	—— //	EM-EEF1. 6-2C
	—— ///	EM-EEF1. 6-3C
	—— //2.0	EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線むす付自動スイッチ(親器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線むす付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

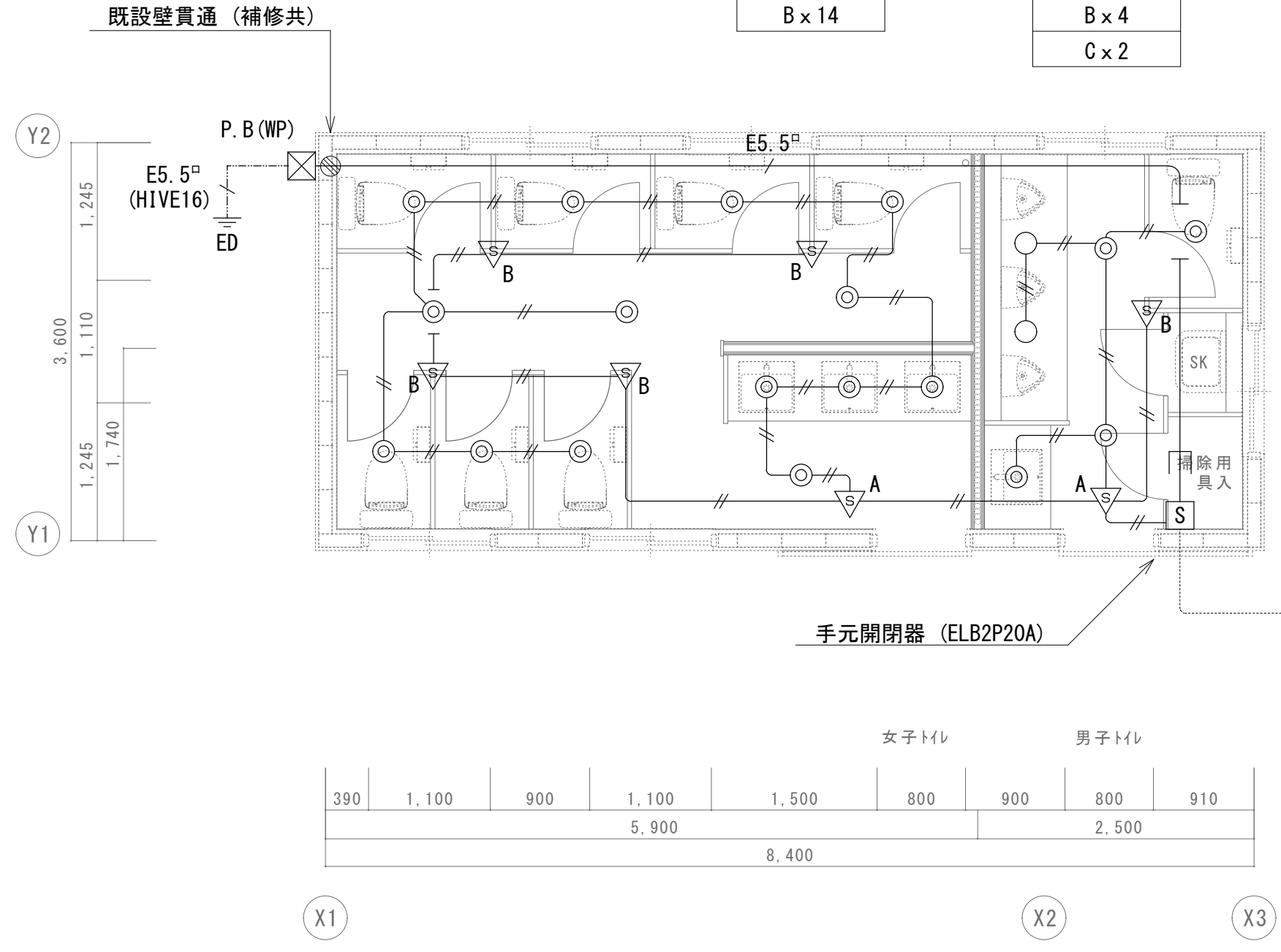


(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路	——//——	VVF1. 6-2C	
	——///——	VVF1. 6-3C	
	——//△——	VVF1. 6-3C (1Cアース)	
	——//△2.0——	VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

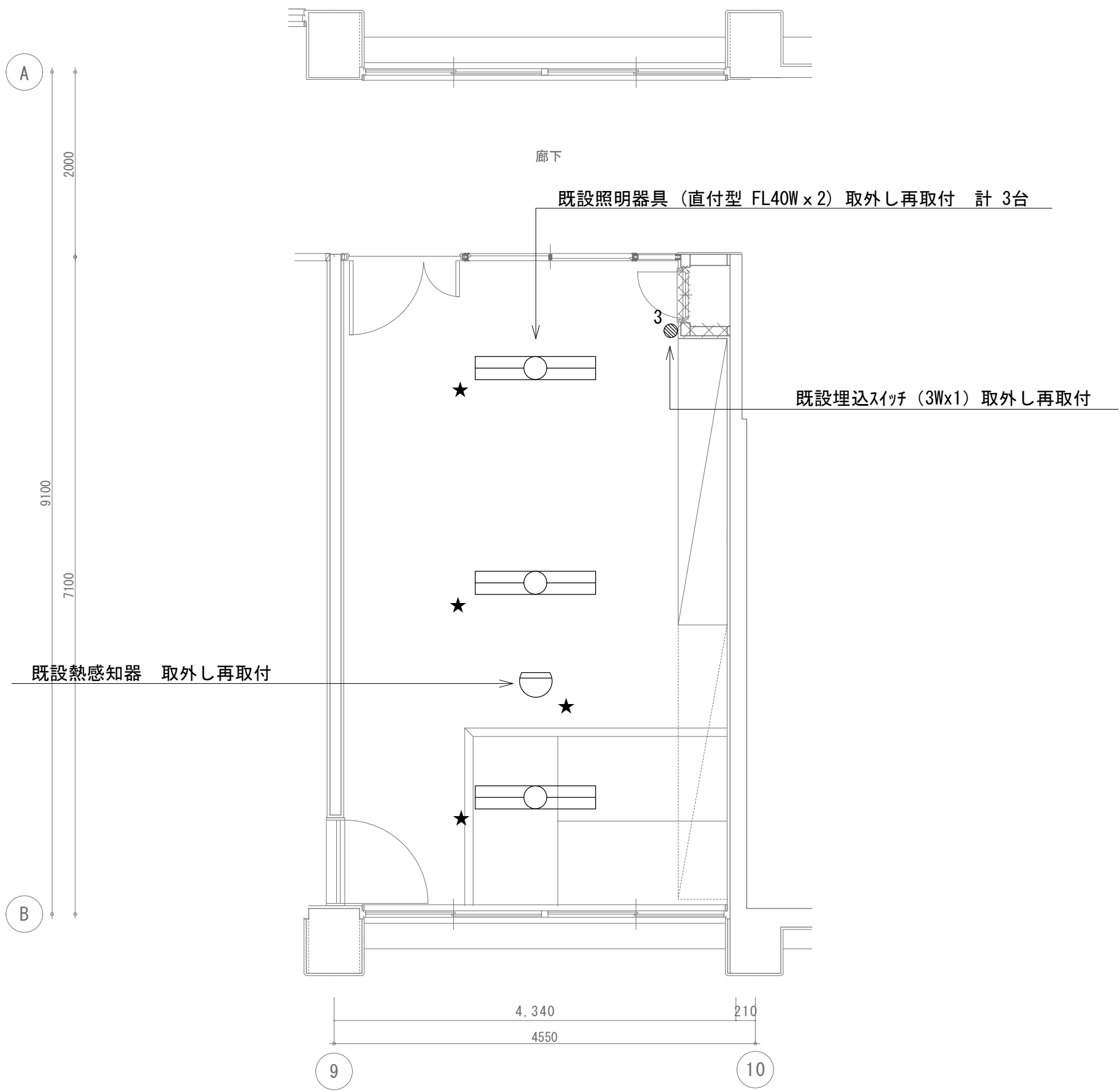
記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 直付型
	照明器具 FL40W x 2 直付型
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



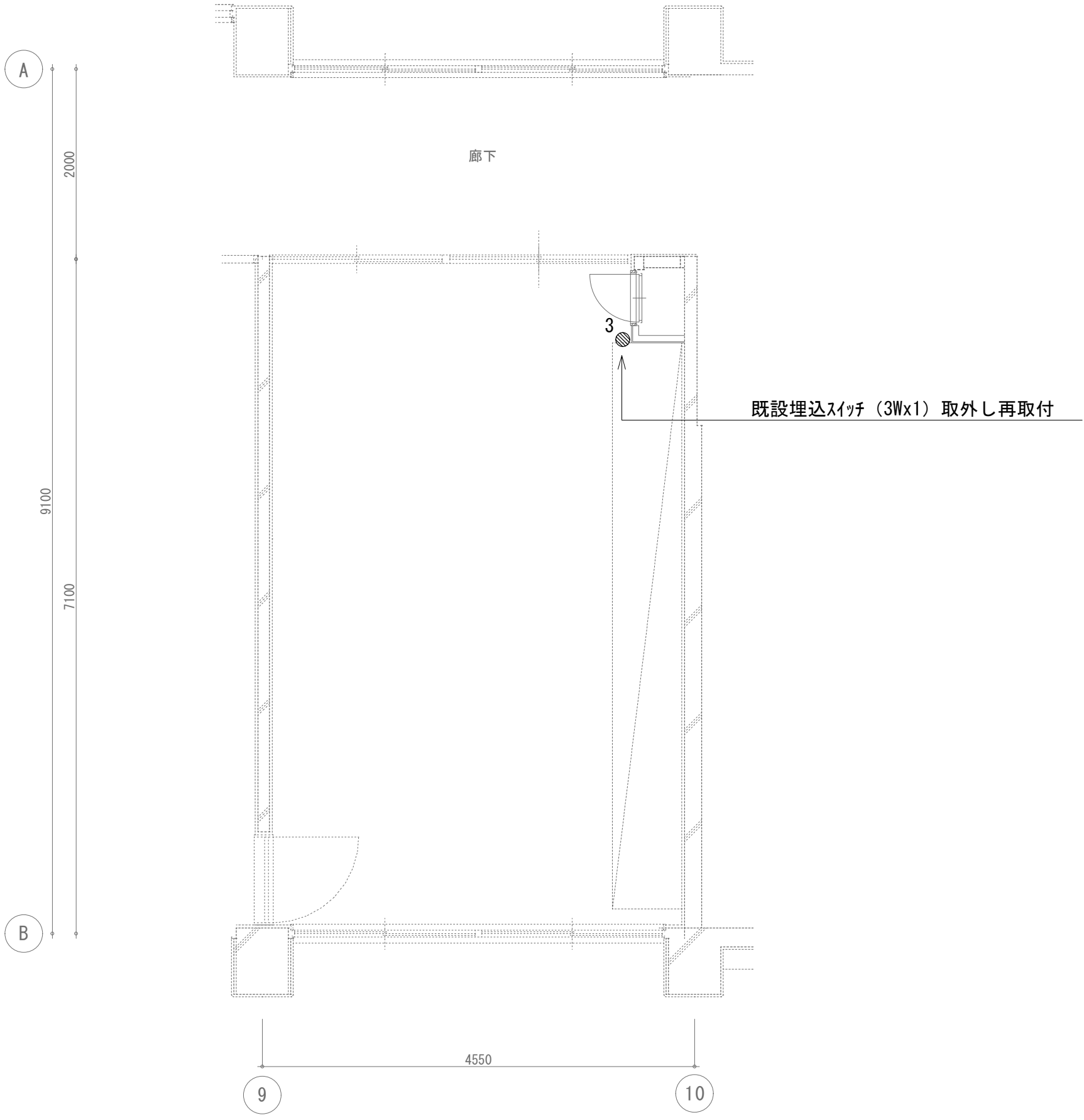
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	——//——	EM-E EF 1. 6-2C
	——///——	EM-E EF 1. 6-3C
	——//△2.0——	EM-E EF 2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルこしがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	
	ﾌﾟﾚｯｸｽ 200 x 200 x 100	
	ﾌﾟﾚｯｸｽ 200 x 200 x 100 SUS. WP	



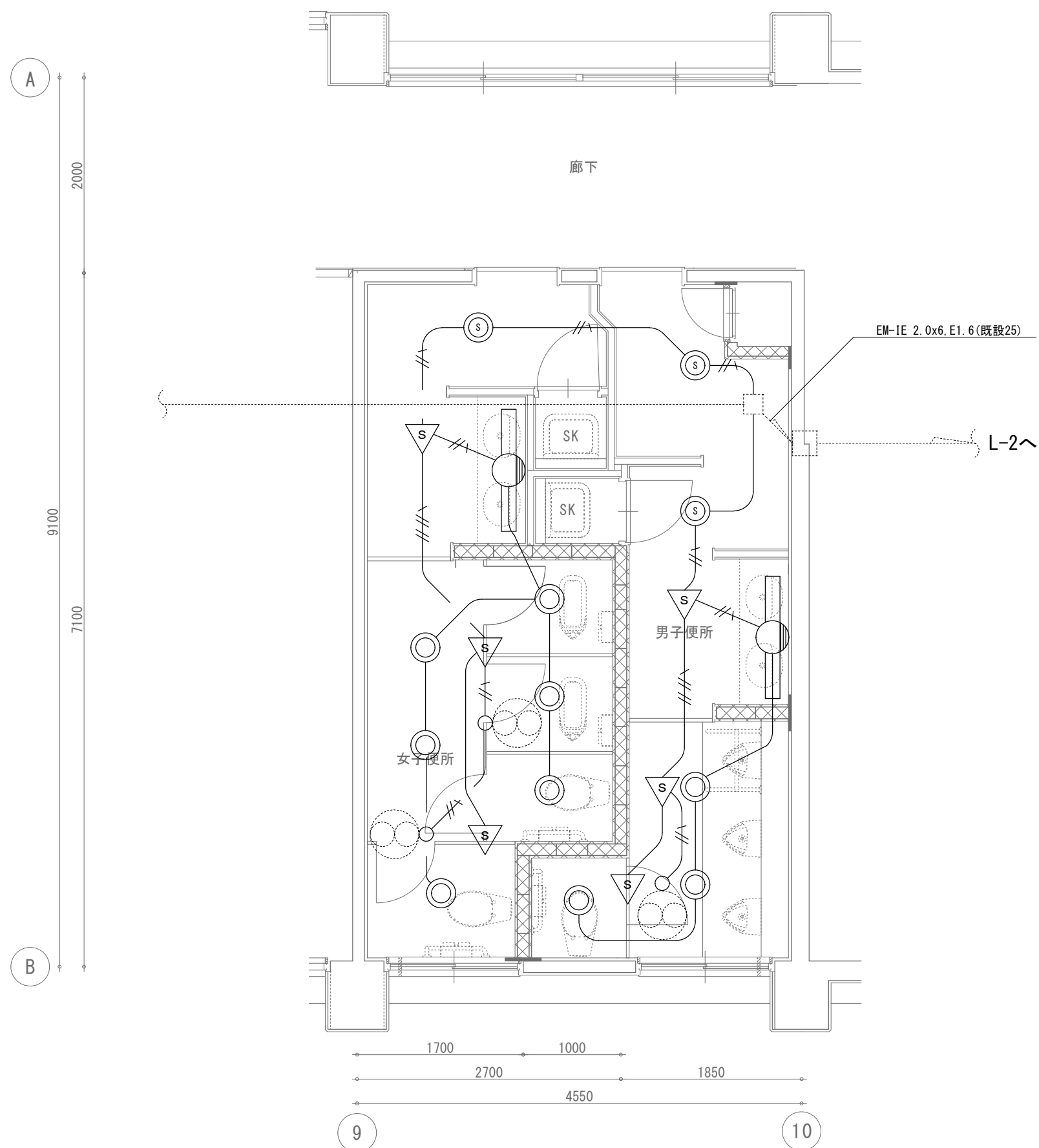
北校舎 1階書道準備室平面詳細図 1/50



北校舎 3階音楽準備室平面詳細図 1/50

- (注記)
1. 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 2. ★印は既設機器取外し再取付を示す。
 3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-20	 株式 会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	竣工	図面名	北校舎 電灯設備 1・3 階平面詳細図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		通し番号
R6.6							27



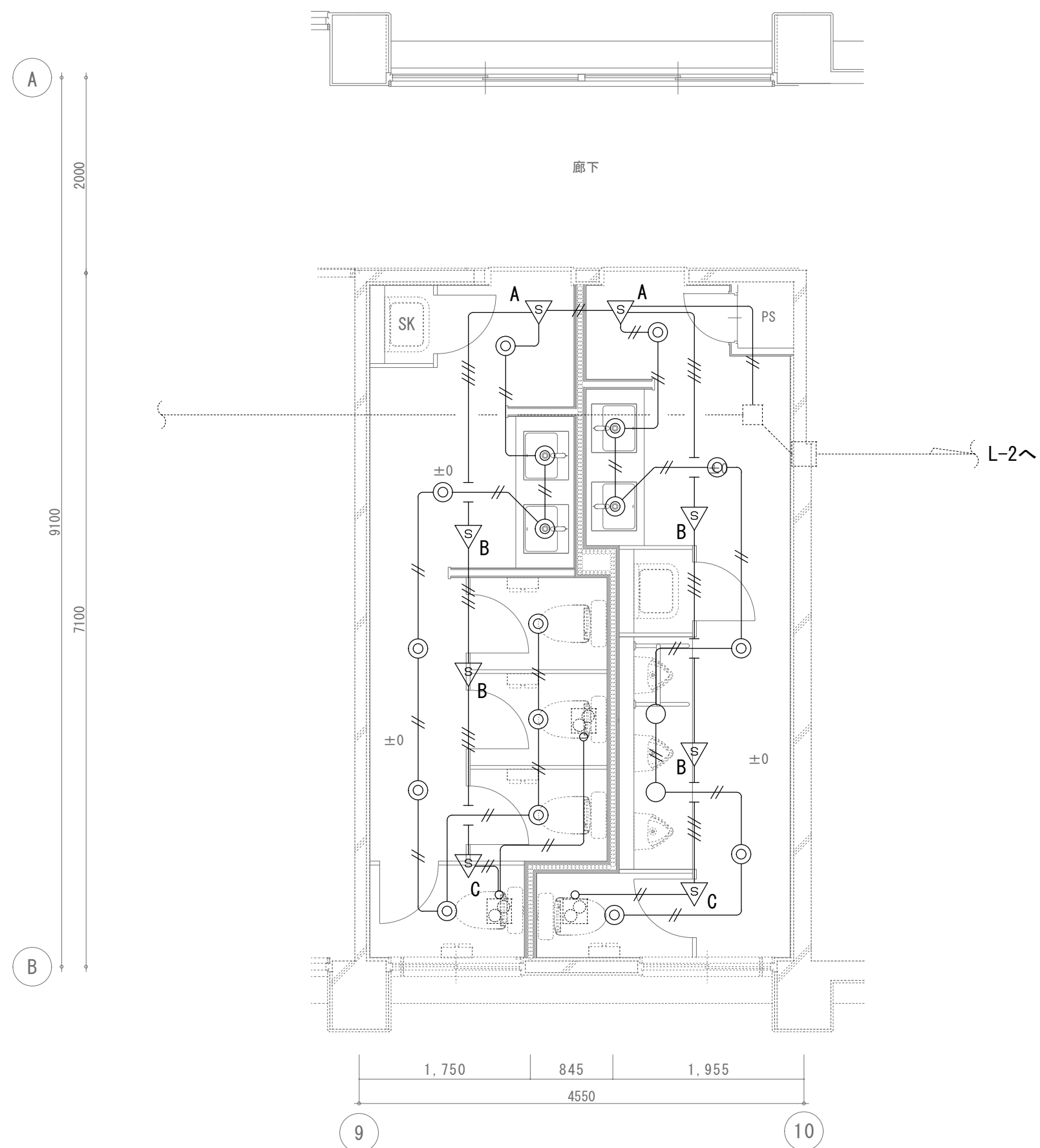
(注記)  既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。	
電灯回路	——//—— VVF1. 6-2C
	——///—— VVF1. 6-3C
	——//\—— VVF1. 6-3C (1Cアース)
	——// ²⁰ —— VVF2. 0-3C (1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 LEDダウナイト 100形
	照明器具 LEDミラライト 直付型 40形
	照明器具 LEDダウナイト 100形 センサ付
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
 S	センサー用操作スイッチ 1回路
 2S	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

- (注記)
1. 図中明記なき実線 ———— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 2. ★印は既設機器取外しを示す。
 3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 5. 撤去資材はすべて構外に搬出の上、関係法令に従い適切に処理すること。
 6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。



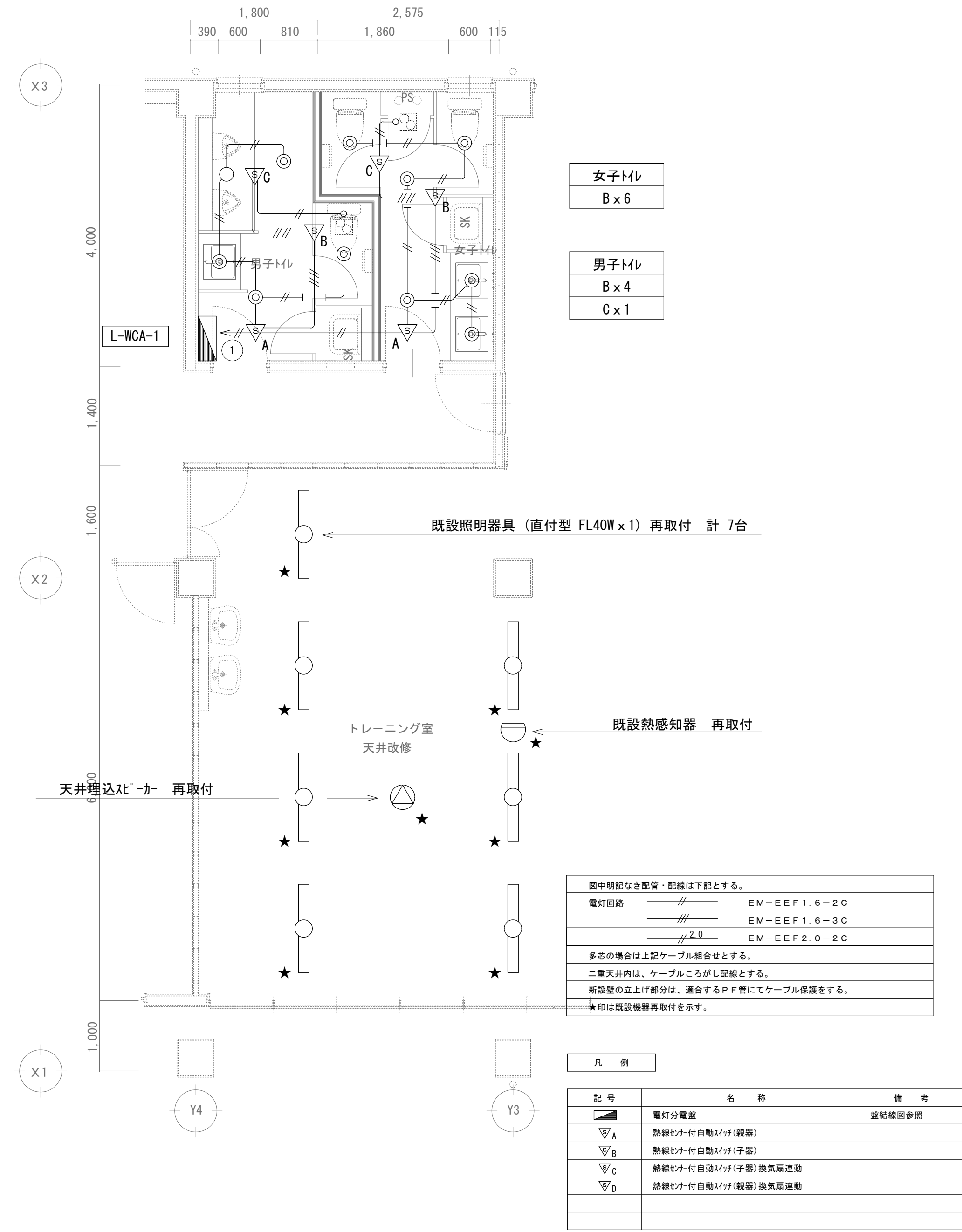
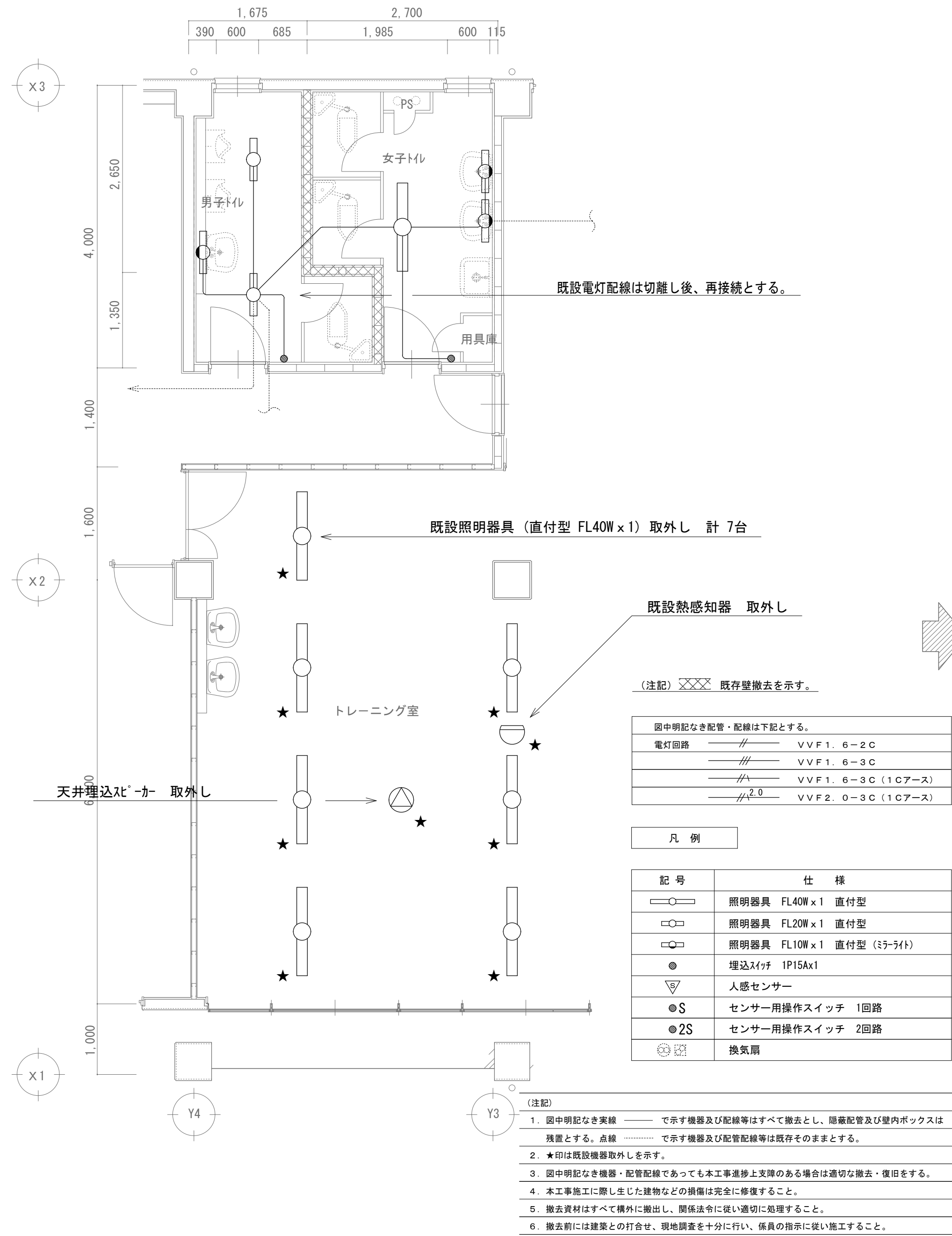
女子トイレ	男子トイレ
B x 10	B x 7
	C x 2

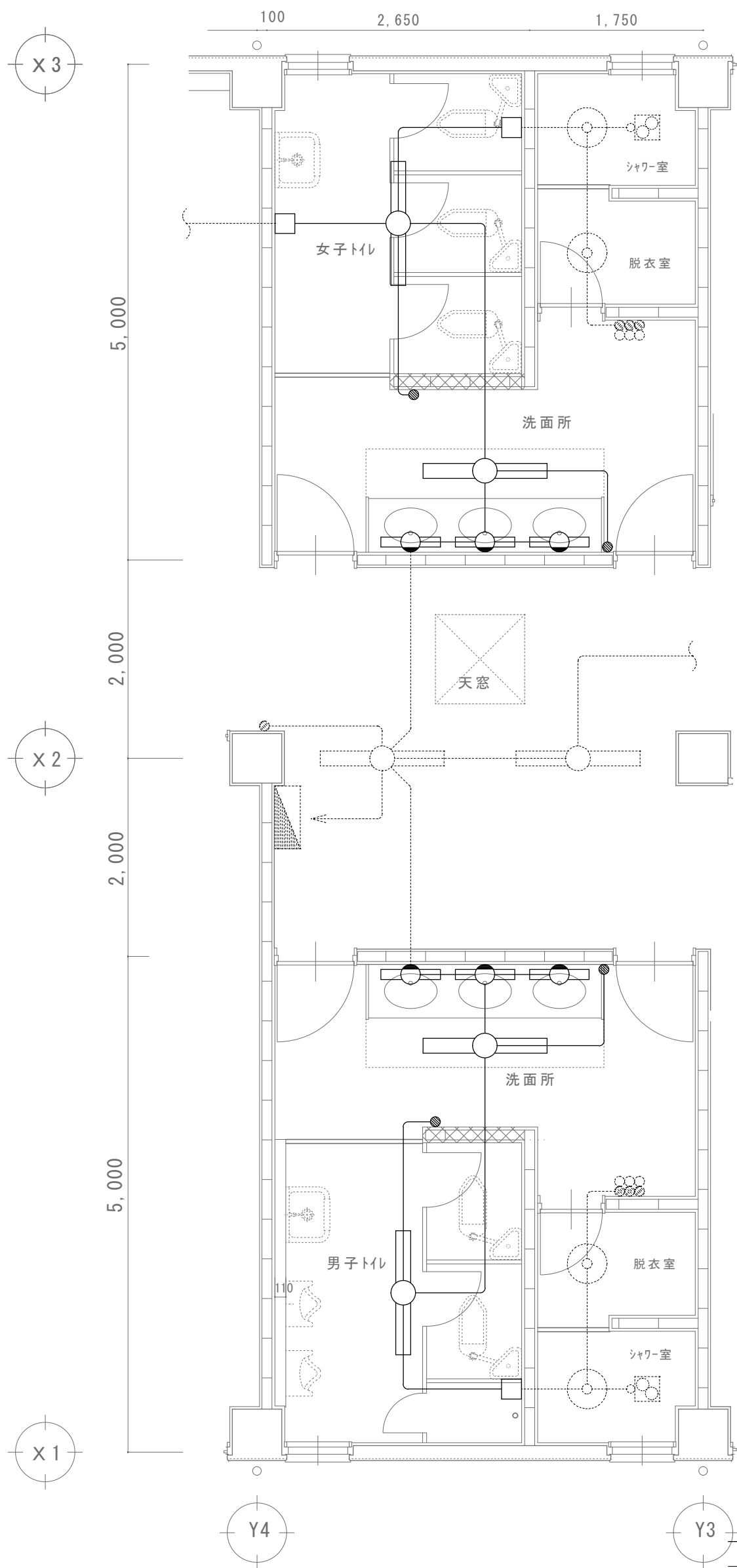
凡例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
 A	熱線セッパ付自動スイッチ(親器)	
 B	熱線セッパ付自動スイッチ(子器)	
 C	熱線セッパ付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
 D	熱線セッパ付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

図中明記なき配管・配線は下記とする。	
電灯回路	EM-E-E F 1. 6-2 C
	EM-E-E F 1. 6-3 C
	EM-E-E F 2. 0-2 C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。	
二重天井内は、ケーブルころしが配線とする。	
新設壁の立上げ部分は、適合する P F 管にてケーブル保護をする。	
★印は既設機器再取付を示す。	

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7宮縄 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号 E-21	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	
設計 R6.6	竣工	図面名 北校舎 電灯設備 2階平面詳細図	縮尺 A2=1/50 A3=71%		通し番号 28





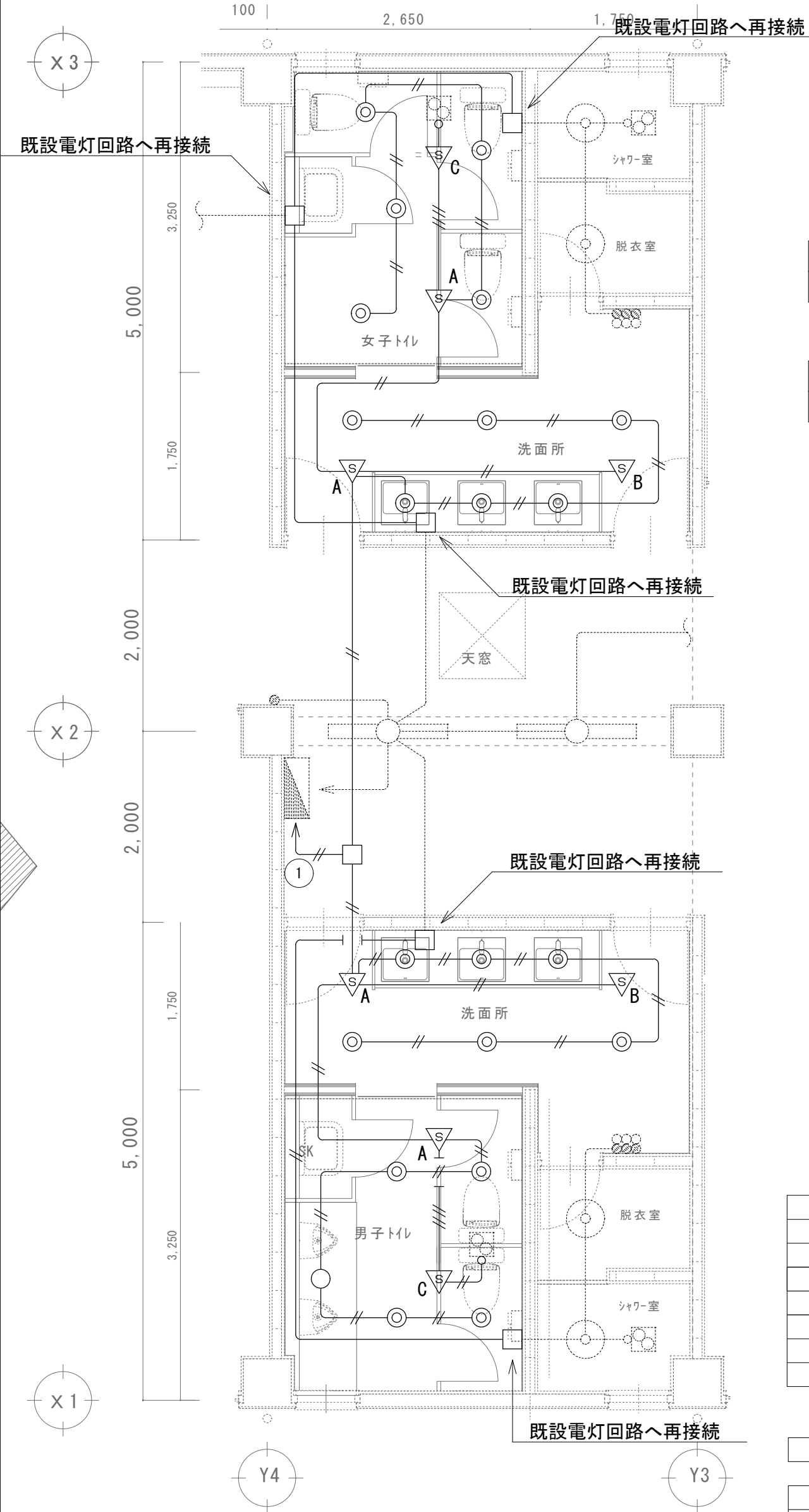
- (注記)
1. 図中明記なき実線 ———— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 2. ★印は既設機器取外しを示す。
 3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。

(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路	—— //	VVF1. 6-2C	
	—— ///	VVF1. 6-3C	
	—— //▲	VVF1. 6-3C (1Cアース)	
	—— //2.0	VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x1 直付型
	照明器具 FL20W x1 直付型
	照明器具 FL10W x1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ IP15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



女子トイレ
B x 5

洗面所
B x 6

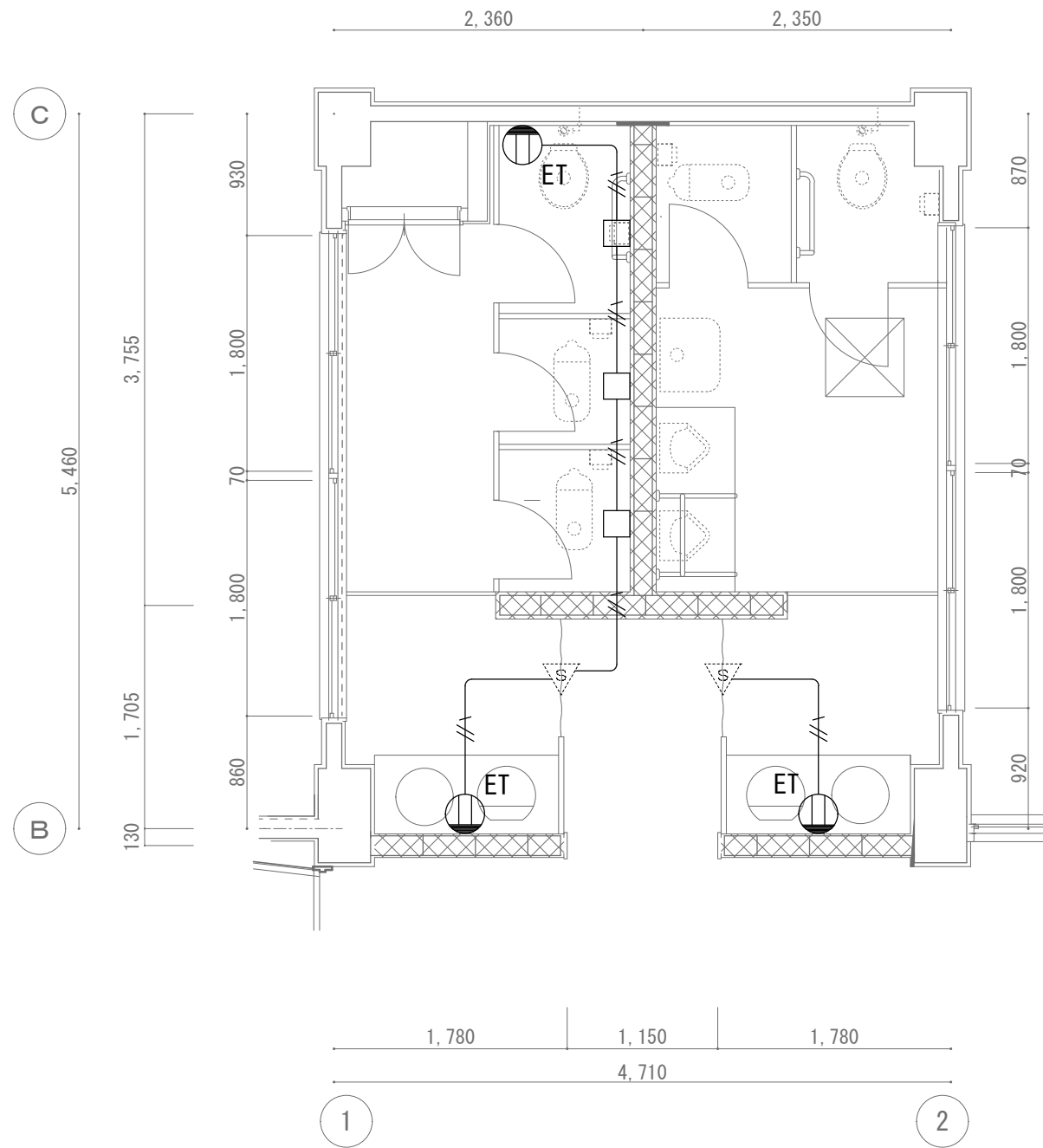
洗面所
B x 6

男子トイレ
B x 4
C x 1

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	—— //	EM-EEF1. 6-2C
	—— ///	EM-EEF1. 6-3C
	—— //2.0	EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

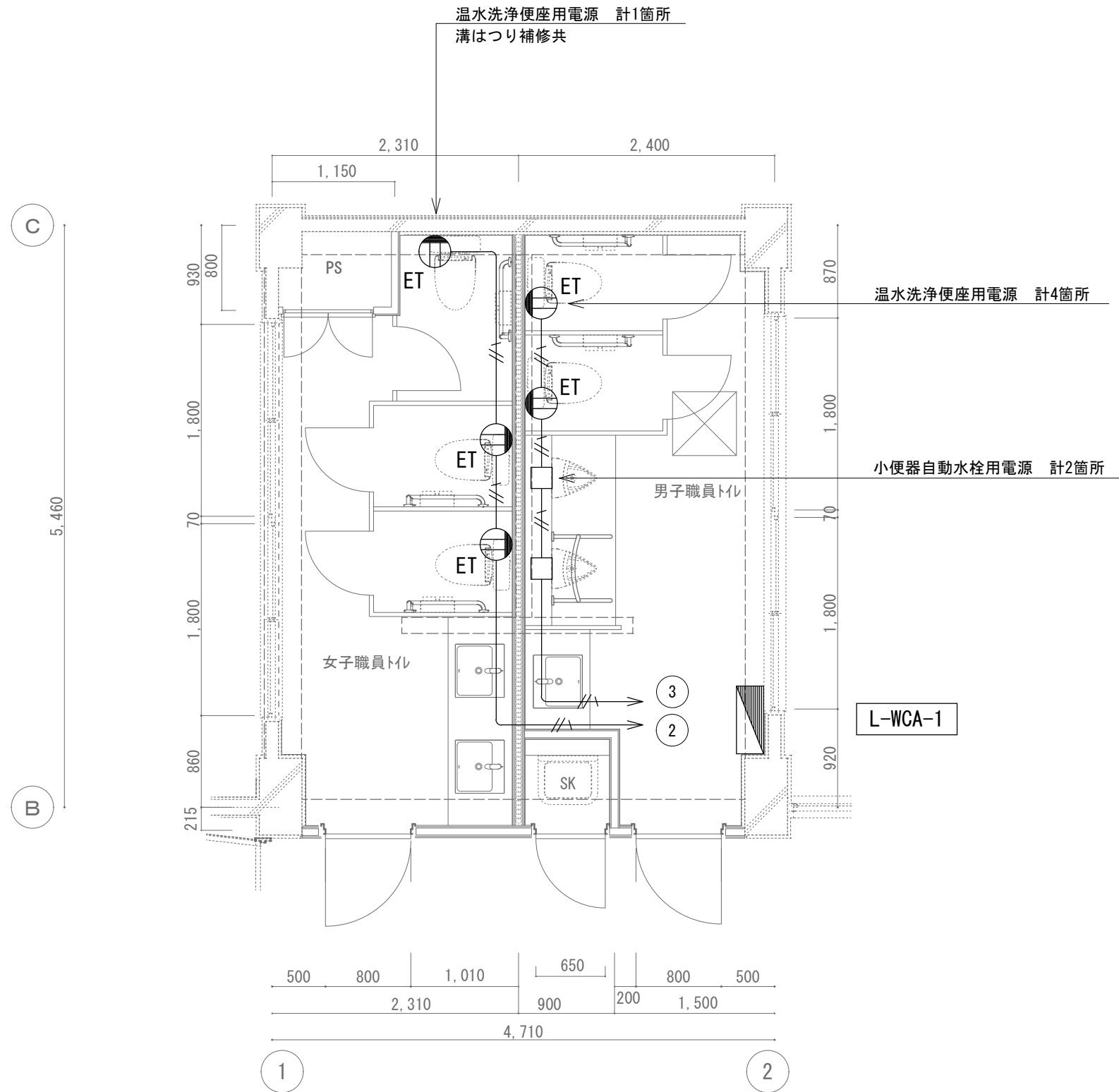


図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	———	EM-E E F 2. 0-2 C
	———	EM-E E F 2. 0-3 C
呼出回路	———	EM-A E 0. 9-2 C
	———	1 種金属線び

凡 例	
記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
□	呼出押ボタン

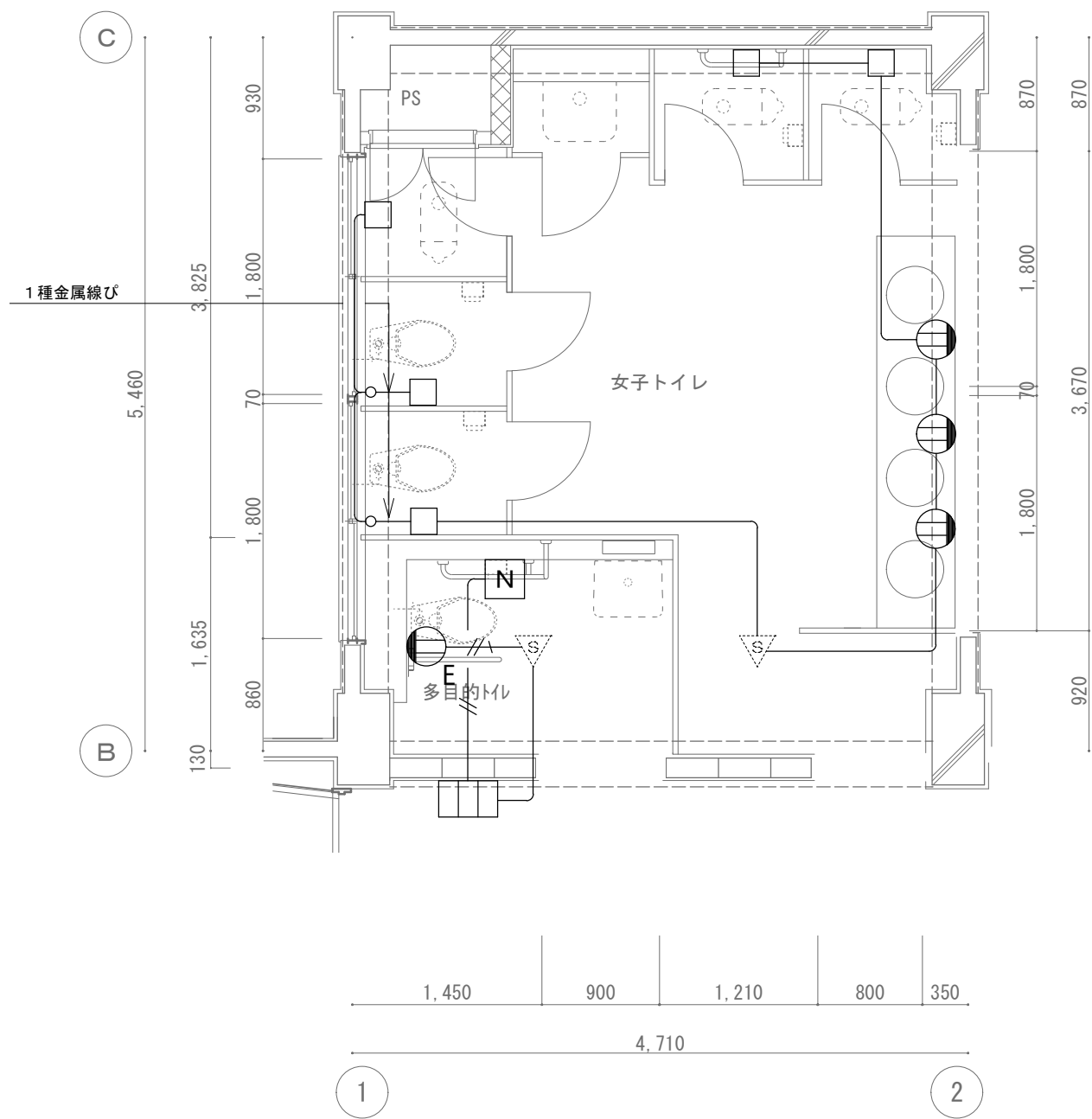
(注記) 既存壁撤去を示す。

- (注記)
- 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	———	EM-E E F 2. 0-2 C
	———	EM-E E F 2. 0-3 C
	———	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付プザー	
□	呼出押ボタン 引きひも付	



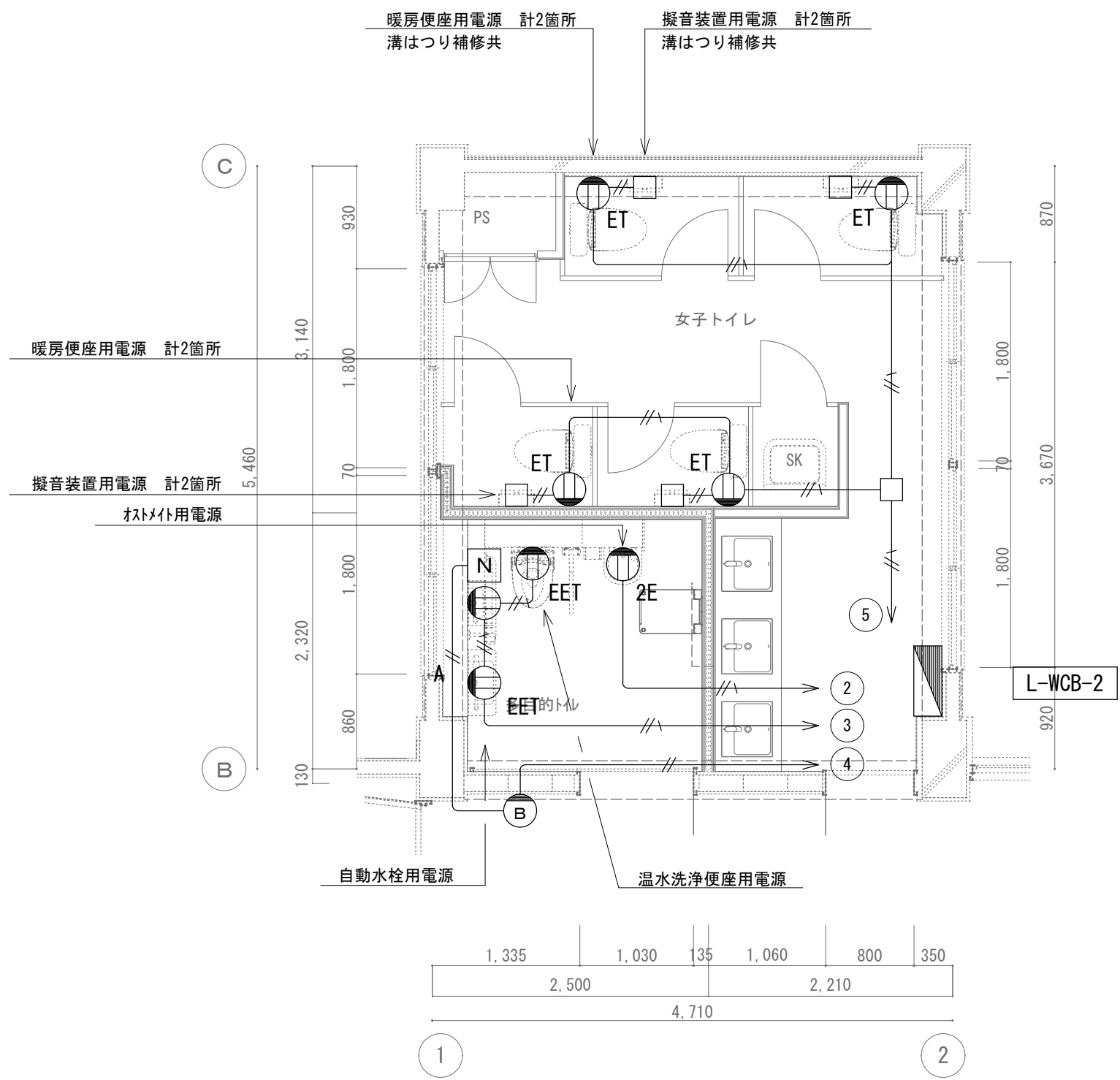
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——	EM-EEF2. 0-2C
	——//	EM-EEF2. 0-3C
呼出回路	——//	EM-AEO. 9-2C
	——	1種金属線び

凡 例	
-----	--

記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
Ⓜ	呼出押ボタン

(注記) 既存壁撤去を示す。

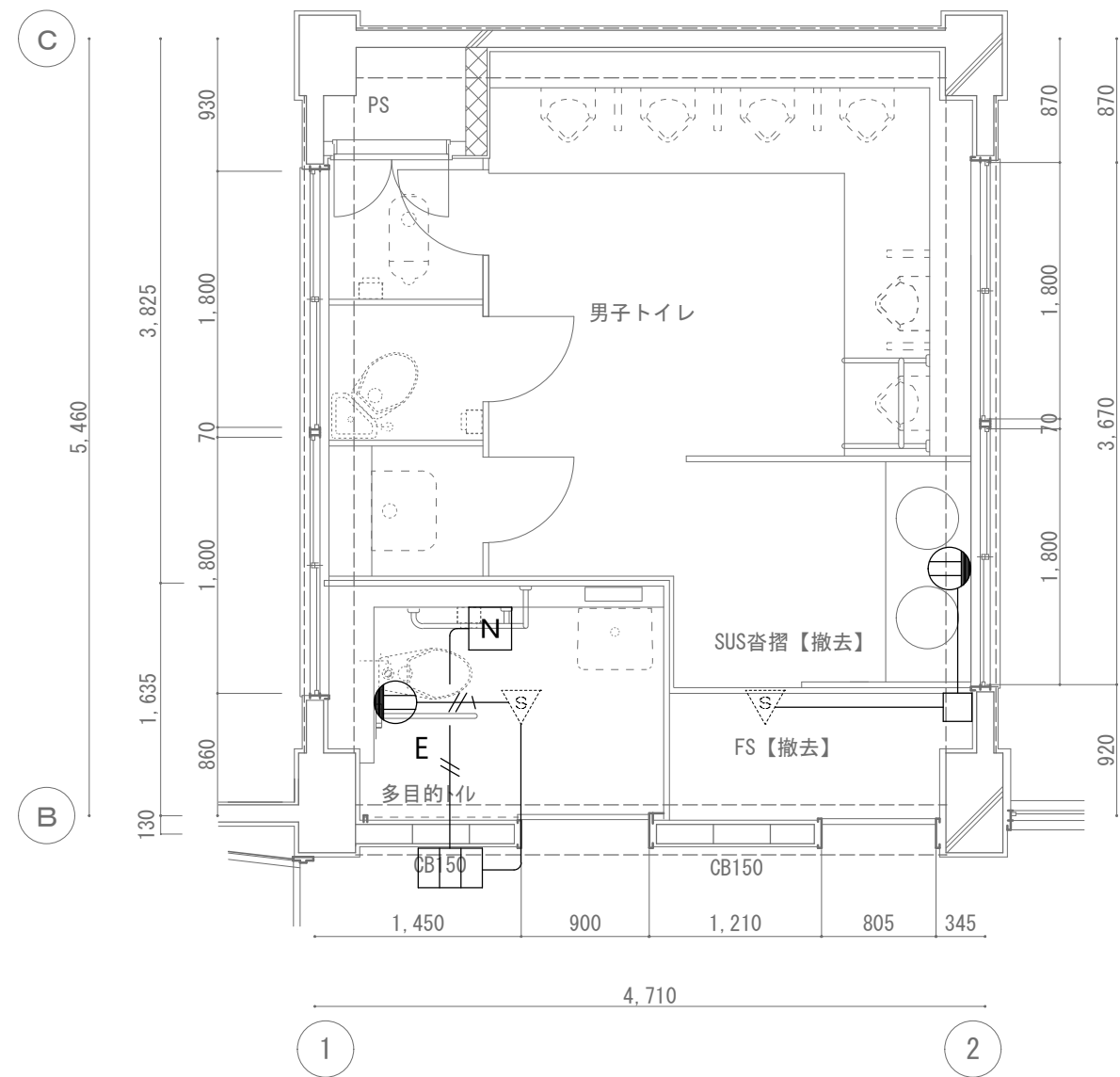
- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//	EM-EEF2. 0-2C
	——//	EM-EEF2. 0-3C
	——//A	EM-AEO. 9-2C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例	
-----	--

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
Ⓜ	呼出押ボタン 引きひも付	



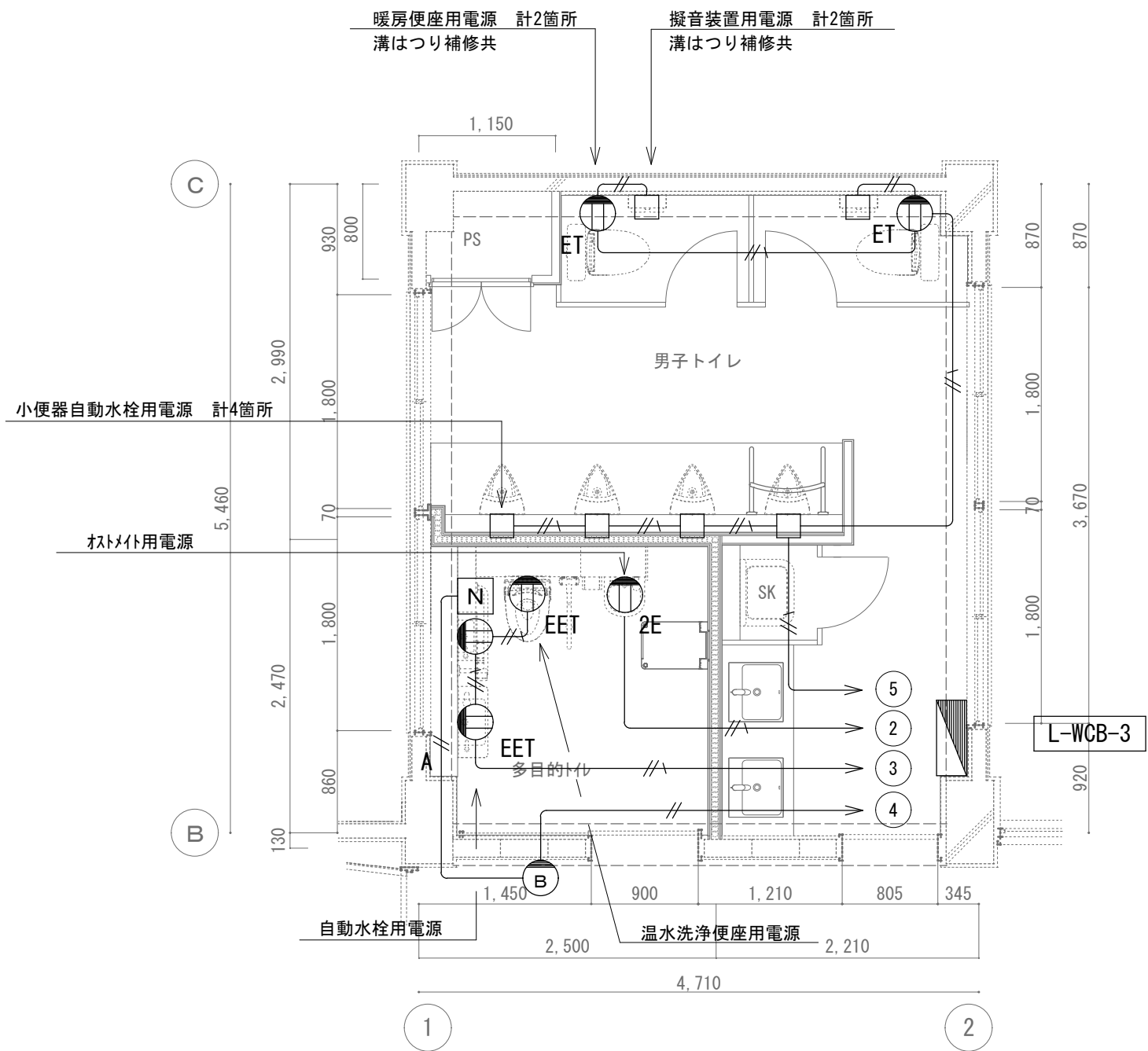
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//^	EM-E E F 2. 0-3 C
呼出回路	——//	EM-A E 0. 9-2 C
	——E	1 種金属線び

- (注記)
1. 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 2. ★印は既設機器取外しを示す。
 3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

凡 例

記 号	仕 様
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1
㊦E	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
㊦	呼出表示器
㊦	呼出押ボタン

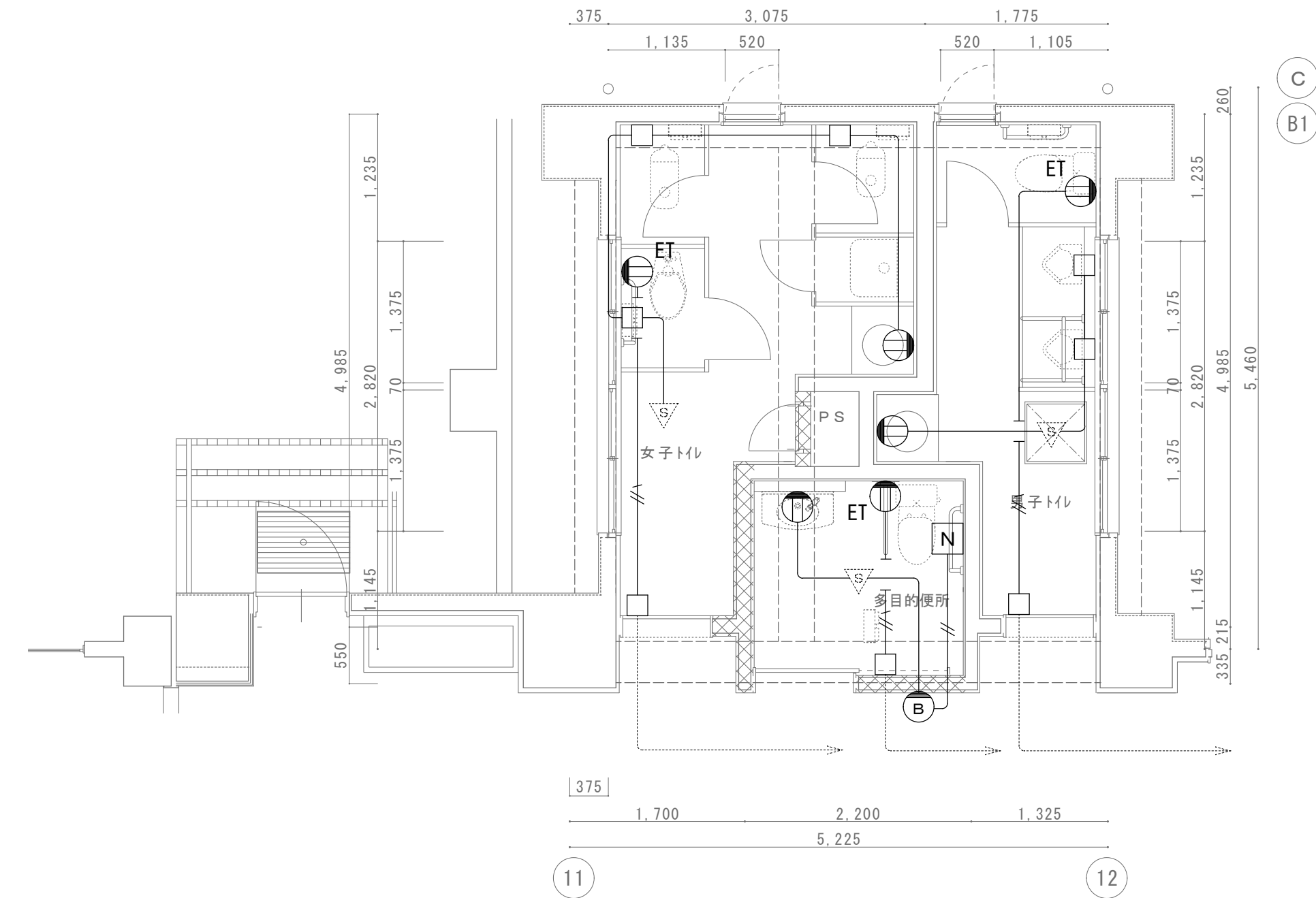
(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//^	EM-E E F 2. 0-3 C
	——//A	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
㊦2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
㊦EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
㊦	アウトレットボックス 四角浅型	
㊦	警報ランプ付ブザー	
㊦	呼出押ボタン 引きひも付	

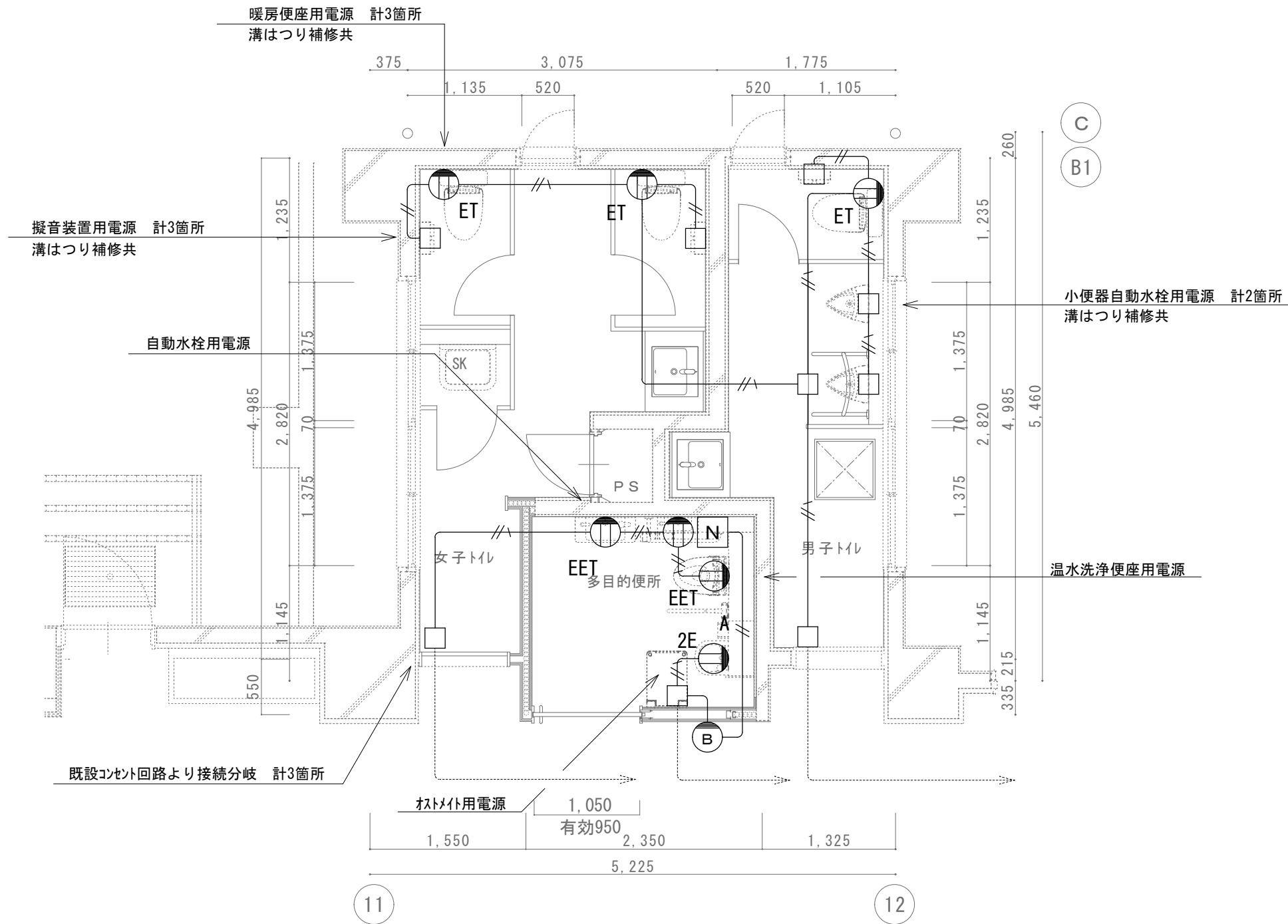


図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E E F 2. 0-3 C
呼出回路	——//——	EM-A E 0. 9-2 C
	——E——	1種金属線び

- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

凡 例	
記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
Ⓜ	警報ランプ付ブザー
N	呼出押ボタン

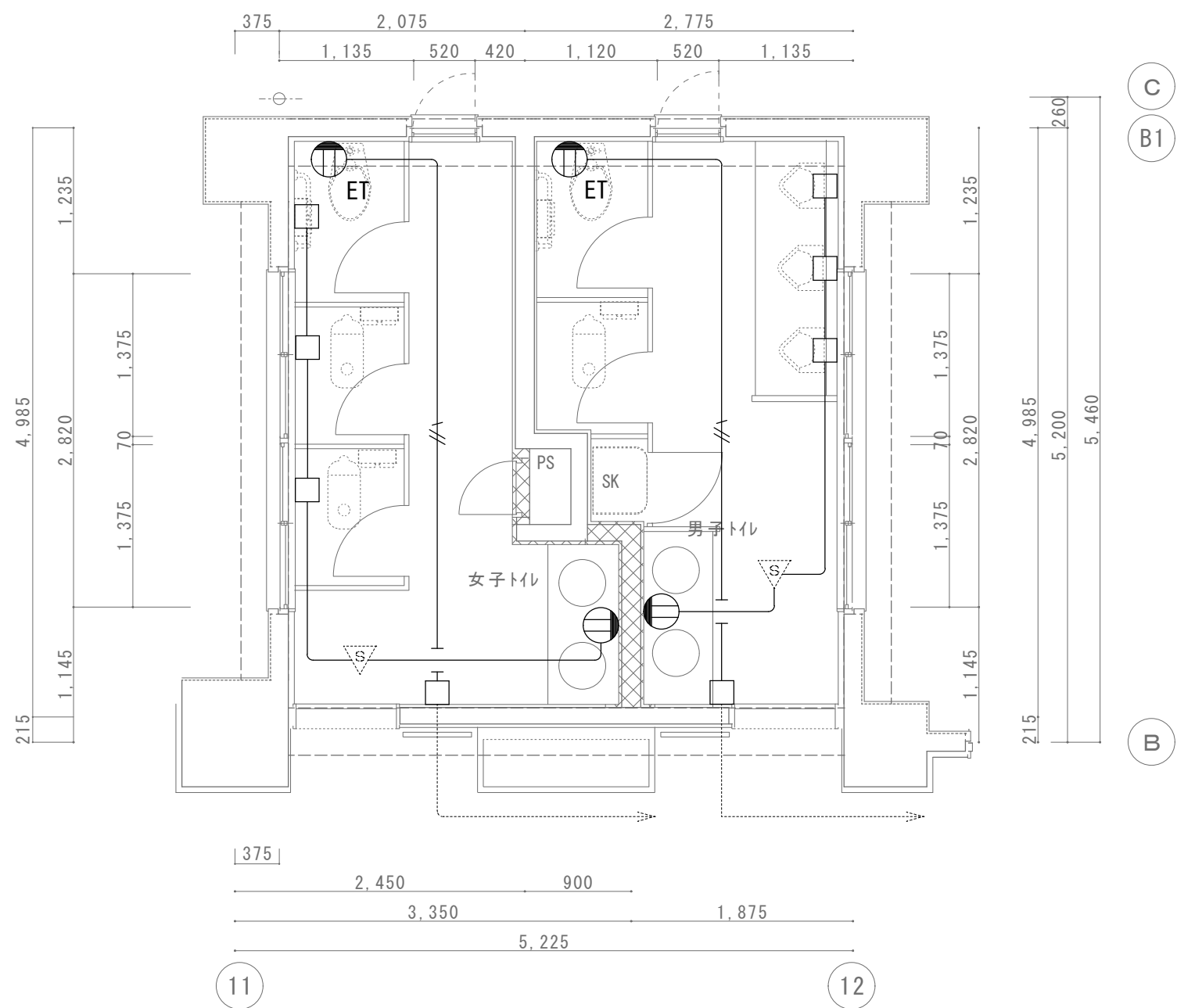
(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E E F 2. 0-3 C
	——//^——	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
N	呼出押ボタン 引きひも付	

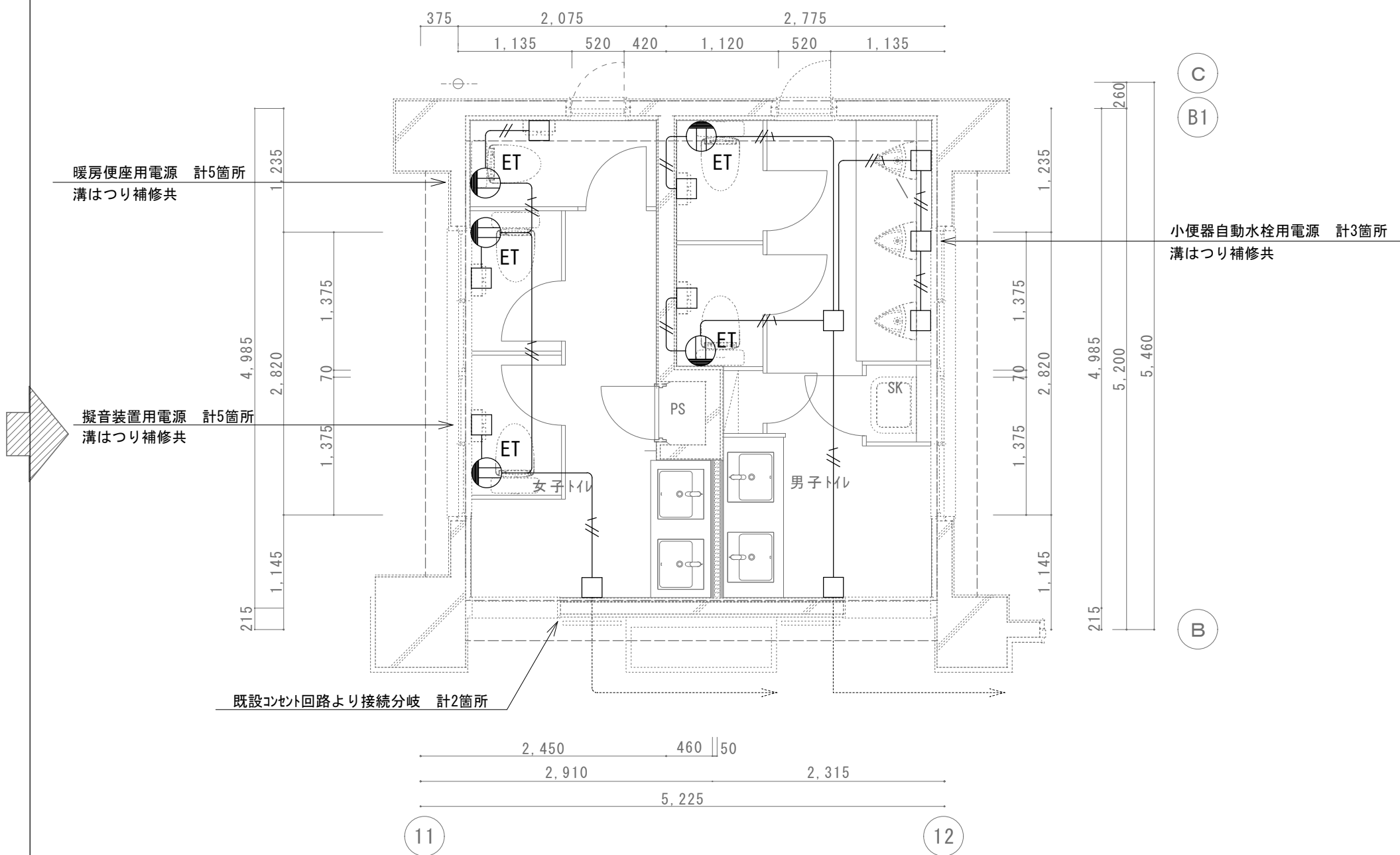


図中明記なき配管・配線は下記とする。	
コンセント回路	EM-EEF2.0-2C
	EM-EEF2.0-3C
呼出回路	EM-AEO.9-2C
	1種金属線び

- (注記)
- 図中明記なき実線 ー で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 ー で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

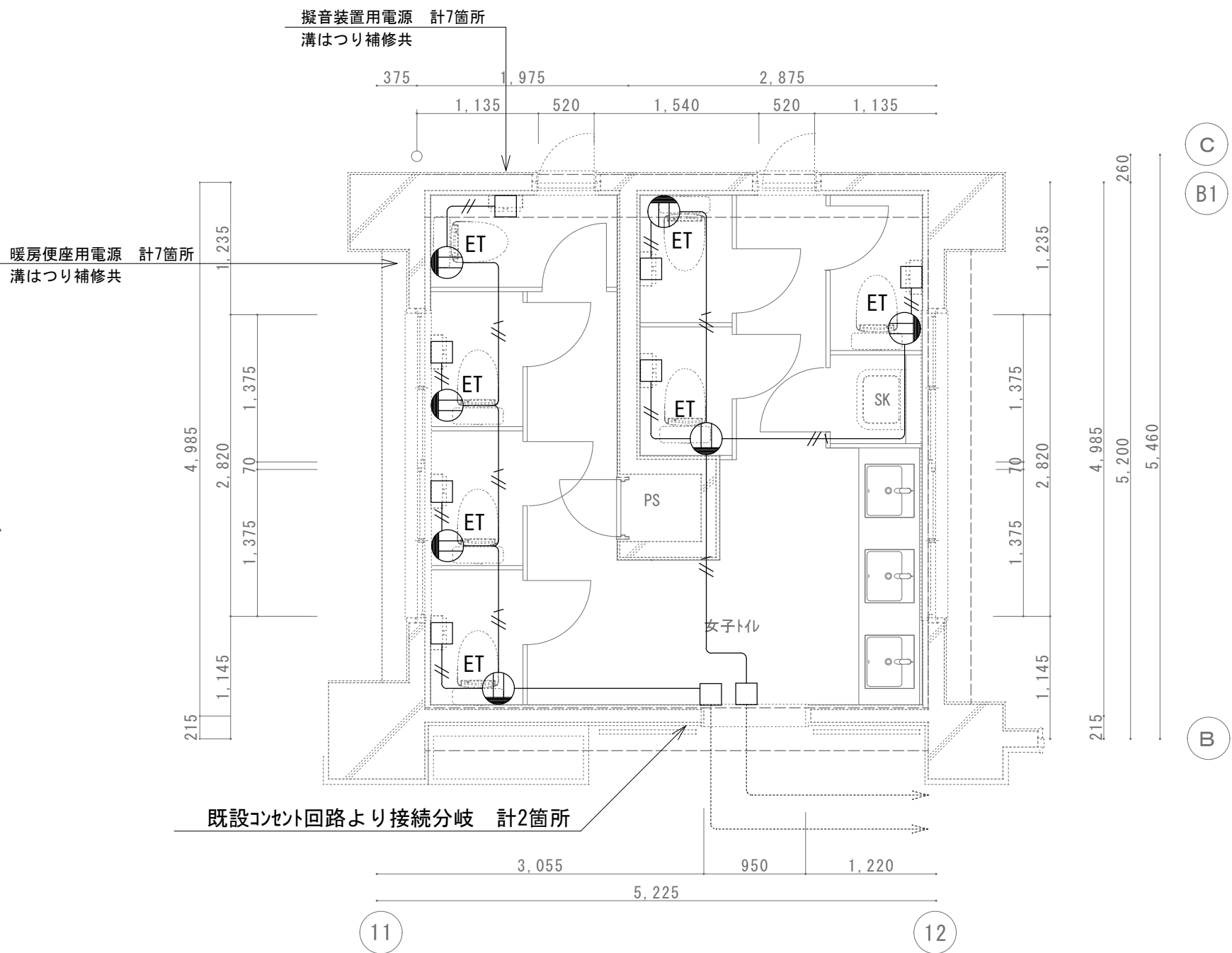
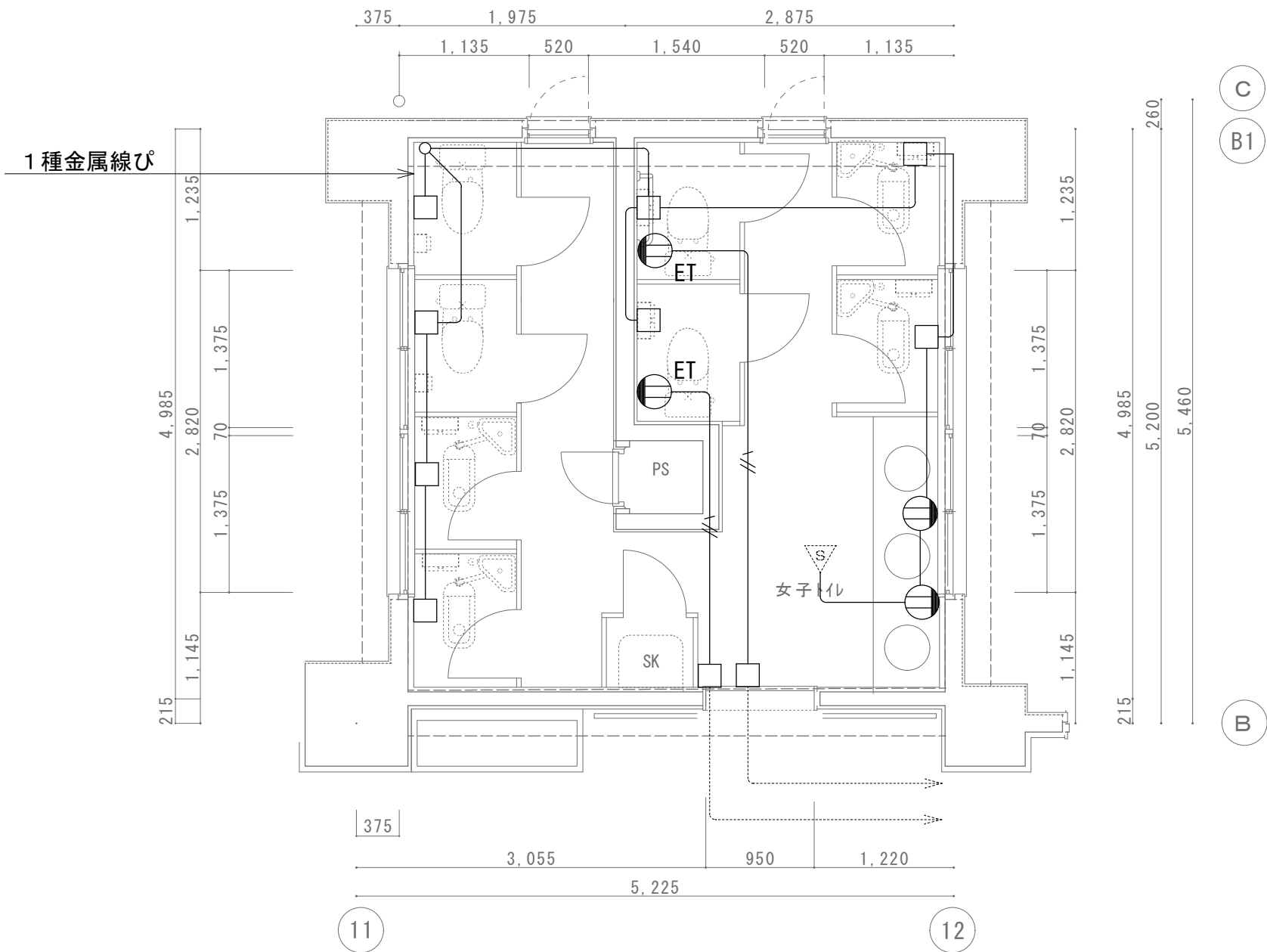
凡 例	
記 号	仕 様
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1
㊦E	埋込コンセント 2P15A125V x 1(E)
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1(ET)
□□	呼出表示器
㊦	呼出押ボタン

(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。	
コンセント回路	EM-EEF2.0-2C
	EM-EEF2.0-3C
	EM-AEO.9-2C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。	
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。	
★印は既設機器再取付を示す。	

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
㊦2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2(E)	
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1(ET)	
㊦EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1(EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
㊦	警報ランプ付プザー	
㊦	呼出押ボタン 引きひも付	



(注記)

1. 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
2. ★印は既設機器取外しを示す。
3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	————	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E F 2. 0-3 C
呼出回路	——//——	EM-A E O. 9-2 C
	——E——	1種金属線び

凡 例

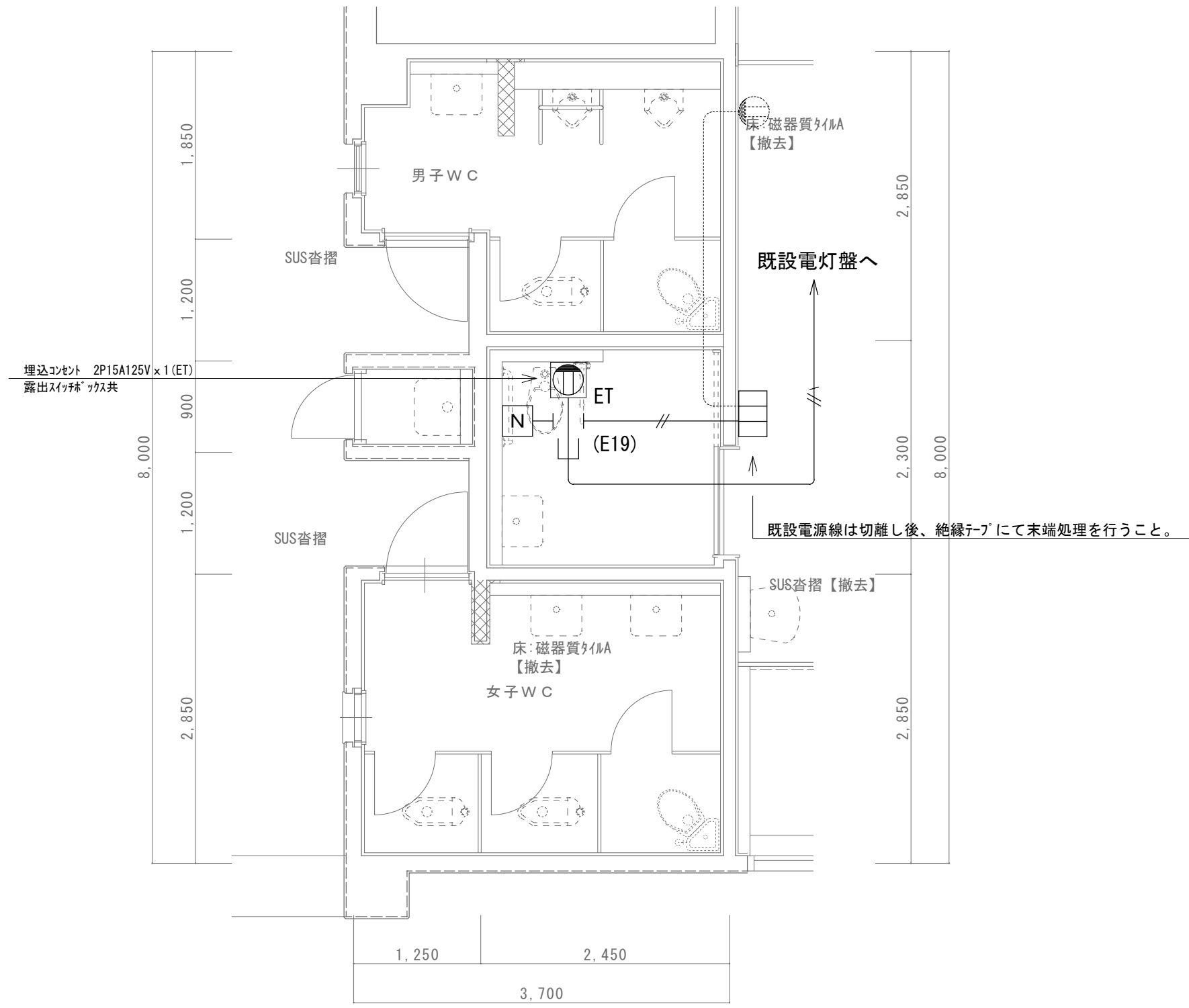
記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
□N	呼出押ボタン

(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E F 2. 0-3 C
	——//A——	EM-A E O. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルこしがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付プザー	
□N	呼出押ボタン 引きひも付	



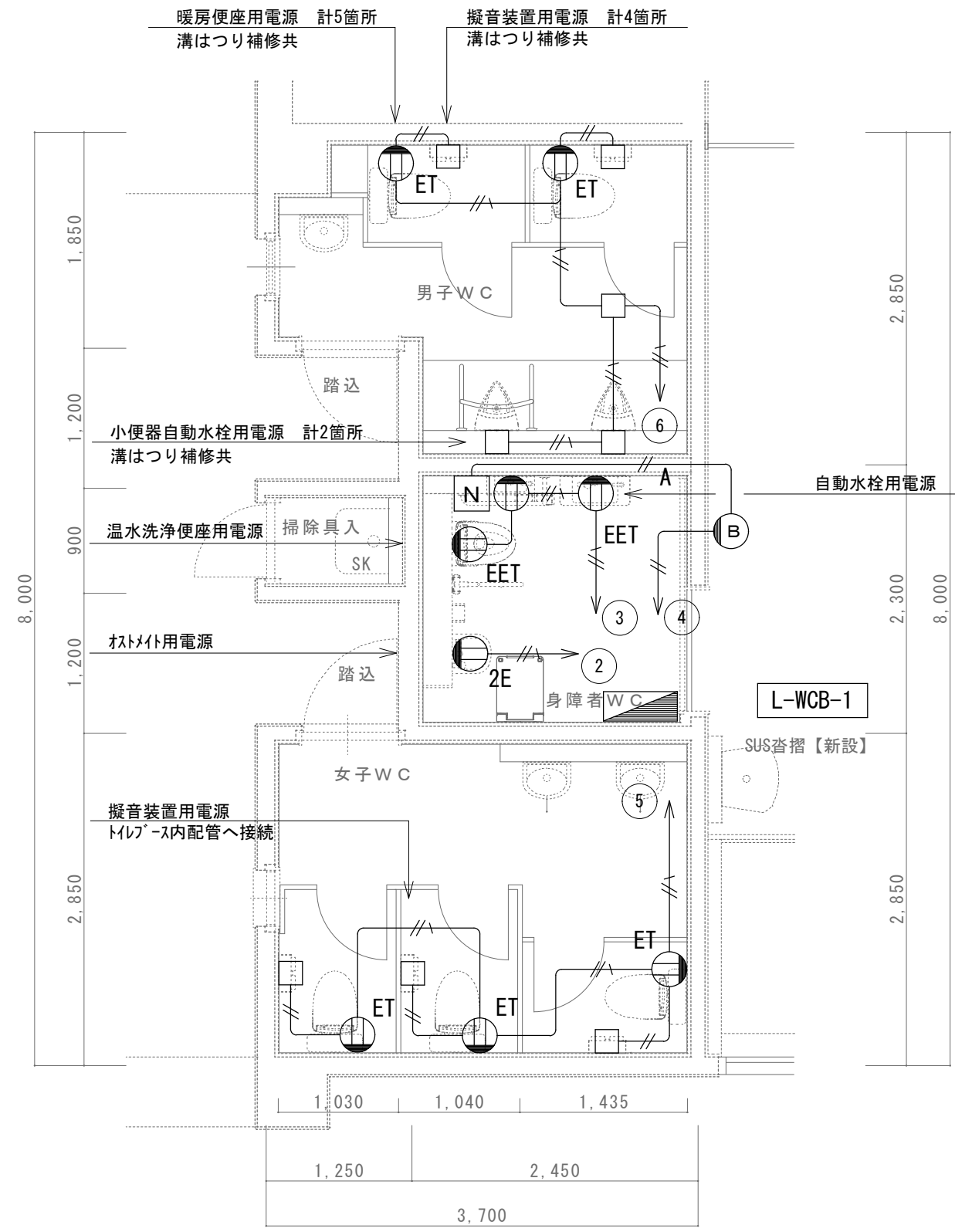
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	—————	EM-E-E-F 2. 0-2 C
	—————	EM-E-E-F 2. 0-3 C
呼出回路	—————	EM-A-E 0. 9-2 C
	—————	1種金属線び

- (注記)
- 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。

凡 例

記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
□N	呼出押ボタン

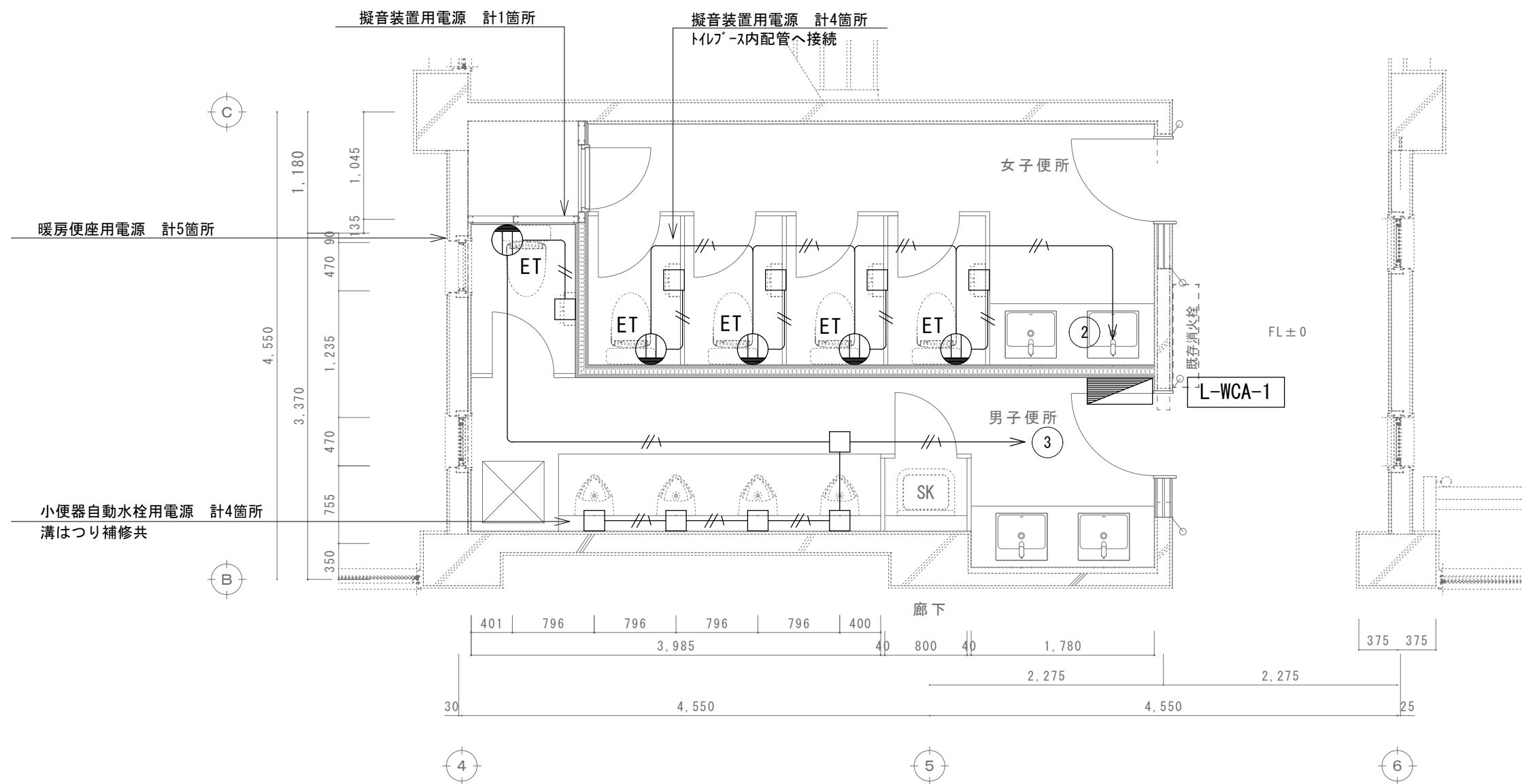
(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	—————	EM-E-E-F 2. 0-2 C
	—————	EM-E-E-F 2. 0-3 C
	—————	EM-A-E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルこころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
□N	呼出押ボタン 引きひも付	

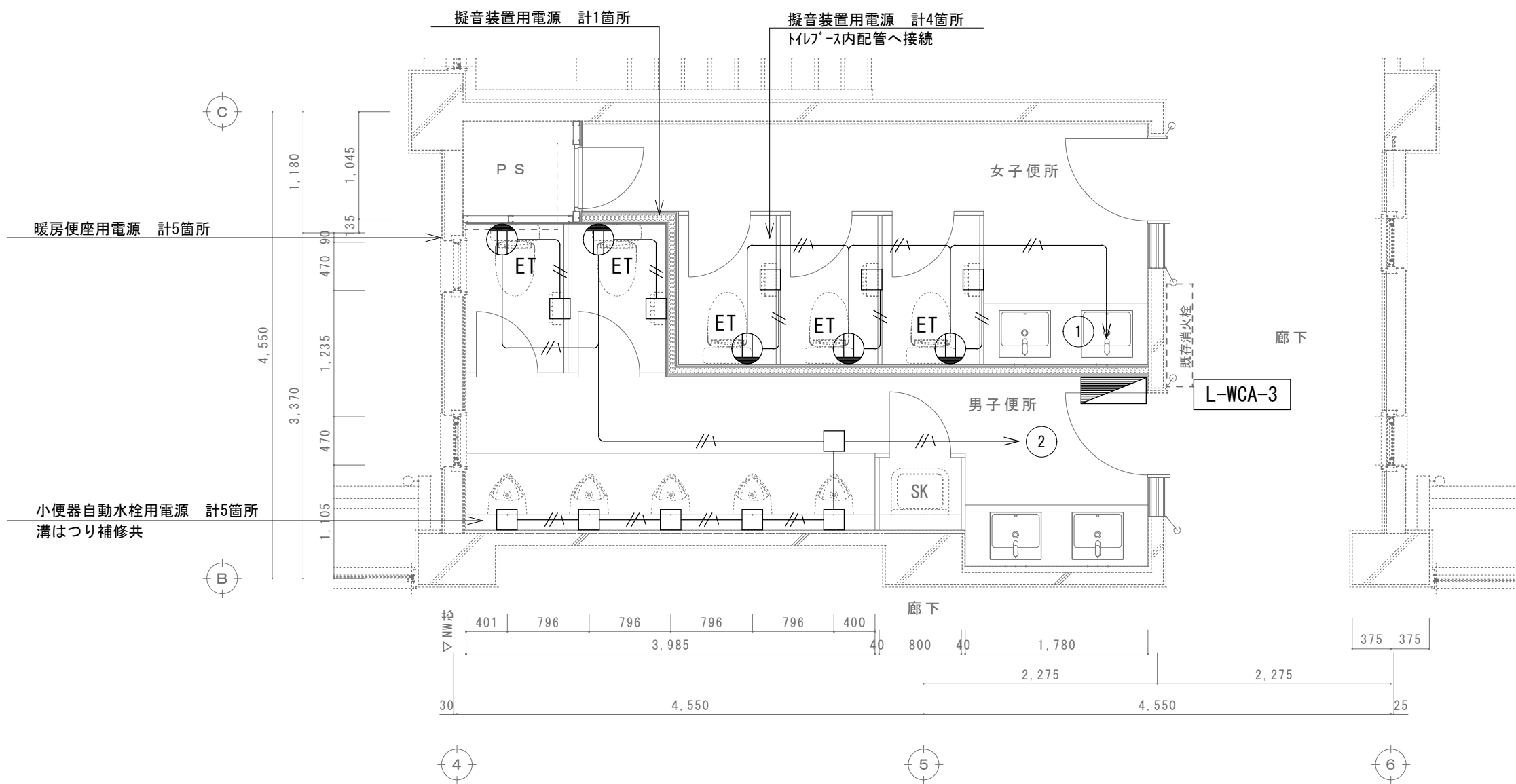


特別教室棟 1階トイレ平面詳細図 1/50

凡 例

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	—— //	EM-EEF2.0-2C
	—— //A	EM-EEF2.0-3C
	—— //A	EM-AEO.9-2C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
	アウトレットボックス 四角浅型	
	警報ランプ付ブザー	
	呼出押ボタン 引きひも付	



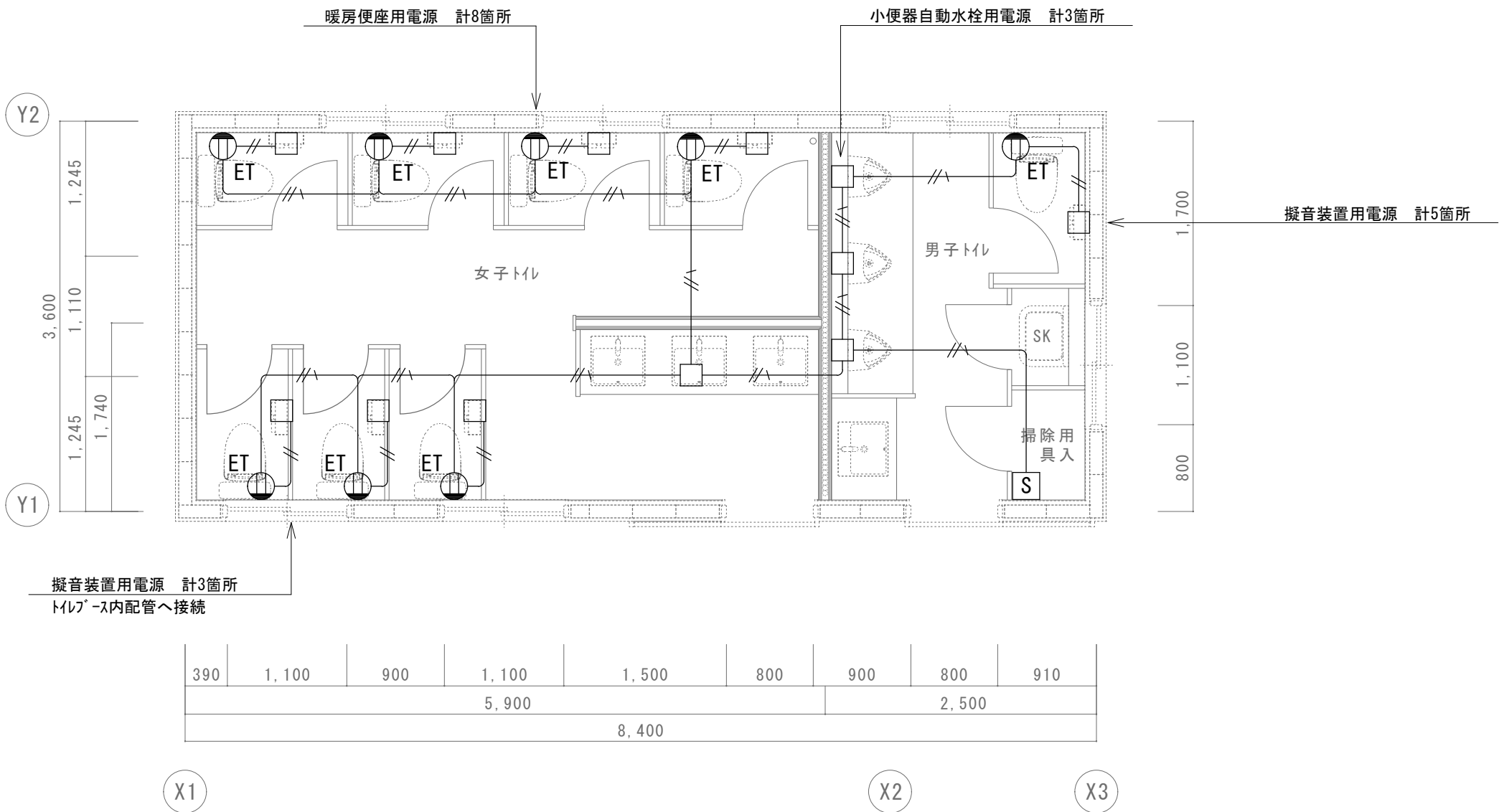
特別教室棟 3階トイレ平面詳細図 1/50

凡 例

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	//	EM-E E F 2.0-2 C
	//	EM-E E F 2.0-3 C
	// A	EM-A E 0.9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

記 号	名 称	備 考
■	電灯分電盤	盤結線図参照
①	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
① 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
① ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
① EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
㊦	呼出押ボタン 引きひも付	

8,400						
5,900					2,500	
1,300	1,100	900	1,100	2,100	1,100	800

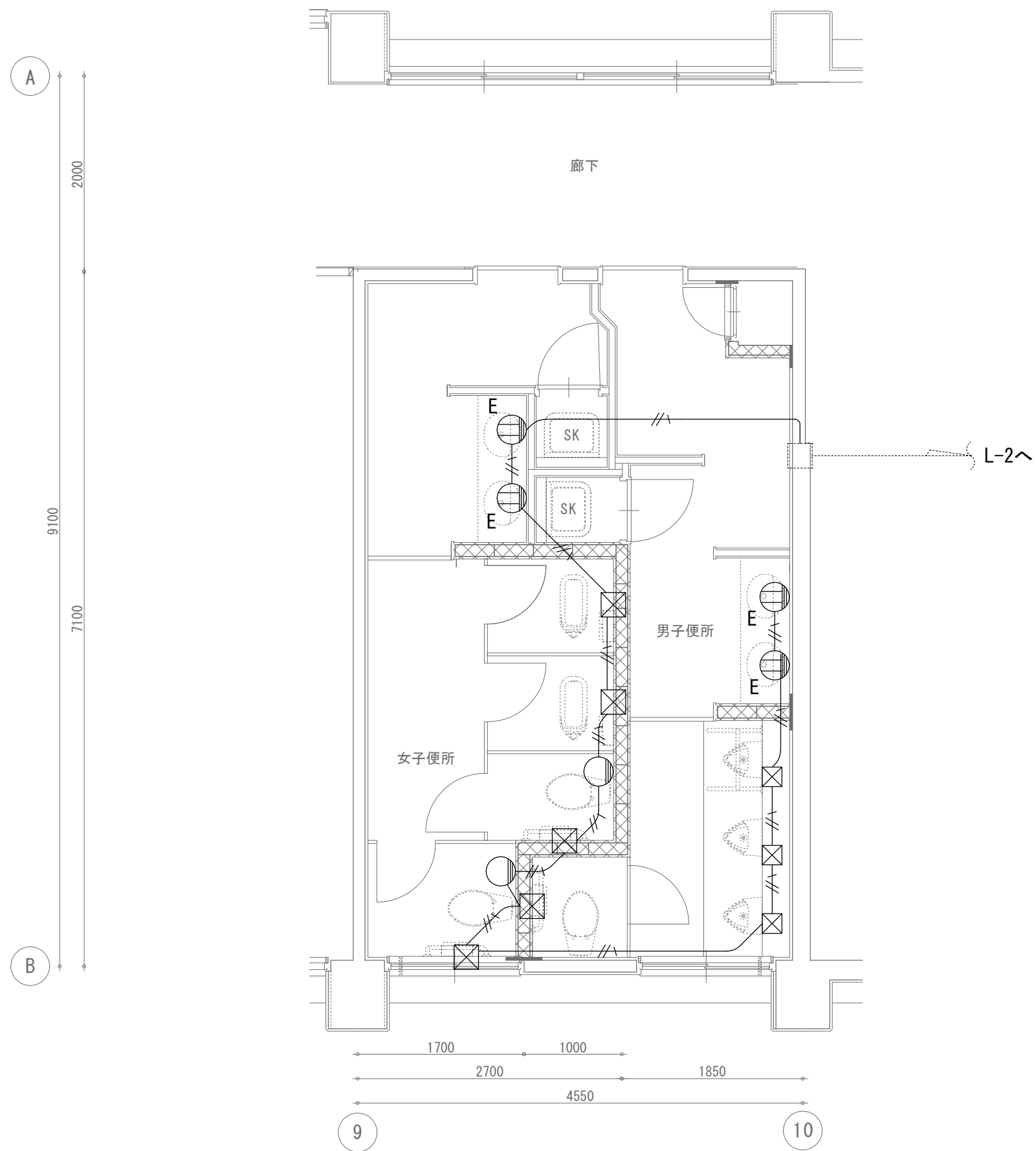


屋外北トイレ 平面詳細図 1/50

凡 例

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//^——	EM-E E F 2. 0-3 C
	——//^——	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

記 号	名 称	備 考
■	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
Ⓜ ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
Ⓜ EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付プザー	
Ⓜ	呼出押ボタン 引きひも付	



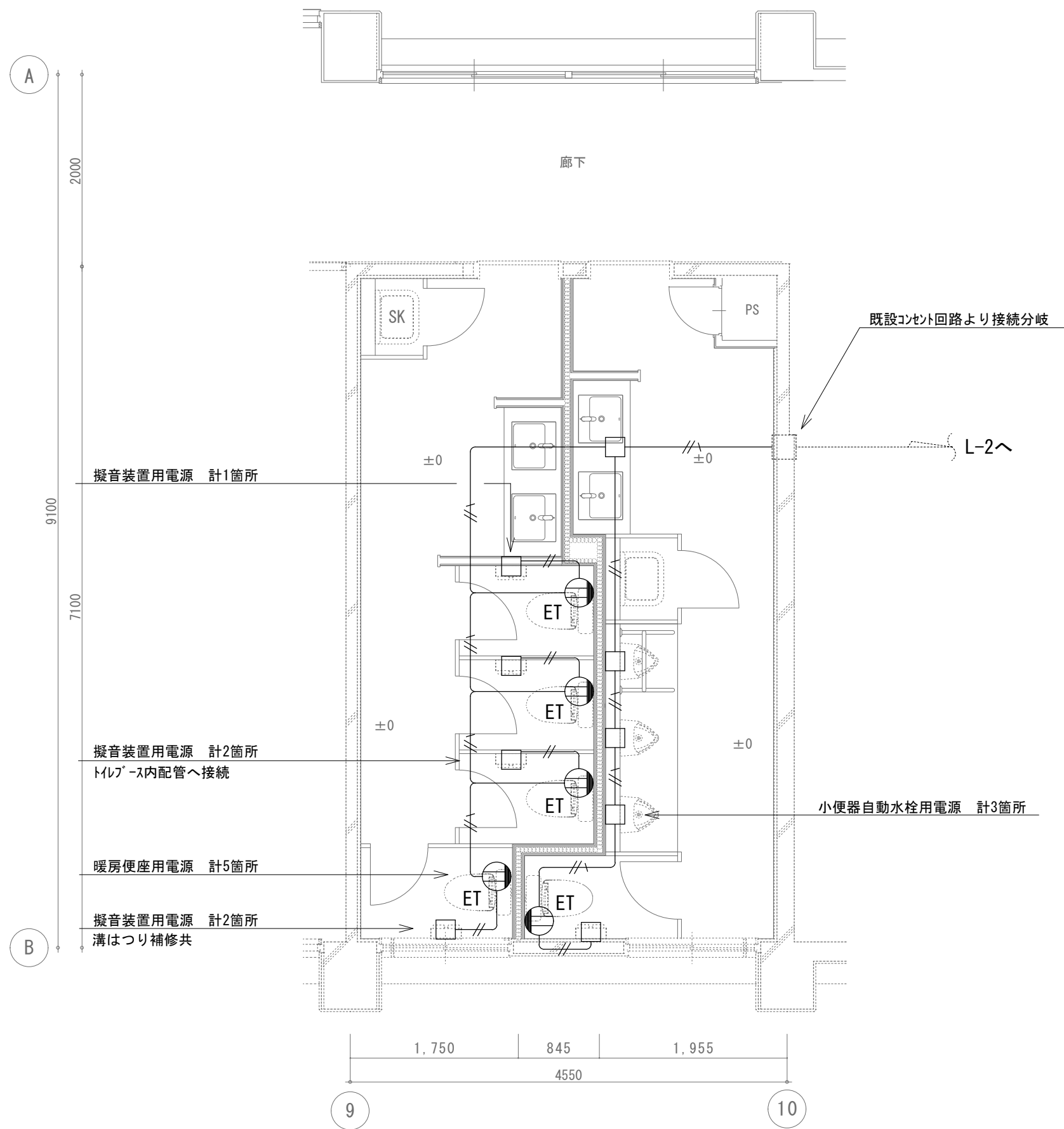
図中明記なき配管・配線は下記とする。	
コンセント回路	EM-E EF 2. 0-2 C
	EM-E EF 2. 0-3 C
呼出回路	EM-A E 0. 9-2 C
	1 種金属線び

(注記)

1. 図中明記なき実線 ———— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
2. ★印は既設機器取外しを示す。
3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分にいい、係員の指示に従い施工すること。

凡 例	
記 号	仕 様
	埋込コンセント 2P15A125V x 1
	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
	呼出表示器
	呼出押ボタン

(注記) 既存壁撤去を示す。

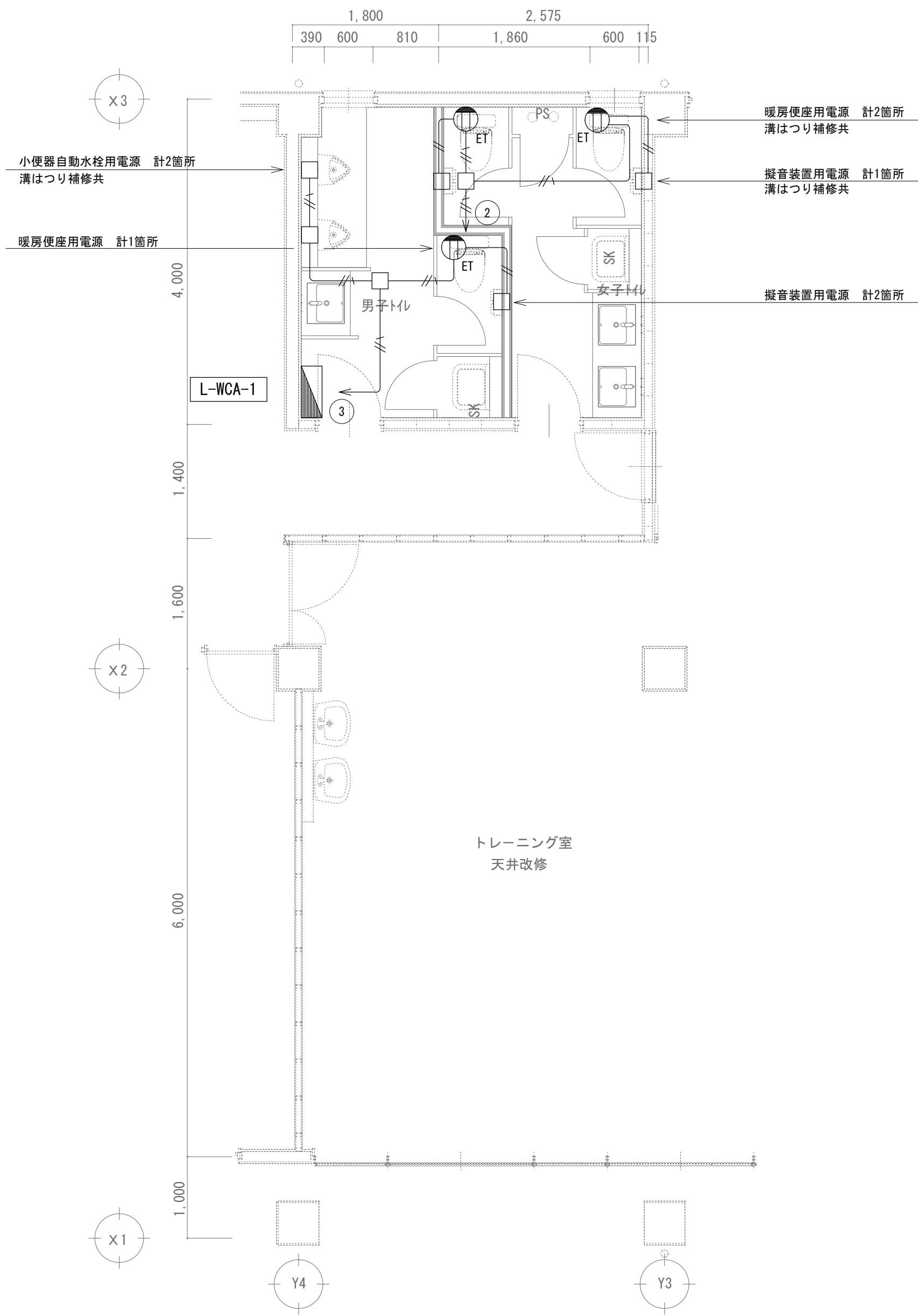


凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
 2E	埋込コンセント 2P15A125V × 1	
 ET	埋込コンセント 2P15A125V × 2 (E)	
 EET	埋込コンセント 2P15A125V × 1 (ET)	
	埋込コンセント 2P15A125V × 1 (EET)	
	アウトレットボックス 四角浅型	
 B	警報ランプ付ブザー	
 N	呼出押ボタン 引ききり付	

図中明記なき配管・配線は下記とする。	
コンセント回路	〃〃 EM-EEF2.0-2C
〃〃	EM-EEF2.0-3C
〃△	EM-AE0.9-2C
二重天井内は、ケーブルこらがし配線とする。	
新設壁の立上げ部分は、適合するPＦ管にてケーブル保護をする。	
★印は既設機器取付けを示す。	

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号 E-34	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505(代)	通し番号 41
設計 R6.6	竣工	図面名 北校舎 コンセント設備 2階平面詳細図	縮尺 A2=1/50 A3=71%		

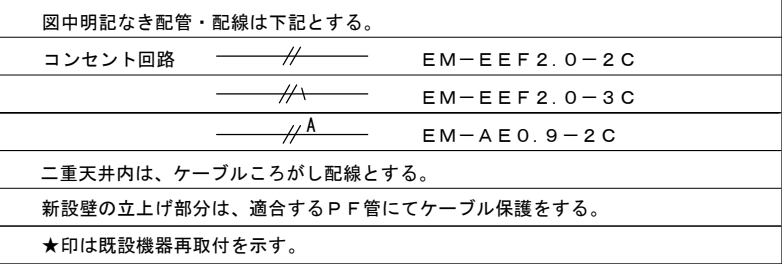


宿泊訓練棟 1階トイレ平面詳細図 1/50

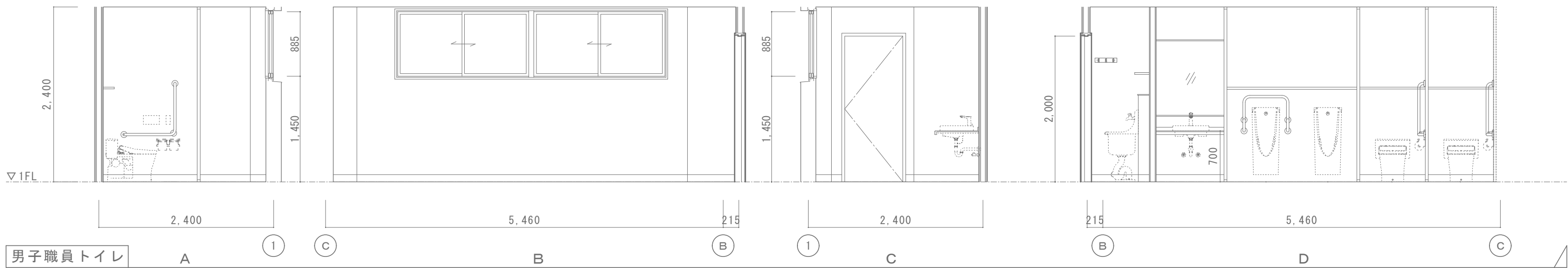
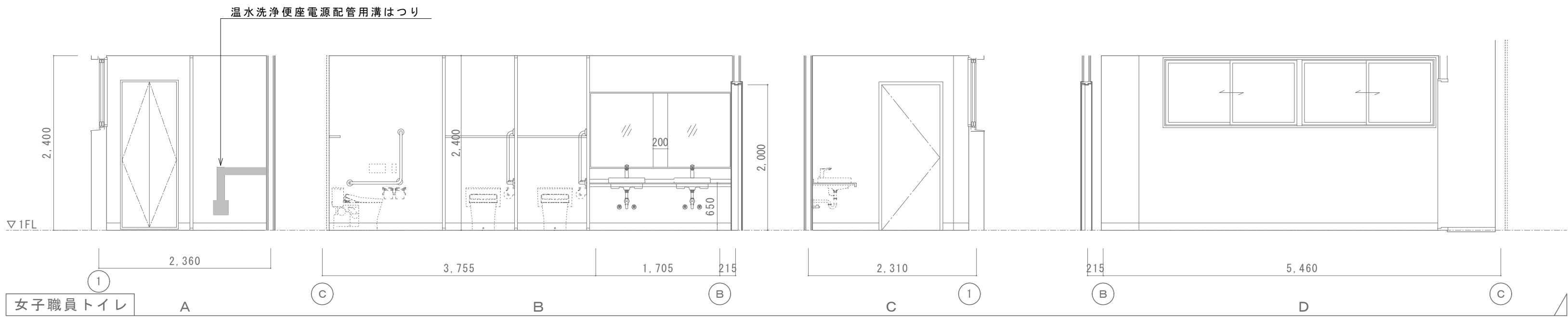
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//^——	EM-E E F 2. 0-3 C
	——//^A——	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
Ⓜ ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
Ⓜ EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
Ⓜ	呼出押ボタン 引きひも付	



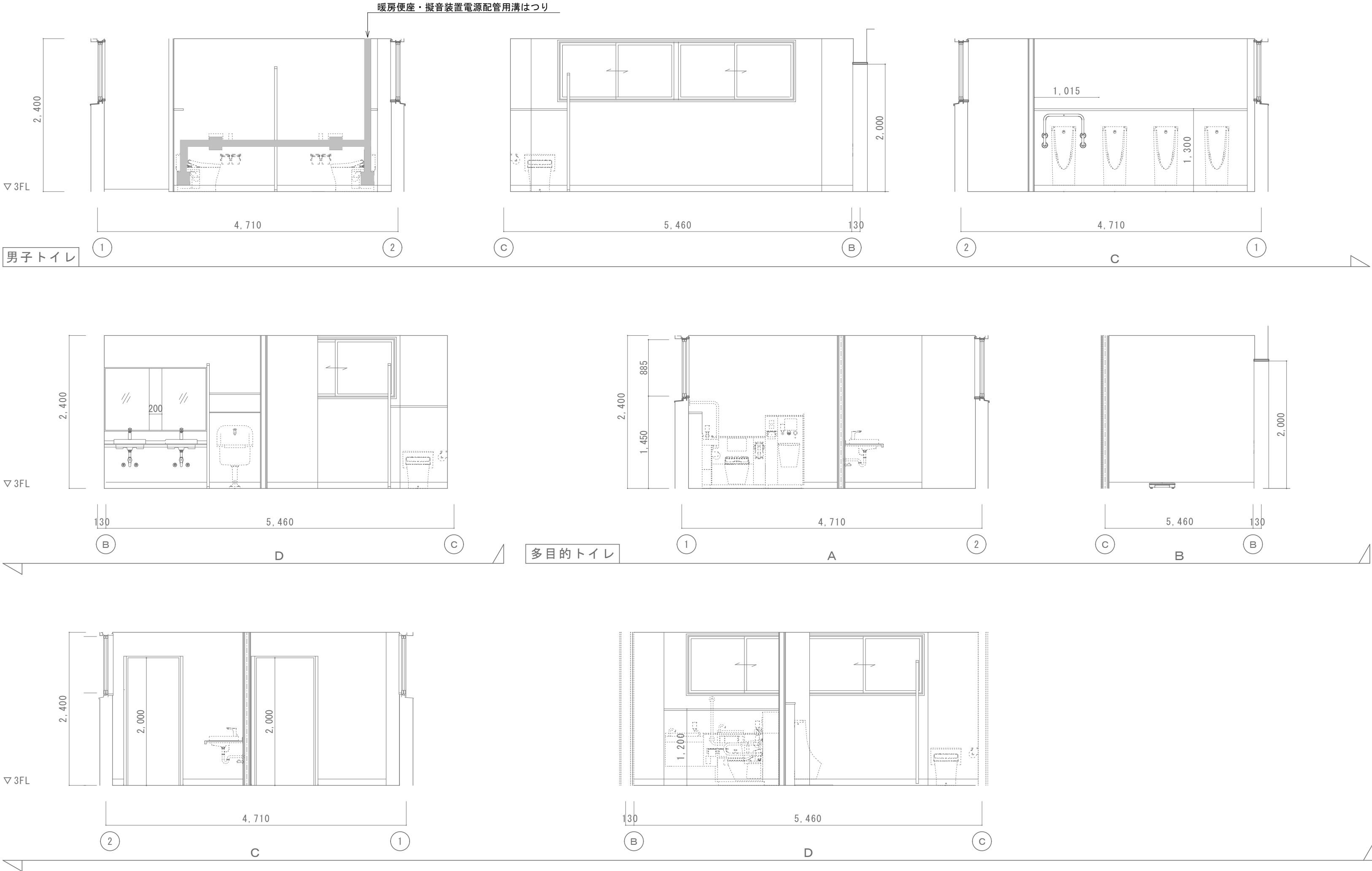
凡 例		
	電灯分電盤	盤結線図参照
	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
 ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
 EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
	アウトレットボックス 四角浅型	
	警報ランプ付ブザー	
	呼出押ボタン 引きひも付	



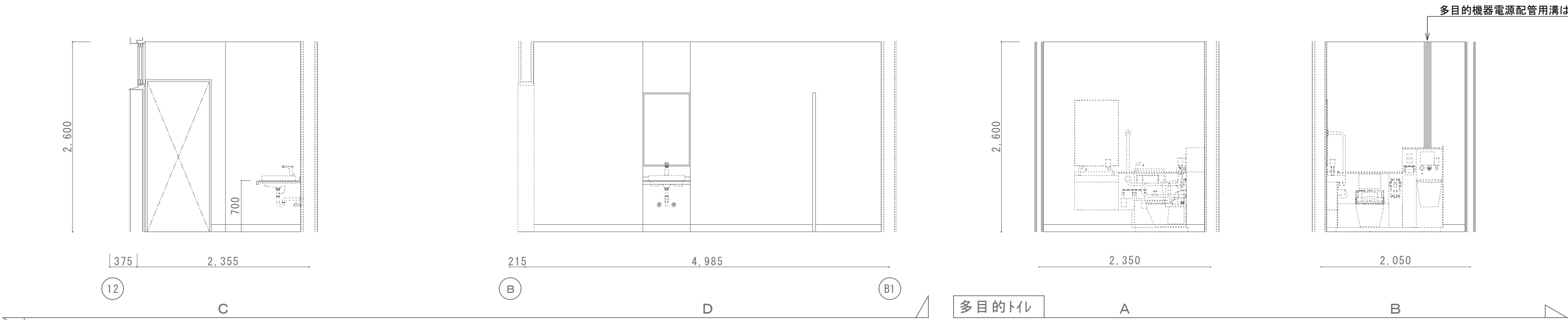
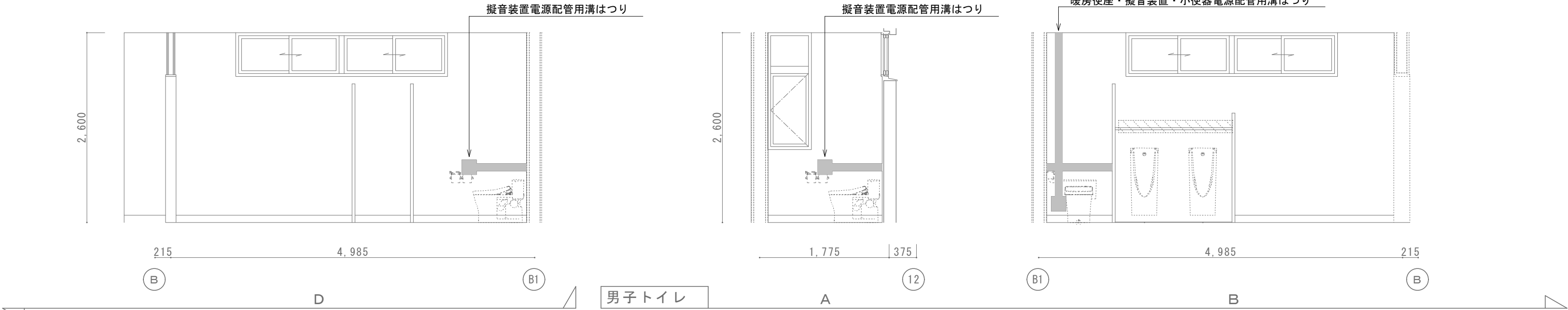
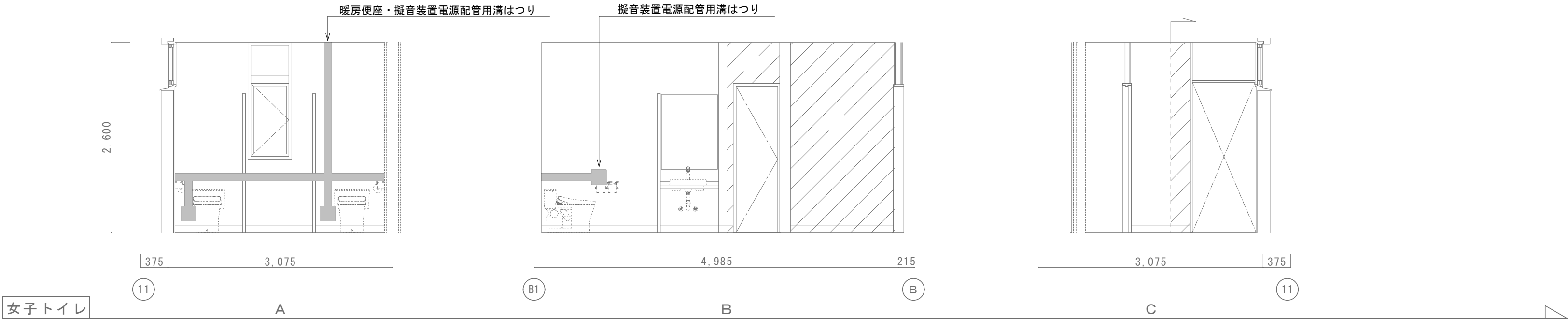
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-37	 株式 宮 建 築 設 計 MIYA 会社 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 44
設計	竣工	図面名	管理・教室棟 改修後 1 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		
R6.6							



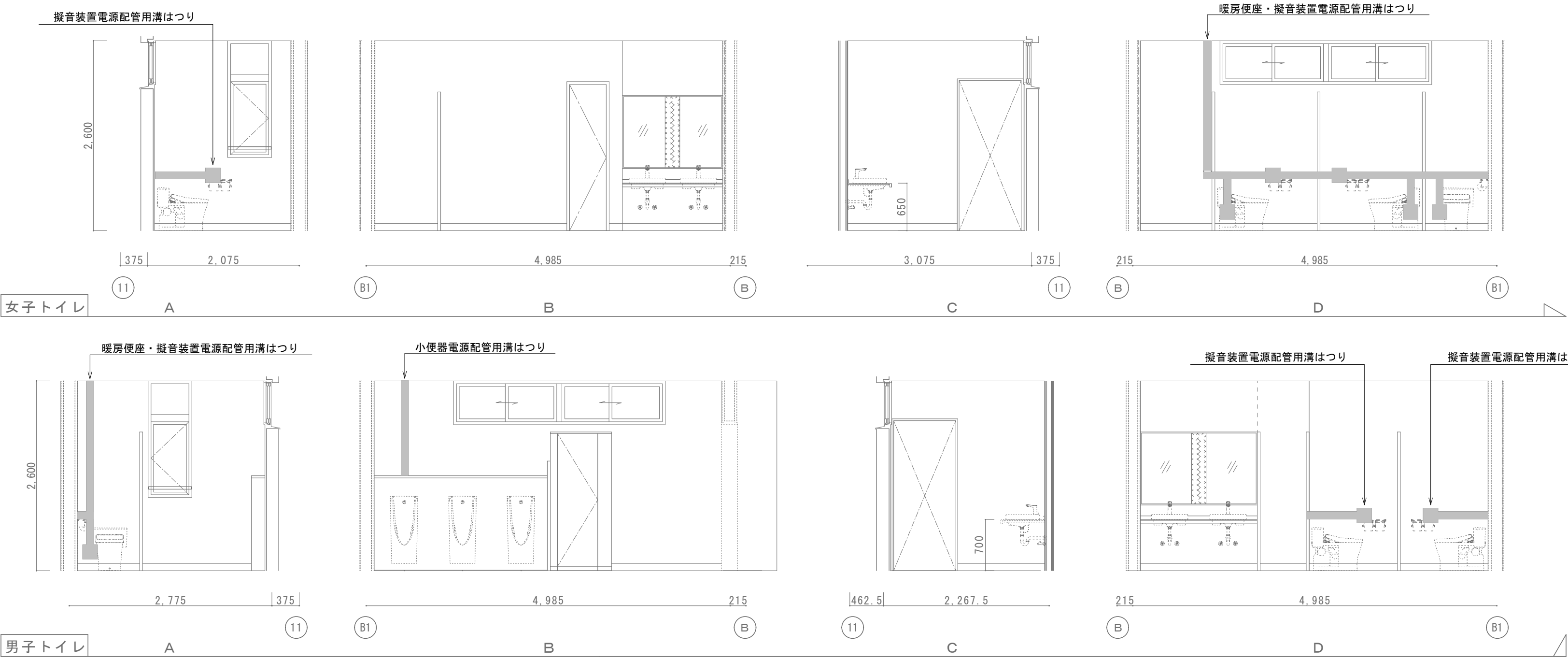
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-38	 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIYA 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番号 45
設計	竣工	図面名	管理・教室棟 改修後 2 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		
R6.6							

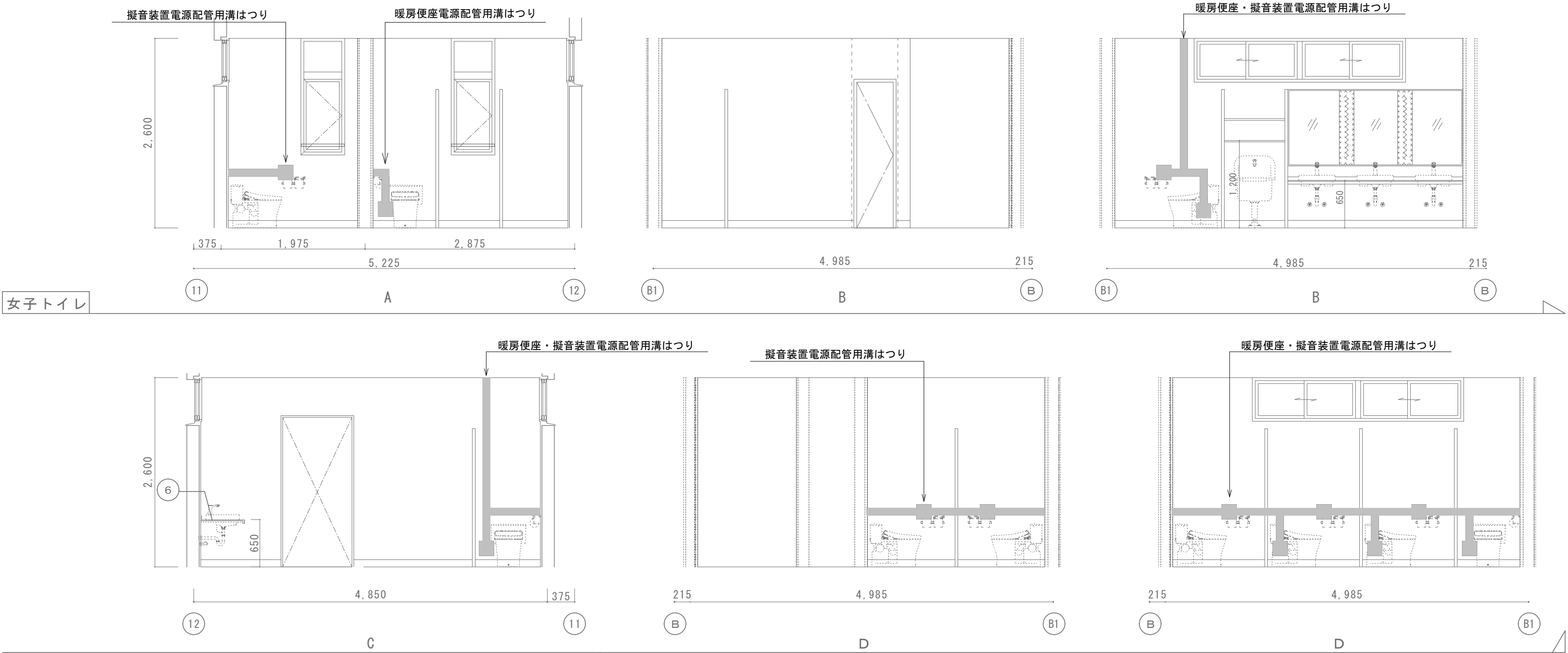


		徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-39	 株式会社 宮 建 築 設 計 MIYA 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 46
		設計	竣工	図面名	管理・教室棟 改修後 3 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		
		R6.6							



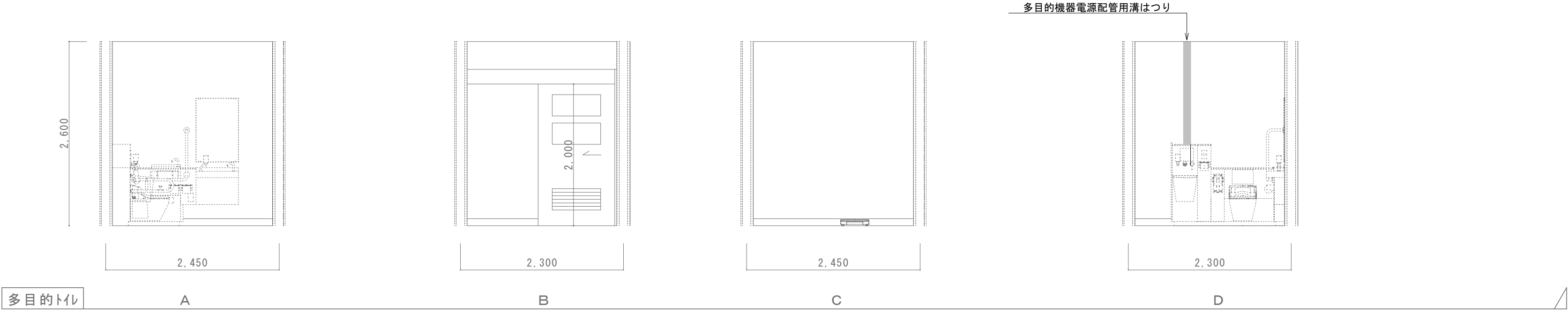
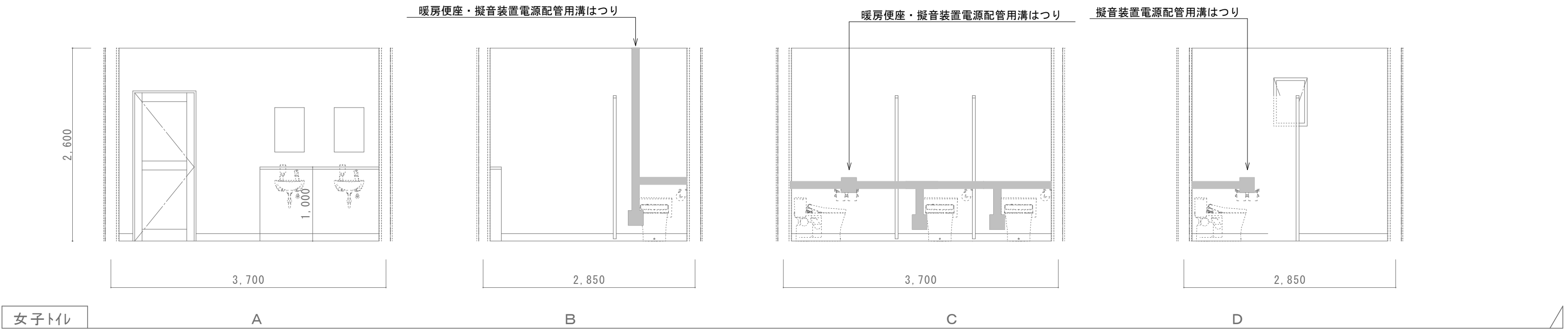
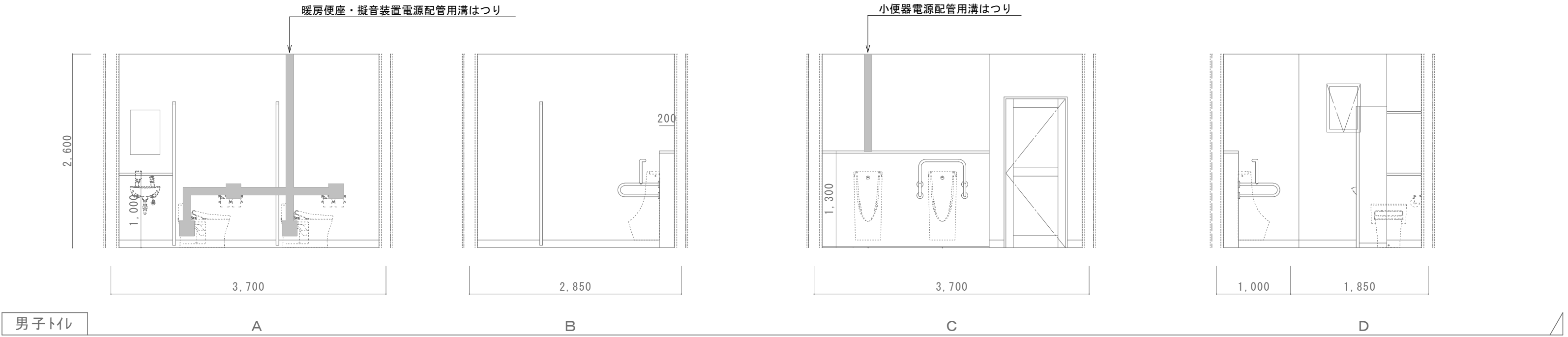
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-40	 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIYA 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	R6.6	竣工	図面名 教室棟 (東) 改修後 1 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		通し番号 47

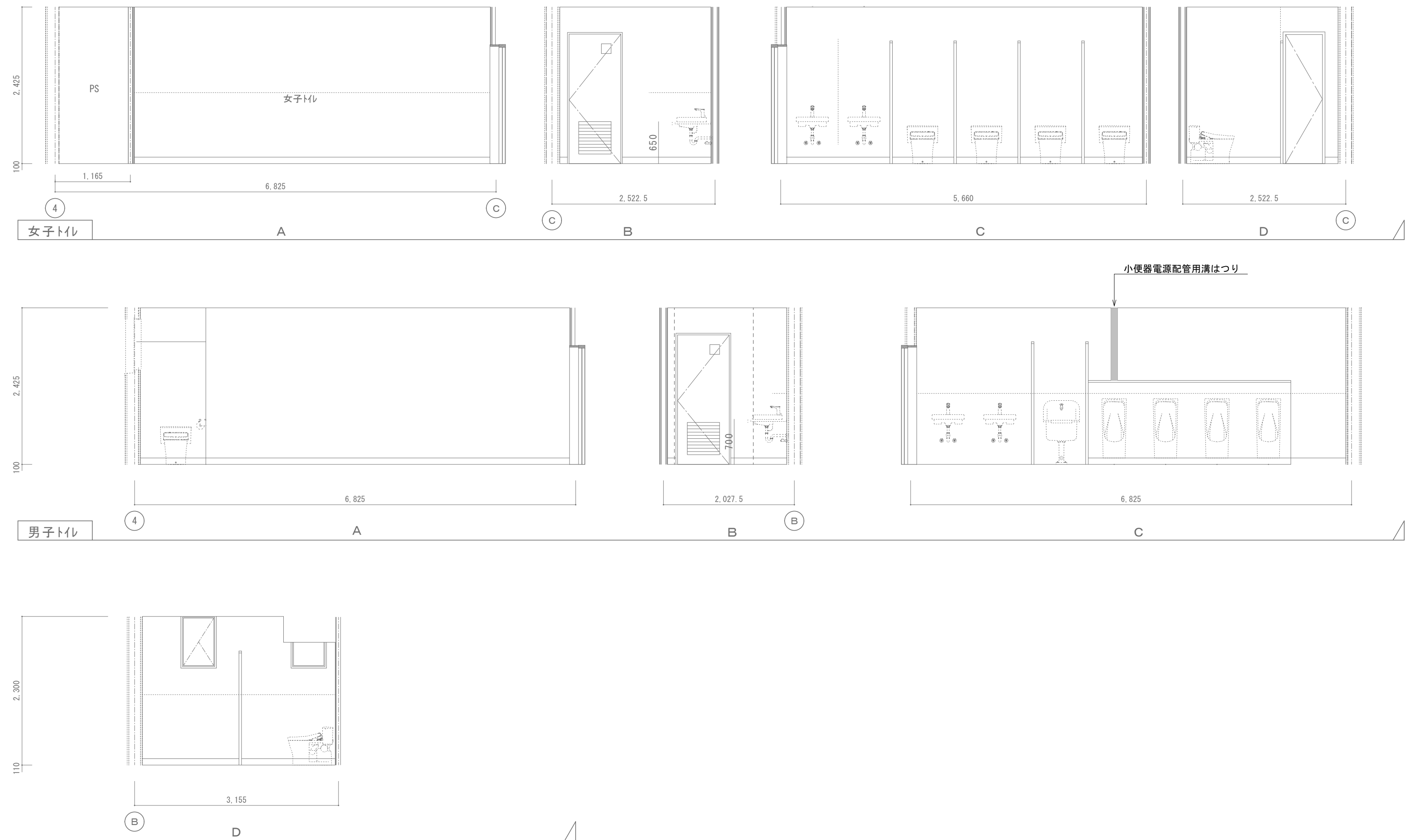




女子トイレ

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-42	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	竣工	図面名	教室棟 (東) 改修後 3 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		通し番号
R6.6							49

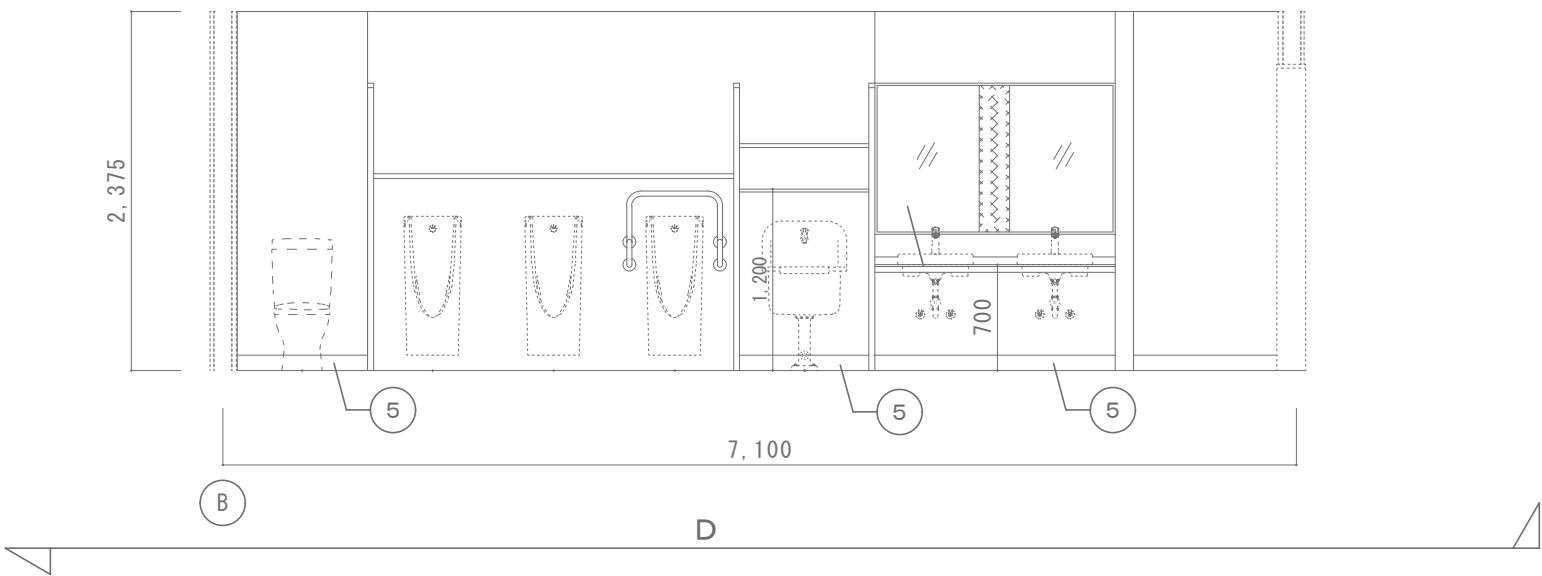
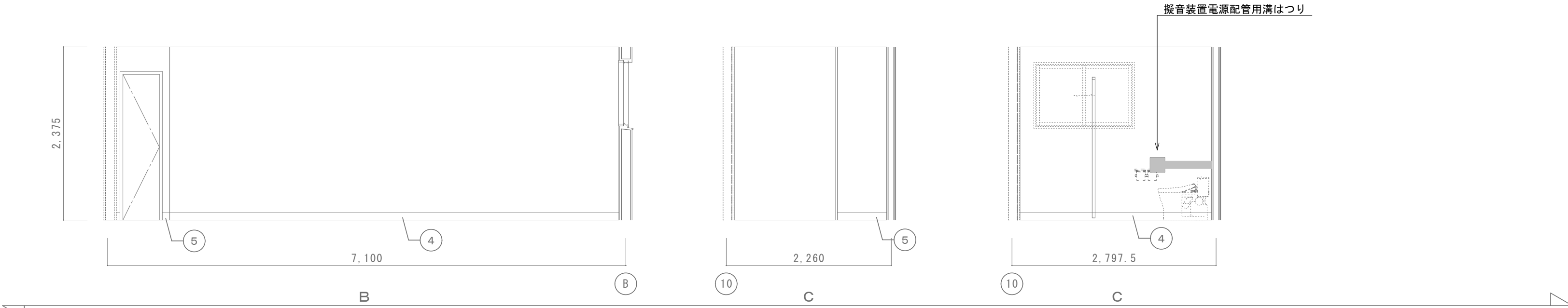
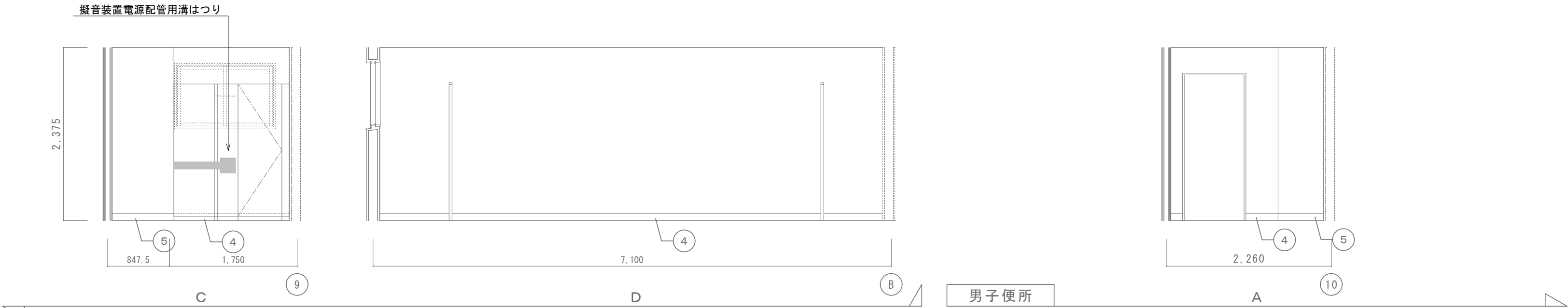
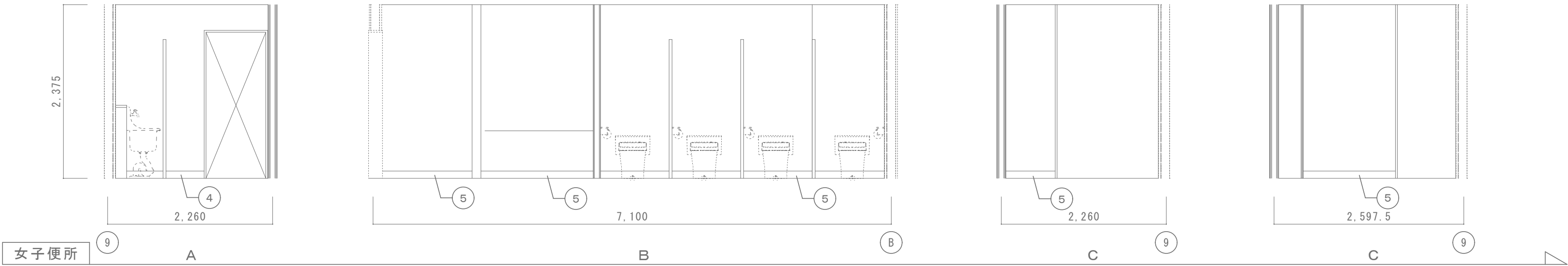




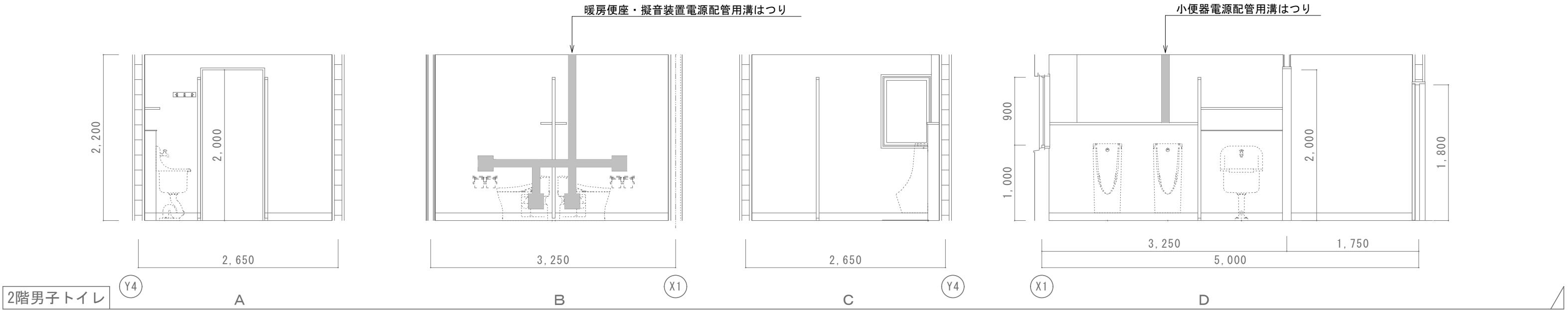
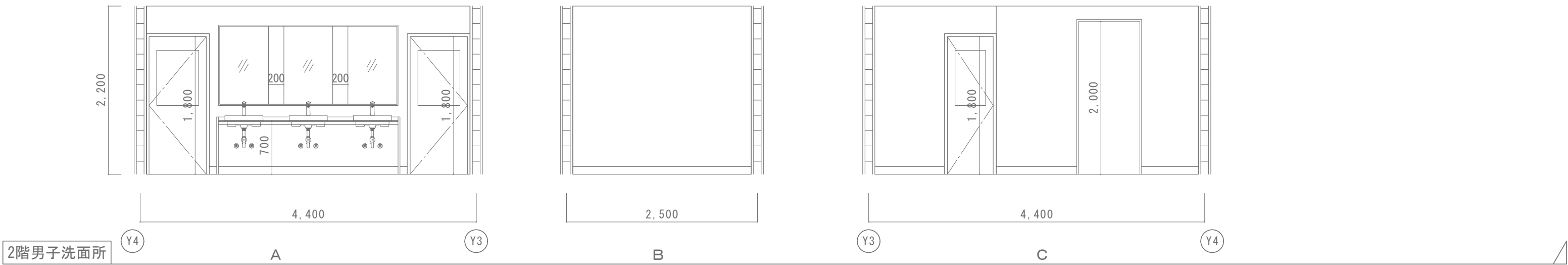
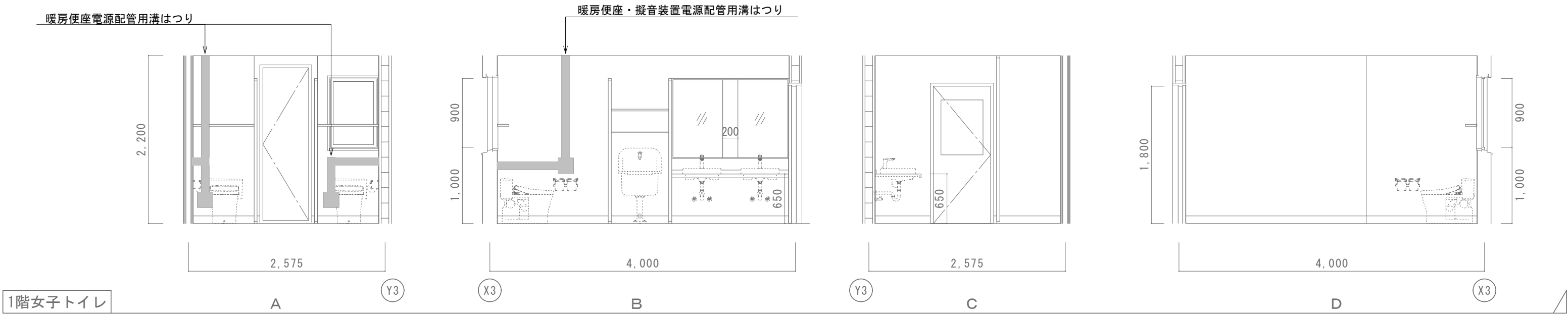
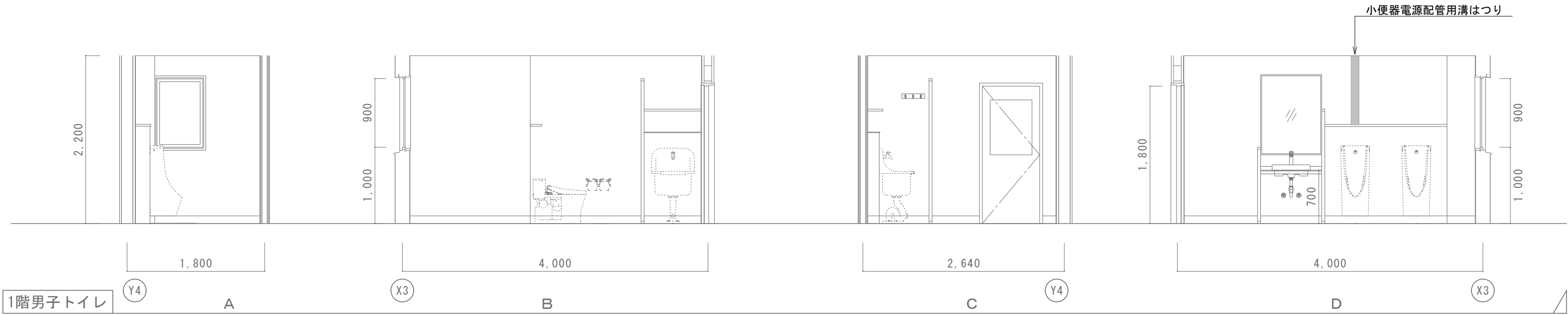
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-44	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	竣工	図面名	特別教室棟 改修後 1 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		通し番号
R6.6							51



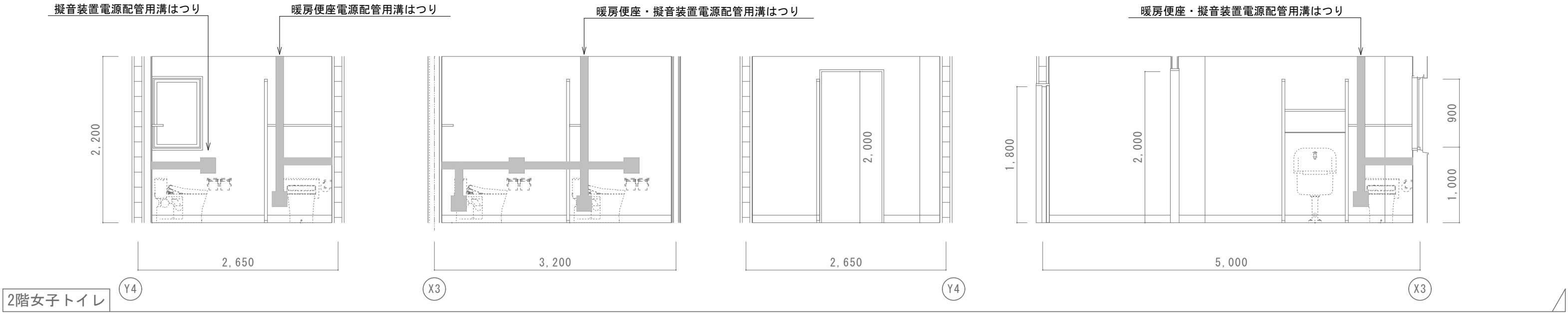
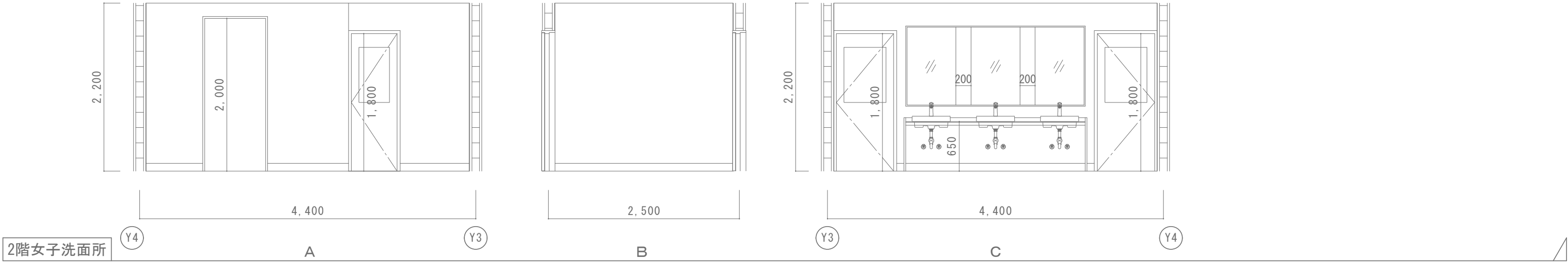
徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-45	 株式 会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	竣工	図面名	特別教室棟 改修後 3 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		通し番号
R6.6							52



徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-46	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 53
設計	竣工	図面名	北 校 舎 改 修 後 2 階 展 開 図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		
R6.6							



徳島県土整備部営繕課				工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-47	 株式会社 宮 建 築 設 計 MIY A 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	R6.6	竣工		図面名	宿泊訓練棟 改修後 1・2 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		通し番号
									54



		徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-48	 株式 宮 建 築 設 計 会社 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
	設計		竣工	図面名	宿泊訓練棟 改修後 2 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71 %		通し番号
		R6.6							55

■ 施工にあたっての留意事項

1. この改修工事は、日常の学校生活を継続しながらの施工となり、学校の授業に影響が出ないように十分に配慮しなければならない為、学校の授業に影響のある騒音・振動等を伴う工程は、休日又は夜間に行うことを見込んでいる。
2. よって、学校のテスト期間中などを考慮した詳細工程を作成し、学校管理者と調整をしながら学校の運営に影響が出ないようにすること。
3. 関連工事との取合いが多いため、建築、設備の総合図のとまりとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は急に行うこと。
4. 学校を使用しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、生徒・学校関係者及び来客者の安全・衛生確保に努めること。
5. 各ステップごとの（給水切り直し）を行うにあたり、学校の運営に支障を及ぼす工務の為、学校管理者と協議の上、日程調整を行うこと。

工事範囲グループリスト		
グループ名	棟名	室名
ステップ 1	教室棟（東）	1・3階男子トイレ・女子トイレ
	特別教室棟	1・3階男子トイレ・女子トイレ 2階準備室 PS+天井
	屋外トイレ	1階男子トイレ・女子トイレ

校舎棟ステップ1

※ 1 か月間は、30日として作成している。

概略工事工程表	期間(月)	1 ヶ月							2 ヶ月							3 ヶ月							4 ヶ月							5 ヶ月							6 ヶ月							7 ヶ月							8 ヶ月							9 ヶ月							1 0 ヶ月							～							1 5 ヶ月						
	期間(日)	7	14	21	28	35	42	49	56	63	70	77	84	91	98	105	112	119	126	133	140	147	154	161	168	175	182	189	196	203	210	217	224	231	238	245	252	259	266	273	280	287	294	301								427	434	441	448																														
仮設事務所・仮囲い																																																																																					
教室棟（東）（1～3 階同時）																																																																																					
特別教室棟（1～3 階同時）																																																																																					
屋外トイレ（1 階）																																																																																					

＜特記事項＞

本工事の契約時点において、既契約済である（既に着工している）関連工事（建築工事）の進捗状況により、本工事で行うべき工種（作業）が施工済になっている場合があることから、本工事の着工日以降、現場の進捗状況を確認し、施工済の工種はその費用を減額することとなる。

	徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号 E-49	 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番号 56
	設計 R6.6	竣工	図面名 留意事項・参考工程表(1)	縮尺 A2=- A3=71%		

工事範囲グループリスト		
グループ名	棟名	室名
ステップ2	管理・教室棟	1～3階男子便所・女子便所
	福祉実習棟	1階男子トイレ・女子トイレ・身障者トイレ
	宿泊訓練棟	1・2階男子トイレ・女子トイレ

校舎棟ステップ2

※1か月間は、30日として作成している。

概略工事工程表	期間(月)	1ヶ月	～	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	～	15ヶ月	
	期間(日)	7142128			98105112119126133140147154161168175182189196203210217224231238245252259266273280287294301308315322329337344351358									427434441448	
管理・教室棟（1～3階同時）															
福祉実習棟（1階）															
宿泊訓練棟（1・2階同時）															

<特記事項>

本工事の契約時点において、既契約済である（既に着工している）関連工事（建築工事）の進捗状況により、本工事で行うべき工種（作業）が施工済になっている場合があることから、
本工事の着工日以降、現場の進捗状況を確認し、施工済の工種はその費用を減額することとなる。

				徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-50	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	
				設計	竣工	図面名	留意事項・参考工程表（2）	縮尺	A2=- A3=71%		通し番号
				R6.6							57

工事範囲グループリスト		
グループ名	棟名	室名
ステップ3	屋外北トイレ	1階男子便所・女子便所
	北校舎棟	2階男子トイレ・女子トイレ 1階書道準備室 PS+天井

校舎棟ステップ3

※ 1 か月間は、30日として作成している。

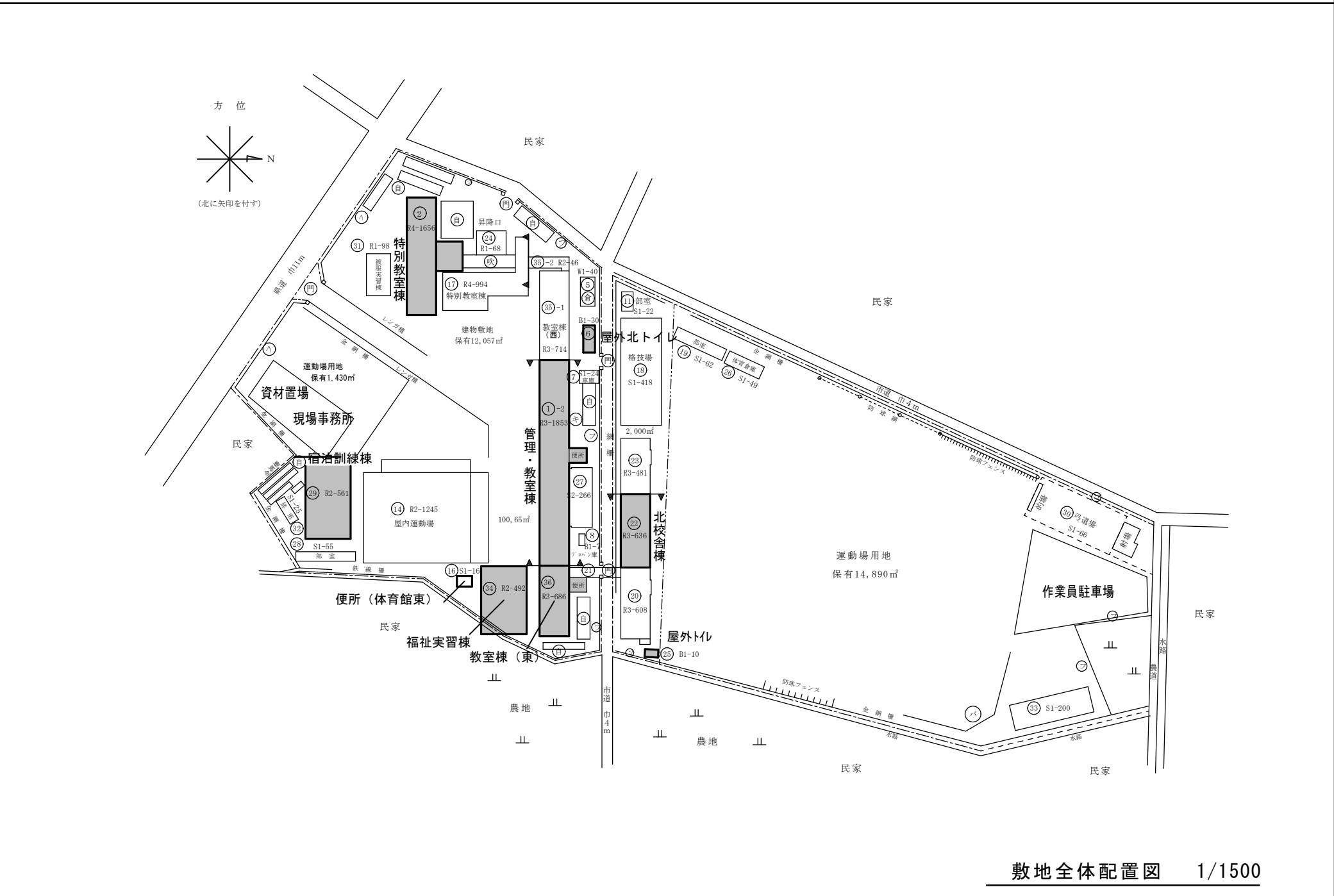
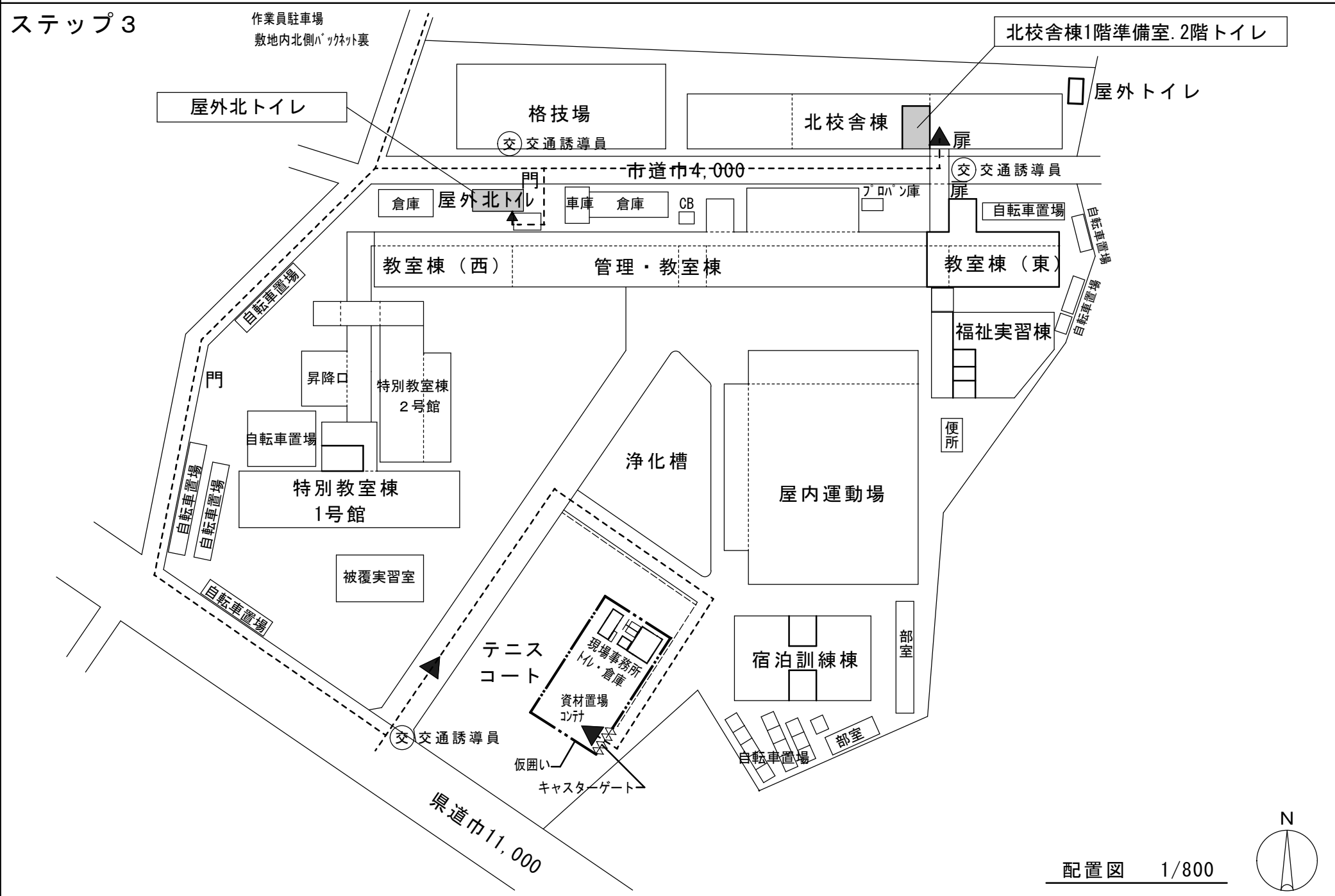
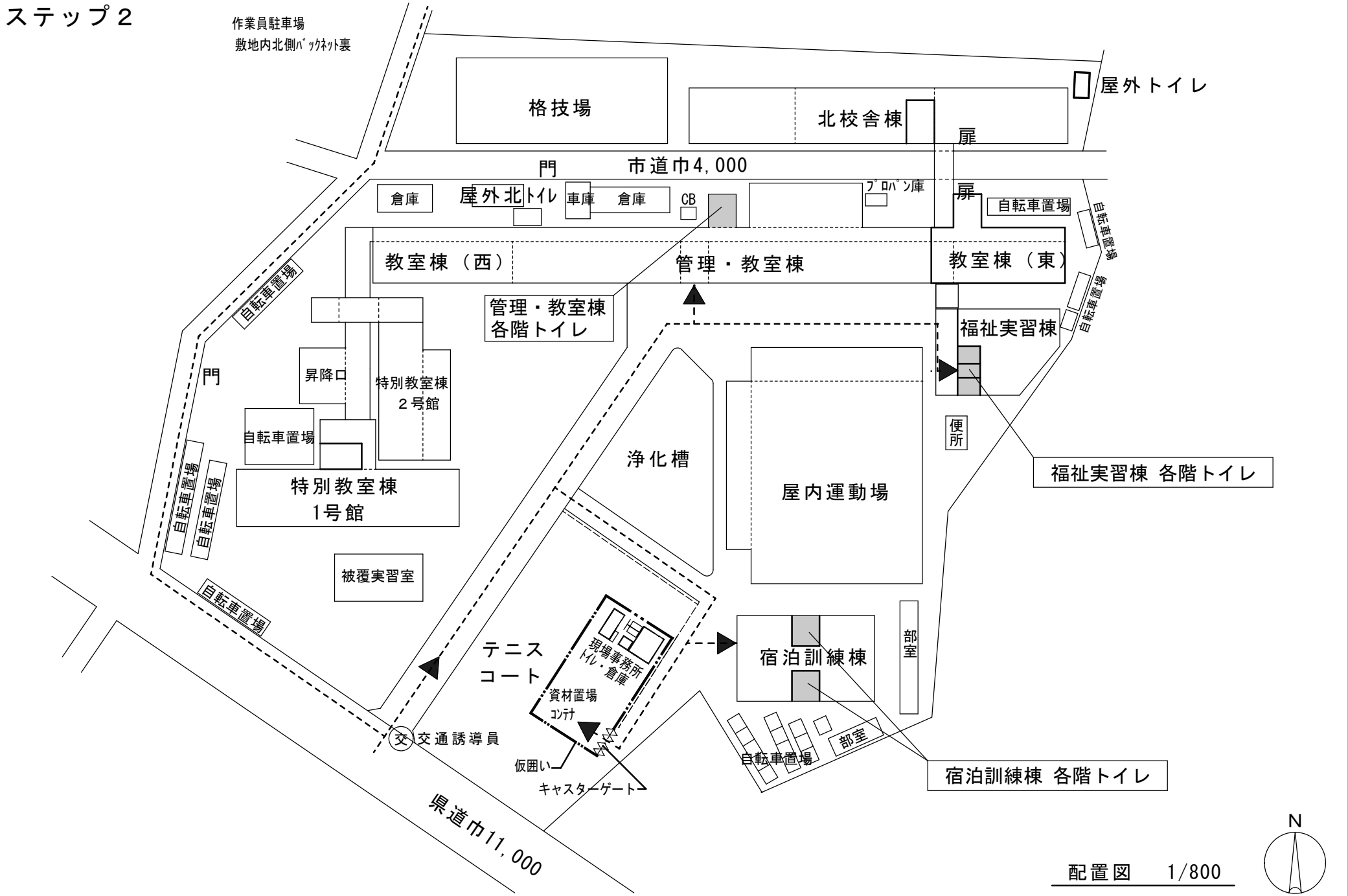
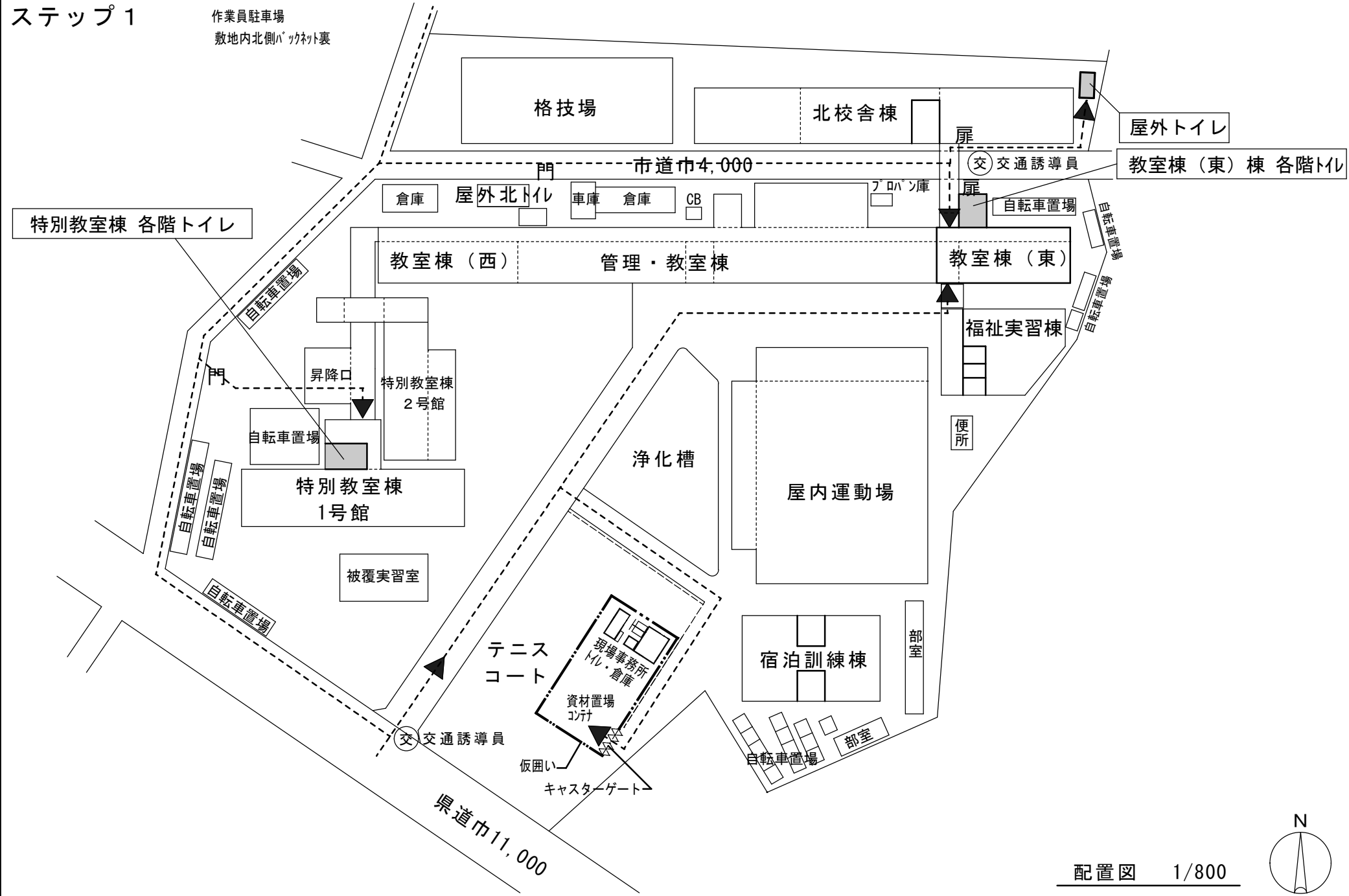
[illegible]

＜特記事項＞

本工事の契約時点において、既契約済である（既に着工している）関連工事（建築工事）の進捗状況により、本工事で行うべき工種（作業）が施工済になっている場合があることから、

本工事の着工日以降、現場の進捗状況を確認し、施工済の工種はその費用を減額することとなる。

		工事名 R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気		図面番号 E-51		 株式会社 宮 建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)		
徳島県県土整備部営繕課		図面名 留意事項・参考工程表 (3)		縮尺 A2=- A3=71%		通し番号 58		
設計 R6.6	竣工							



凡例		:各ステップ工事範囲を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号 E-52	 株式会社 宮 建築 設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番号				
		:資材搬入経路・出入口を示す						設計 R6.6	竣工	図面名 全体仮設計画図(ステップ図)	縮尺 A2=1/800, 1500 A3=71%
		:交通誘導員を示す									